

European Studies

ヨーロッパ研究 Vol. 15

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構
ドイツ・ヨーロッパ研究センター

目 次

I 論文

スペインにおける住宅ローン問題と社会運動の議会政治への進出 —「住宅ローン被害者の会」からバルセロナ市政へ—	5
池田 朋洋	
シュレーダー政権期の労働市場改革に見るドイツとEUの関係	17
松本 尚子	
日独外務省政策企画協議と日本の核武装問題 —エゴン・バルと1969年の日本訪問—	29
マイク・ヘンドリック・シュプロッテ	
連合軍による空爆戦とドイツの戦時社会 1939-1945年 —連邦共和国における想起の文化の変遷と歴史記述の傾向	43
ヨルク・エヒターンカンブ (猪狩弘美訳)	
執筆者紹介	49
『ヨーロッパ研究』論文・研究ノート募集	50

Table of Contents / Inhaltsverzeichnis / table des matières

I ARTICLES

Mortgage Problem and Political Change following the Spanish Economic Crisis: From “Platform for People Affected by Mortgages” to the Barcelona City Council	5
	Tomohiro Ikeda
Die Beziehungen Deutschlands und der EU im Rahmen der Arbeitsmarktreform der Regierung Schröder	17
	Naoko Matsumoto
Die Konsultationen der Planungsstäbe der Außenministerien Japans und Deutschlands und die Frage einer japanischen Atombewaffnung — Egon Bahr und der Besuch Japans 1969 —	29
	Maik Hendrik Sprotte
Der alliierte Bombenkrieg und die deutsche Kriegsgesellschaft 1939-1945: Erinnerungskultureller Wandel und historiographische Tendenzen in der Bundesrepublik	43
	Jörg Echternkamp
Contributors	49

I 論文

Articles

論文

スペインにおける住宅ローン問題と社会運動の議会政治への進出

—「住宅ローン被害者の会」からバルセロナ市政へ—

池田 朋洋

1. はじめに

サブプライムローン問題に端を発しリーマン・ショックを経て2008年にスペインまで到達した経済危機はスペイン社会に深刻なダメージをもたらした。失業問題、教育問題、衛生問題といった多様な問題が生じているが、本論文は其中でも住宅問題に焦点を当てるものである。スペイン経済危機が不動産バブルの崩壊によって生じたものであるが故に、住宅問題は現在のスペインにおいて他に例を見ない深刻さを伴って現われている。スペイン司法全体会議によると、2007年には25,943件だった抵当権の行使件数は、2008年には58,686件、2009年には93,319件に急増し、それ以降現在に至るまで高止まりしている¹。しかし、抵当権の行使に伴う強制立退きが社会問題化する中で政府が行ってきた対策は十分に機能しておらず、人々は政治への不信感を募らせている。

他方、住宅問題をはじめとした社会問題が長期化する中で、スペインでは二大政党制の終焉とも言われる大きな政治変動が起き始めている。2014年5月の欧州議会選挙では国民党 (Partido Popular) と社会労働党 (Partido Socialista Obrero Español) がいずれも大幅に票を減らし、大きな衝撃が走った。具体的には国民党が16議席、社会労働党が14議席と、ともに2009年の議席数から激減し、代わりに左派連合が6議席、新興政党「ポデモス (Podemos)」が5議席を獲得し、反緊縮派の勝利と見做された²。2015年5月に行われた市議会選挙では、二大政党がまたしても共に票を減らす一方で、マドリッドとバルセロナの二大都市では社会運動勢力の後押しを受けた新興政党が勝利するという事件が起きた。マドリッドではポデモスと協力体制にある新興政党「アオラ・マドリッド (Ahora Madrid)」が社会労働党と連立を成立させたことで同党の筆頭候補マヌエラ・カルメナが市長となった。バルセロナでは多様な社会運動経験者を擁する新興政党「共同バルセロナ (Barcelona En Comú)」³が第一党となり、左派との連立の末筆頭候補

のアダ・コラウが市長となった⁴。

こうした新興政党の登場が現在スペインで生じている社会問題と関連していることは言うまでもない。特にバルセロナ市長となったコラウは2009年から2014年まで「住宅ローン被害者の会 (La Plataforma de Afectados por la Hipoteca、以下PAH)」のスポークスパーソン⁵を務め、経済危機後の住宅問題に対応する社会運動家として長年活動してきた人物である。PAHの活動家であったコラウがバルセロナ市長になったことは、住宅ローン問題およびそれに対応する社会運動の現代スペイン社会における影響力の大きさを示す一つの象徴的な出来事であったと言える。

本稿は、スペインにおける住宅問題の展開を整理し、それに対応する社会運動団体であるPAHの活動を踏まえることで、従来議会政治とは距離をとってきた社会運動勢力が市政選挙を通して体制内へ進出したというその政治姿勢の変化を明らかにするものである。本稿で用いる一次資料は、スペイン・カタルーニャ州・バルセロナ市の「バルセロナ住宅ローン被害者の会 (PAH Barcelona)」にて、2013年10月から2014年12月にかけて筆者が行った人類学的フィールドワークに基づいている。社会運動家や債務者たちの視点と活動に焦点を合わせ、彼らから見た不動産バブル、住宅問題、そして現在の政治への認識を分析することは、その後の市政への進出という政治姿勢の変化を理解する上で不可欠である。

これまで経済危機下のスペインにおける社会運動の研究は、「15-M」運動⁶と呼ばれた2011年5月の大規模デモに関する研究の多くがそうであるように、広場などの公共空間における予示的社会的創造という非制度的かつ象徴的側面に焦点を当ててきた⁷。一方でこうした先行研究の性質上、社会運動の議会政治への進出という転換期にあって、その変化がどのようにして生じたのかを扱う研究はまだまだ不足している。そのため、本稿の分析を通じてこれを補う意義は十分にあると言えるだろう。

2. スペインの経済成長モデルとしての不動産バブル

スペインの経済危機は、世界金融危機からの影響を受けて不動産バブルが崩壊したことで生じた。一方で、当の不動産バブルは二大政党である国民党と社会労働党の長年の政策と深く結びついており、また現在それに関わる汚職疑惑が相次いでいる。こうした事実とそれに関わる認識は、住宅問題被害者の既存政党への不信のもととなっており、社会運動の活動内容やその後の議会政治への進出にもつながっている。そして不動産バブルに対する彼らの認識を理解するには、転換点としてのフランコ体制からの民主化と、その後の新自由主義政策の採用に遡らなければならない。

2.1 「民主化の失敗」

フランコの死後、スペインは驚くべき速さで民主化を果たした。しかしスペインにおける反新自由主義派の代表的経済学者であるピセンス・ナバラらによると、短期間でのこの民主化は現在に至るまで批判されているいくつかのフランコ体制の負の遺産を残すことになったという⁸。即ち、労働者階級の脆さ、巨大グループ企業と金融業界の並外れた政治的影響力、不完全な制度と市場、社会サービスの不足などである。更にナバラらは、公企業の民営化によって寡頭支配的な性格が強まったことと、それに伴って経済活動が金融と建設業界周辺へと特化したのは、スペイン内戦時代から政治権力、銀行家、建設業者、宅地開発会社の間に強い結びつきがあったことが原因であるとまで明言している⁹。しかし事実として政治家への建設業者の不正献金疑惑は数多く、スペインの住宅ローン債務者達の憤りはこの金融権力と政治権力との癒着に対して向けられる。さらに、金融権力を優遇してきたと彼らが捉える法律への怒りがそこに加わる。PAHの活動家であるセバスは以下のように述べている。

1978年の民主化には問題があった。銀行や大企業を優遇するような法律がそのまま残ってしまった。現に今起きている問題は銀行を保護する権利はしっかり保障されているのに、消費者を保護する権利がないがしろにされているから生じている。

スペインの不動産経済モデルがフランコ体制期の負の側面を抱えているという見方は「経済・社会・文化的権利監視団 (Observatori de Drets Econòmics Socials i Culturals)」とPAHによる共同調査報告でも指摘されている¹⁰。このような認識は現在のスペインの社会運動論者や反新自由主義論者に共有されているものであり、今に至る経済危機・政治汚職の流れとフランコ体制とをつなげる、いわば「民主化

の失敗」の議論にも共通するものである。彼らの立場から見れば、スペインはフランコ時代の負の遺産を抱えたまま、石油危機後の国内外からの新自由主義の流れへと組み込まれていく。そして1998年に、スペインにおける新自由主義政策が不動産業を中心に組織化される決定的な契機となった「土地法 (Ley del Suelo)」が公布されることとなる。

2.2 土地法

スペインにおける新自由主義化は、土地を再編することで不動産市場にとりわけ焦点化されていった。1990年代から2007年までのスペインの経済成長は、まさにこの分野によって牽引されていく。1998年土地法は「未だ都市開発の過程に組み込まれていない全ての土地を開発可能なものとするにより、土地の供給を容易にする」ためのものとして公布された¹¹。社会運動家と専門家の共同調査研究機関である「マドリード首都監視団 (Observatorio Metropolitano de Madrid)」の分析によると、問題はこの種の法案に「土地開発業者」という、それ自身が土地を所有することなくして土地開発に携わるアクターの存在が容認されたことであった¹²。これにより、土地の利用と消費はかつて無い狂乱状態に突入していったとされる。

更に1998年法を改正した2000年土地法、通称「全開発可能法」は、1998年法以降に開発不可地と判断されていた土地を更に開発可能地へと見直すことを可能とした¹³。これによってどれほど土地の利用率が増加したかを示す一例として、地中海に面し、この土地開発の主要な地点の1つであったバレンシア州の例を挙げる。バレンシア州では1987年と2000年の比較で、最も大きな面積を占める住宅用地としての都市区域が30.3%増加、工業・商業・交通区域も79.1%増加し、全体では52.1%も開発可能な土地区域が増加した¹⁴。一方でこのバレンシア州では、地中海モデルと言われるリゾート開発の中で、まさに建設業者と政治家との癒着がスペインの中でも稀に見る規模の巨大な汚職となって現われた¹⁵。

コラウらは土地法を不動産バブルへの投機と汚職に与した意図的なものと糾弾している¹⁶。土地法は土地市場を民営化し、都市化可能な土地を増加させ、土地市場を投資の場へと変えた。しかしそこでは同時に多くの汚職が生じ、バブルを加速させていったという指摘である。バルセロナのとある銀行で支店長を務める人物は、筆者のインタビューで以下のように当時の状況を回顧している。

土地法以降、どんな土地だろうが好きなように指定して開発できるようになった。業者があつた土地をまわして欲しいと言えば、市役所はそのままに許可を与え賄賂を貰っていた。銀行は開発業者に融資をし、そう

して開発された土地は売りさばかれる際、住宅ローン債務者としての一般消費者という商売顧客を銀行に更にもたらした。銀行にとってはいわゆる「両手に顧客」の状態だった。

「マドリード首都監視団」も同様に金融化の焦点として市場に土地を大量供給した「土地の政治」が存在したことを指摘した上で、更に以下のように付け加えている。即ち、証券化などの金融工学によって住宅ローン市場をも更に金融市場に結びつけた「住宅ローンの政治」の存在である¹⁷。以上のように、スペインの不動産バブルが土地法を基点とした土地と住宅の金融化によって準備されたことは事実であり、また汚職によるその激化が社会運動側から指摘されている。

2.3 バブルとその規模

スペイン勤業省のデータを参照すると、データ上最も古い1995年第一四半期の一平方メートルあたりの住宅価格は全国平均で670.8ユーロだったのに対し、バブル崩壊直前の絶頂期である2008年第一四半期の住宅価格は2,101.4ユーロとなっている。つまり、単純に計算して住宅価格は313%も上昇している¹⁸。また、スペインでの住宅着工件数は1991年には161,066件だったものが、最盛期の2006年には664,923件に増加し、バブル崩壊後は激減して2013年には29,232件となっている¹⁹。2007年までの十年間でのスペインの住宅着工件数は、フランス、ドイツ、イギリスのそれを合わせたより多く、不動産業、建設業を合わせるとGDPの43%に上ったという²⁰。1997年から2002年までのスペインの国内総生産の伸び率は26%だが、建設部門のそれは71.5%にも及んだとの見方もある²¹。以上のような不動産バブルの中で、銀行は住宅ローンを通して一般消費者へと貸付を行った。スペインの銀行による一般消費者への貸付総額は2002年には7,016億ユーロだったものが、2008年には1兆8,000億ユーロへと激増している。また、このうち70%は建設業と関連する事業、すなわち不動産バブルに絡んでいる。他方、このバブルを維持するために、スペインの銀行は欧州（主にフランスとドイツ）の銀行から総額4,280億ユーロに上る融資を受けている²²。

こうした状況下で家計の債務額は前例の無い規模で膨れ上がることになる。コラウらは、1997年から2007年の10年の間に、家計の債務額の可処分所得に対する比率が55%から130%へと増加しており、その債務額の3分の2は住宅ローンによるものであると報告している。この間、住宅価格の急騰により、住宅ローンの支払いに掛かる費用が収入の37.6%から51.2%に増加していることも同時に指摘されている²³。

2.4 社会運動側から見た不動産バブル

注目すべきは、後に崩壊することになる以上のような成長モデルが、コラウらをはじめとする社会運動側の論客やそれに近い立場を取るナバロらのような反新自由主義派の論客によって、フランコ体制期からの連続性をもって国民党と社会労働党の両党によって推進されてきたものとして批判されていることである。彼らは新自由主義的政策と不動産バブル助長政策に対して両政党のどちらにも責任があると述べる。さらに、この不動産バブルによる成長モデルに付随してくる政界と建設業界の汚職問題にも両党共に絡んでおり、これがますます大きくなる今日の両党への不信につながっているのである。

コラウは、スペインにおける汚職の多くが不動産バブルに関係したものであると語っている²⁴。2013年1月には、企業からラホイ首相を含む国民党幹部に不正な献金が為され、これを国民党が裏帳簿の形で管理していたという汚職疑惑が報じられたが、この不正献金の多くは建設業者からのものだった²⁵。こうした汚職は国民党に限ったことではなく、社会労働党もコスタ・デル・ソルのリゾート開発の例を中心として汚職に関わっている²⁶。二大政党を中心とした既存政党の汚職問題は、現在の経済危機を生み出した不動産バブルによる経済成長モデルの負の側面として、多くの社会運動が批判してきた点である。

3. 不動産バブル期の消費者達をめぐる状況

上述した不動産バブルの中で、スペインの一般消費者たちは現在の住宅問題へとつながるローンを組むことになる。これに関して、一般消費者がリスクを考慮せず身の丈に合わない無理なローンを組んだという捉え方は、現在何故彼らがこれほどまでの怒りを持って社会運動に参加しているかを説明し得ないだろう。実際のケースを知りインタビューを行うと、そこには「買わざるを得なかった」と感じさせる状況が存在していたことがわかる。具体的には、住宅ローンに対して政府が常に減税措置などのインセンティブを与え続けていたこと、そして賃貸自体がバブルの煽りを受けて維持できなくなるほど高く感じられるようになったことが挙げられる。また、住宅ローンの契約のさせ方、その内容にも現在の住宅ローン問題につながる重大な問題が潜んでいたことも同様に指摘する。

3.1 住宅ローンに関する減税措置

不動産バブル期を通して、住宅ローン市場に対しては住宅購入に際する所得控除や消費税減税といった減税措置によって購入のインセンティブが与えられ続けた²⁷。コラウらは1978年以降、こうした住宅購入を促す減税措置が国民党、社会労働党問わず両党によって実施され続けたと指

摘している²⁸。90年代には、減税措置あるいは住宅購入に対する助成措置は最終的な住宅購入価格の20%分に相当する金額にまで登ったと試算されている。またバブルの絶頂期である2006年には、住宅ローンに対する減税措置によって生じた財政負担は60億ユーロに達した²⁹。

しかし減税措置が住宅価格にある程度反映されてしまうことも踏まえると³⁰、これらの措置は購入のインセンティブというだけでなく、住宅価格の高騰という形で消費者にとってのプレッシャーとなってもいた。つまり住宅の買い手であり住宅ローンの借り手である消費者にとっては、バブル自体と減税措置を背景とした住宅価格の急騰への焦り、買い時を逃せば二度と手が届かなくなるという恐怖が一面にあったことが指摘できる。これについて、PAHのメンバーであり、住宅ローン問題を抱える債務者であるビトは以下のように語っている。

2003年ごろには住宅価格がどんどん上がっていくことに焦りを感じ始めた。賃貸の価格も上昇していた。早く住宅ローンを組んで買ってしまわないと、持家にしろ賃貸にしろ、近々もう払えないような価格にまで上昇してしまうのではないかとこの焦りから、購入を検討し始めた。そして2004年に住宅ローンで住居を購入した。

他方で、このビトの発言にも見られるように、住宅購入へのインセンティブや焦りとともに、もう一方の選択肢である賃貸価格への不安が並存していることは重要である。なぜなら、不動産バブル期を通しての賃貸住宅の供給数の少なさと賃貸価格の上昇が、消費者達に住宅ローンを組んで住宅を買わざるを得ないと感じさせたもうひとつの要素だからである。

3.2 アクセス可能な賃貸住宅の不足

スペインでは長年賃貸住宅不足が課題となっていた。スペイン国立統計局によると、2001年の国勢調査では、賃貸住宅は住宅全体の11.4%にしか過ぎず、経済危機後の2011年の国勢調査の結果でも13.5%に微増しているに過ぎない。これに対し、持家の比率は2001年で82.2%、2011年でも78.9%にも及ぶ³¹。これはヨーロッパ全体で見ても非常に高い数字である³²。特に1985年、1994年法による賃貸市場の自由化と賃貸契約の延長の排除は、賃貸住宅市場の成長を刺激するどころか不動産バブルと住宅ローン問題に油を注ぐことになった。賃貸価格が保護されなくなることで不動産バブルによる住宅価格の煽りを受ける形で賃貸価格が上昇を続け、借り手にとってアクセス可能な賃料水準にある賃貸戸数が減少の一途を辿ることとなったのである³³。現に賃借可能な住宅を見つけれず、住宅ローンを

組んで住宅を購入することを選ばざるを得なかった人々が多い。PAHの活動家セバスはこれについて以下のように語っている。

私は長年賃貸派だった。1999年まで、25年間を賃貸で過ごしてきた。それが1995年の賃貸法改正で、賃貸価格もどんどん上がるようになってきた。当時の社会労働党政権は観光業と建設業を生産の要に据えていて、家をどんどん買わせるためにこの法律を作った。結果的に、私も1999年には15年ローンで家を買った。妻には「年貢の納め時ね」と今までの賃貸生活を損失のようにからかわれたよ。

以上のような住宅ローンに関する減税政策の推進と賃貸政策の失敗によって、住宅ローンを組んで住宅を購入することが消費者の唯一の選択肢となってくる。更に、「住宅の価格は決して下がらない」という不動産バブルにお馴染みの神話がこれに加わった。PAHのメンバーであるジュンビは当時の状況を以下のように回顧した。

ローンを組んで家を買うことへの社会的な圧力さえあった。家族や親類と一緒に居る時に、「賃貸は金を捨てるようなもの」「年をとったときに家が無かったらどうするのか」「収入が無くなったら、どこに住むつもりなのか」「あなたに必要なが無かったとしても、子供達のために買いなさい」などと言われる。それに「家は絶対に値下がりしないから」とも言われた。

こうした神話を証明するひとつの例として、住宅ローン契約の長期返済化が挙げられる。スペインの住宅ローン契約は、1997年には平均19年返済だったものが、2007年には28年返済にまで長期化しているのである³⁴。

3.3 契約の手法：交差保証人と共同保有

以上のような状況下で、不動産業者は住宅を売りつけ、銀行は支払い能力に疑問のある消費者に住宅ローンを貸し付けていくことになる。その際、リスクの隠蔽のために不動産業者と銀行が採った契約のさせ方に、交差保証人と共同保有という手法があった。交差保証人とは支払い能力に不安のある債務者同士を互いの保証人とすることで住宅ローンの貸付を可能とする手法である。この際、債務者同士は親族や同国出身者ということもあれば、顔も見たことのない赤の他人ということさえあった。交差保証人はどちらかが債務の返済ができなくなった場合に共倒れする可能性が非常に高く、現在の住宅問題拡大の原因のひとつとなっている。

共同保有とは、二人の消費者がお互いの住宅の50%ず

つを購入し、それぞれの50%分に対して住宅ローン契約を組むことでリスクの隠蔽を図る手法である。この手法の被害にあったPAHの参加者フアンは当時の状況について以下のように語る。

2004年にバルセロナに家を買った。その時は私の収入が足りなかったからか、家の50%ずつを全く知らない他の人と共同保有するという形になった。私の家は私とその人が50%保有し、その人の家も互いに50%ずつ保有している。そして互いの家にはそれぞれの家族で暮らしていた。

この類の契約は、一方の債務者がローンを払えなくなった際にもう一方がその家を維持したい場合などに、支払い不能に陥った債務者の方が銀行と交渉しづらくなるなどの問題を現在生じさせている。

3.4 住宅ローンの契約に含まれた「不当条項」

更に当時の住宅ローン契約の内容自体が問題を多く含んだものであったことも住宅問題を深刻化させた。特に契約において問題のある条項は現在ではPAHによって「不当条項」と見做され、債務者達の支援を行う「相談集会(Asamblea de Asesoramiento)」において情報の共有が行われている。そこで挙げられていた不当条項の例として、以下のようなものがある。例えば、「下限/上限金利条項」の問題。スペインの住宅ローンは欧州銀行間取引金利(Euribor)を基準とした変動金利型がほとんどであり、金利の増減が注目点になっていた。下限/上限金利条項は、この金利変動に対して一定以上影響を受けないような下限金利と上限金利を設けることでローンの安定性を確保する目的で多くの契約に組み込まれていた。しかし、この下限と上限の設定値が多くの場合銀行側にのみ利するような値に設定されていたのである。例えば下限金利は5%なのに対し上限金利は18%であるというような条項が現地でも多く見受けられた。その他、時には20%にもものぼる過剰な延滞利率の設定、未払いが生じた際の即座の全額償還を認める条項など、多くの不当条項が存在している。

こうした条項の存在は、結果的に金利の上昇による月々の支払額の増加、失業によって未払いが生じた時点での延滞金利による債務の膨張を助長し、ローンの維持を困難なものにした。未払い時の即時償還条項などは抵当権の行使手続きが即座に進められることを意味し、一度支払いが困難になると一気に家を失う事態にまで進んでしまう状況を生み出している。

3.5 「永遠の債務」

経済危機下のスペインでは、このような問題含みの貸付

の後にローンの未払いが生じることとなった。未払いが生じる理由としては、まず第一に経済危機後の失業の問題が挙げられる。経済危機前夜の2007年には7%から8%台で推移していた失業率は、危機後徐々に上昇をはじめ、2010年第四四半期には20%台に突入、その後、現在に至るまで、25%前後の高失業率が続いている³⁵。「経済・社会・文化的権利監視団」とPAHの共同アンケート調査においては、住宅ローン問題を抱える債務者の内70.4%が失業問題を支払い不能に陥った主要な理由として抱えていることが確認されており³⁶、両者に強い相関があることは明白である。

第二に、スペインの住宅ローンのほとんどが変動金利だったことが挙げられる。これにより、場合によって月々の支払額が増加していき、失業や家庭問題に絡んでローンが払えなくなる人が続出した。そして一度未払い分が生じると延滞金利が生じ、益々月々の支払いが膨張していくことになる。PAHのメンバーのフランセスクは月々の支払額の増加について以下のように語っている。

2004年に住宅を購入した際、月々のローン支払額は700ユーロだった。2009年には自分の月収が1,400ユーロだったのに対し、支払額は1,100ユーロにまで上がった。離婚したため、妻の月収900ユーロも当てに出来なくなり、払えなくなった。買った瞬間には想像もしなかった形で月々の支払額が増加していき、その度に非常な困難を覚えた。

そして一度未払いが生じ債務が膨張すると、スペインの現行法ではその債務から逃れる手立てが用意されていないことから、PAHの活動家や債務者達が「永遠の債務」と呼ぶものが誕生することになる。まず多額の残債務が生じる理由としては、強制競売法の競売不成立時の債権者の買い取り価格についての規定がある。ローンの未払いが生じた場合、契約によって差はあれ1~6ヶ月以内に抵当権の行使手続きが開始され、1年から1年半のうちに強制競売が行われる。経済危機下でこの競売に買い手がつくことはまず無くほとんどの場合が売買不成立となるが、この場合、現行の強制競売法では債権者が住宅の査定価格の70%の金額でこれを買取ることを認めている³⁷。つまり70%での買取額と借金総額との差額は債務者の残債務としてそのまま残ることになる。これに更に延滞金利、裁判費用が上乗せされ、債務者に残された借金はこれを元に益々利息によって膨らんでいく。多くの債務者はこうした類の借金を返せる見込みがない。更に、スペインの現行法には自己破産に該当するような制度も個人消費者のためには整備されていないため、残った債務を清算する手段がない。ヒューマン・ライツ・ウォッチはこれを住宅問題におけるスペイ

ン法の問題として指摘している³⁸。こうして債務者には膨張した債務だけが「永遠の債務」として残ることになる。これがスペインの住宅問題において強制立退きの後も債務から逃れる術を持たない多くの人々を絶望させているのである。

4. 社会運動による解決の模索と、議会政治への進出

4.1 政府による住宅問題対策法とその限界

前節までで見たように住宅問題が日々その深刻さを増す中で、政府が何もしてこなかったわけではない。例えば2012年6月に公布された救済法案6/2012勅令³⁹は、特定の条件下の債務者に対して、2年間の抵当権行使手続きの中止とともに、住宅ローンの再編、一部減免、あるいは住宅そのものと引き換えに債務の帳消しを行う代物弁済(Dación en Pago)⁴⁰を認めている。しかし、これに該当するための条件が厳しすぎることににより、実際にはほとんど適用されていないのが現状である。例えば、債務者自身の条件として世帯収入が最低賃金の3倍未満であること、住宅ローンの月々の支払額が収入の50%を超えていること、債務の返済が可能な保証人が存在しないこと、対象となる住宅が唯一の住宅であり、かつ当事者らによって住まわれているものであること、購入価格が大都市圏では20万ユーロ未満、それ以外では12万ユーロ未満であること、などが条件として挙げられる。経済省によると公布から1年で全国から4,385件の申請がありそのうち3,322件が処理されたが、2,190件は条件を満たさないため却下され、代物弁済が認められたのはたった298件に過ぎなかった⁴¹。

他にも27/2012勅令⁴²で一定の条件下の債務者に対する2年間の強制立退き猶予が認められたが、これも条件は依然として厳しいものとなっている。また、失業率が高止まりする現状では2年間という短期間で家計状況が回復するような事態は考えにくく、債務者たちはこの法律が根本的な解決にはならないと感じている。先に見たように、抵当権の行使件数は2014年でも依然80,749件と高い水準のままであり、根本的解決に至っていないのである。このように問題の深刻さに反して政府からの解決策が乏しい中で、債務者たちはいよいよ自らの手で政治に働きかけていくことになる。その最たる象徴がPAHであると言えるだろう。

4.2 PAHによる住宅問題の解決の模索

PAHは2009年にバルセロナでアダ・コラウを中心に設立された。当時は住宅ローン問題がすでに顕在化していたが、住宅による代物弁済や社会住宅の提供など、今では銀行や行政との交渉の末に成立することの多い解決案のどれも認められることの無かった時期であった。こうした状況の中で、PAHは人々が返済不可能な債務から逃れ、住む家

を失わずに済むように、ありとあらゆる手段を講じていくことになる。

PAHによる住宅ローン問題解決の手法は以下のようなものである。まず、債務者達に対して抵当権の行使プロセスを中心に法律相談に乗ること。これは参加者全員での集会の形式を取り、お互いのケースを参照することで日々学び、銀行との交渉の余地がどこにあるのか、強制立退きまでの期間はどれくらいあるのかなど、債務者達が自身の手で何が出来るのかを学ぶことを可能にしている。他方、債務者自身が銀行との交渉で困難に陥った場合は、PAHのメンバーが共に交渉に赴き、時と場合によっては銀行を占拠して交渉の進展を要求する。現在では多くのケースは以上の二つの手段によって解決に至っている。しかし、それでも銀行との交渉が成立せず抵当権の行使が止められない場合、PAHは当の住宅の前で人間バリケードを築くことにより、強制立退きの阻止を行うことになる。それでも強制立退きが執行されてしまった場合は、PAHによって占拠された空き家に立ち退かされた債務者達を移住させることで人々が路上に放り出されることを防いでいる。こうした活動の結果、PAHは2015年7月現在までに全国で1,663件の強制立退きを阻止し、占拠した空き家に家を失くした2,500人の人々を移住させることに成功している⁴³。

一方で注目すべき点として、この運動が「非政党的運動(Movimiento Apartidista)」を名乗っていることを指摘しておく。これは、ひとつには債務者達がどんな政治的立場に立つにせよ、平等に援助するためである。しかし他方でこの非政党性は、スペインの既存政党が今まで行ってきた癒着や汚職から距離をとるためであり、政治全般への不信の表明でもある。既存の政党政治全体に対する拒絶は、15-M運動にも同様に見られる特徴であり、後の二大政党の凋落と新興政党の登場を予期する態度であると言える。

4.3 住民発案の提出

上述のように非政党的社会運動であるPAHが抗議活動を通して目に見える成果をあげる一方で、それでも抵当権の行使件数は大幅に減ることが無いのが現状である。実際、PAHの存在を知らず、助けを求め場所を知らないまま家を追い出される債務者達が多く居ることをPAHの活動家達は危惧している。また、銀行との交渉や強制立退きの阻止は常に多くの活動家や債務者達の労力を必要とする。

この状況を打開し、返済不可能な「永遠の債務」や強制立退きを生む法律自体を変えるべくPAHを中心とした社会運動団体が連携して行ったのが、住民発案(Iniiciativa Legislativa Popular)の提出である。住民発案とは、市民による下院への立法の提案を許可する制度であり、最大9ヶ月の間に最低でも50万人分の署名が必要となる。今回の場

合、PAHはこの住民発案により、既に抵当権の行使が済んだ件も含めた遡及的な代物弁済の実施、強制立退きの延期、金融機関が大量に保有している空き屋を社会住宅に用いること、という三つの要求を中心とした法改正を求めた⁴⁴。これらのアイデアは、日々代物弁済のために銀行と交渉していること、強制立退きを阻止するために早朝から住居の前に人間バリケードを築いていること、強制立退き後に行き場をなくした家族を占拠した空き屋に住まわせていること、といったPAHの日々の活動に完全に合致するものである。最終的には世論による後押しを受け140万人分もの署名が集まり、住民発案は無事に提出された。

しかし、住民発案とは住民によって当初申請された草案がそのまま法として成立するものではない。実際には議会による吟味と政府による修正が後に待っている。結果として、この発案を受けて国民党が提出した修正案は、PAH側が到底受け入れられるものではなかった。特に国民党が代物弁済の遡及的な適用を認めず、更にその他の条件も制限したことは大きな相違であると見做された⁴⁵。その結果、PAH側はこの住民発案は既に自分達の提案したものとは全く別物になったとして、これの撤回を求め、法案が自分達の名の下に公布されることを拒否した⁴⁶。結果的に住民発案は1/2013法として公布されることになったが、最も重要視された部分は削除されたままとなった。1/2013法では、社会経済的に著しい疎外状況にある債務者の強制立退きの延期、強制競売不成立後の債権者による物件の取得価格を住宅査定価格の70%に引き上げること、抵当権行使後の残債務を5年以内に65%返済できた場合残りの35%を、10年以内に80%返済できた場合は残りの20%を帳消しとすることが認められるに留まった⁴⁷。

住民発案が「骨抜き」にされてしまった経験は、現行の政治制度の中で市民が外側から働きかけることの限界を人々に感じさせるものだった。これは、後のコラウと共同バルセロナの政界への参入で明らかになったように、今や議会政治の内部へと社会運動と市民が踏み込んでいく事態へとつながっていく。

4.4 欧州司法裁判所による先決裁定

PAHによる活動以外にも、債務者自身が強制立退きの違法性を主張し、状況を大きく変えるきっかけを作ったケースがある。スペイン法に基づいた抵当権の行使手続きがEU法に違反すると判じた欧州司法裁判所による先決裁定（判決番号：ECLI:EU:C:2013:164、事件番号：C-415/11）である⁴⁸。モロッコからの移民で住宅ローン債務者だったモハメド・アジズは、自らの住宅ローン契約に18.75%の延滞利率や未払い時の即座の全額償還といった不当条項が含まれていたにもかかわらず抵当権が行使され強制立退きにあったとして、これについてバルセロナ商事裁判所に異

議申し立てを行った⁴⁹。これを受けて裁判を担当したフェルナンド・セイホ判事は、スペイン法に基づいたアジズ氏の住宅への抵当権の行使手続きに関するEU法の解釈について、欧州司法裁判所に解釈問題を付託した。

結果的に欧州司法裁判所の先決裁定においては、この抵当権の行使手続きはEU法に定められている消費者の権利の保護に違反していると判じられた。具体的には、不当条項による契約の不当性が争われる場合でさえ、これを理由に抵当権の行使手続きを止めることが出来ない点が、「消費者契約における不公正な契約条項に関する理事会指令」（93/13/EEC）に違反すると判断されたのである⁵⁰。これはEU法のレベルからスペインの住宅ローン問題訴訟に関して、債務者側の勝訴に近い形となった最初の判決であり、大きな反響を呼んだ⁵¹。

この欧州司法裁判所の先決裁定の解釈内容は、先述の住民発案を元としたスペイン法改正（1/2013法）に一部組み込まれ、抵当権の行使判決通知後10日間、債務者の側から不当条項に関する異議申し立てを行うことが可能となった。既に行使手続きが進行中のケースについても公布日から1ヶ月の間異議申し立てが可能となり、2014年にはこの異議申し立ての結果、強制立退き後に不当条項が認められたケースが生まれ、抵当権の行使が無効と判断された。これにより、スペインで初めて、強制立退きにあった債務者が再び当の住宅に戻るといった事態が生じた。しかし他方では、1/2013法では不当条項に関する異議申し立てが可能な期間が上述の通り限定されており、ごく少数の申請しか実現しなかったため、効果は限定的で引き続き批判の対象となった。そして欧州司法裁判所は2014年7月に改めて、1/2013法に基づいた国内措置が未だにEU法に反しているとの判決を下すこととなった⁵²。

4.5 社会運動の議会政治への進出

PAHによる活動や住民発案の提出、また欧州司法裁判所の先決裁定などによって住宅ローン問題の深刻な現状を変える契機が生みだされる一方で、当の住民発案が骨抜きにされたり先決裁定が遵守されないことにより、数多の債務者達は未だ根本的な解決を見出せないでいる。社会運動参加者の側から見れば、解決を阻害しているのは今やそれを本来解決すべき制度側の対応である。4.1節で示したような債務そのものについての救済措置の機能不全に加え、本来住宅問題の被害者に社会住宅を提供すべき行政がこれをなかなか認めないこと等も問題の解決を一段と難しくしている。これに関してPAHの活動家であるリュムは以下のように語っている。

多くの市町村で、社会住宅の提供を受けるには、借金がないことと不法占拠をしていないことが要件と

なっている。しかし、実際に社会住宅を求めるような窮状にいる人々とは、借金があたり、不法占拠をせざるを得ない人々だ。今ある制度は明らかに現状と矛盾していると思えない。

こうした制度側の対応の不備に対して、アダ・コラウはPAHのスポークスマンを辞め、新興政党「共同バルセロナ」の前身となる市政を目標においた政治団体「勝ち取ろうバルセロナ (Guanyem Barcelona)⁵³」を立ち上げるに至る⁵⁴。これは4.2節で指摘したようにPAHが従来「非政党的社会運動」として議会政治から距離をとってきたことを考えると、非常に大きな政治姿勢の変化であると言える。そのマニフェストは、「ここ数年多くの社会運動や市民の手によって旧い政治によってもたらされた詐欺が明らかにされ、こうした政治が人々の要求に答えられないものである」ことを指摘した上で、エリートによる「上からの制度的な妨害を許さず、制度を大多数の人々に仕えるものにならなければならない」と表明している⁵⁵。ここで言う「旧い政治によってもたらされた詐欺」とは不動産バブルとその後の経済危機のことであり、「上からの制度的な妨害」とは社会問題の解決を阻んでいる法や行政の対応に他ならない。

これまで議会政治に対して興味を示してこなかった社会運動勢力が、制度的な弊害を目の前にしてその制度そのものを変えるべく議会への進出を試みる、という重要な転換がここに生じているのである。

4.6 社会運動の論理の市政への導入

結果的に「勝ち取ろうバルセロナ」は2015年市議会選挙に際して「共同バルセロナ」として再結成され、バルセロナ市議会選挙で第一党となった。この共同バルセロナの特徴としては、既存政党への批判精神から政治家の特権の排除や透明性の確保といった倫理コードを策定し、これを重要視していることをまず指摘しておく。候補者は政党によって定められた倫理コードを遵守することが義務付けられている。これは数々の癒着や汚職を生み出してきた政治家の特権に対する批判を前提としており、所属議員の全ての政治活動の公表、その月収を2,200ユーロまでとすること、政治活動に関わる収支を全て公表することなどをその内容とする⁵⁶。また実際に選挙時に掛かった費用ならびに収支の内約はホームページ上で全て公表されている⁵⁷。

更に政策提言資料の文頭に記されている「4年に1回の選挙にとどまらない真の民主主義を欲する」という立場表明には、既存の議会政治の仕組み自体を変えようという意思が込められている⁵⁸。そこには、「集合的な合意形成は、市民と行政が共同で権限と責任を持てるように機能しなければならない」との立場のもと、「社会運動や市民による

発案の実施、市民投票の実施の承認条件の緩和」やその義務化のためのメカニズムの形成が提言されている。実際の実験例として、市政選挙前に実施された共同バルセロナの予備選挙を挙げる事が出来るだろう。この予備選挙では市政選挙への共同バルセロナの候補者がバルセロナ市民全員に開かれた市民投票を通じて選出され、これがバルセロナ市議選史上初の試みであることが強調された。こうした試みは、今まで社会運動側で培われてきた直接民主主義の論理を制度の内側に運び込もうとするものであり、既存の政党システムに単に新しい政党が加わったということではなく、共同バルセロナが既存の政治の仕組みそのものを変えようとする社会運動側の試みであることが理解される。

5. おわりに

本稿は、社会運動側の視点やPAHの活動に立脚しながらスペインの不動産バブルと経済危機そして住宅ローン問題を見ていくことによって、スペインにおいて何故住宅ローン問題がこれほどまでに大きな社会問題となったのかを整理し、またその結果として社会運動の議会政治への進出という注目すべき政治姿勢の変化が生じたことを明らかにした。

ここまで見てきて明らかのように、住宅ローン問題は現在のスペインの経済危機と政治危機を象徴する根深い問題である。二大政党の政策によって生まれた不動産バブルは、その崩壊と共に住宅ローン問題を未曾有の社会問題に変えてしまった。また危機を作り出した既存政党による汚職は、その被害者たる社会運動参加者の旧い政治への深い不信をもたらしている。住宅ローンに関する減税措置や賃貸住宅の不足を招いた政策、住宅ローン契約そのものとその組ませ方の悪質さも、不動産バブルという巨大な詐欺に巻き込まれたという認識を彼らにもたらす要因となっている。

そしてますます深刻さを増す住宅問題に対処しない法制度や行政を前にして、PAHという社会運動による解決のための働きかけが為されることになる。しかし、住民発案の提出や欧州司法裁判所の先決裁定などにも関わらず、依然として問題の改善を妨げる行政の態度は、社会運動側の人間が議会へと進出して政治を行う必要性を感じさせるに十分なものだった。この指摘は、二大政党の没落と共同バルセロナのような社会運動を出発点とした新興政党の出現を、単なる経済危機後の緊縮政策への反発という次元を超えて理解するための一つの助けとなるだろう。

「共同バルセロナ」という名での社会運動の議会政治への進出という政治的姿勢の変化は、ポデモスの台頭に象徴される15-M運動後のスペイン全体の政治動向とも反響し

合うものである。これまでスペインの社会運動勢力は多様な参加主体を含み込むため、また労働組合の既得権益化に代表されるような政界との癒着や体制内化を防ぐために、議会政治と一定の距離を保ってきた。これは15-M運動やPAHの最も基本的な立場の一つである。一方で、非政党性を保持し街路での抗議デモや立退き阻止といった直接行動に訴える他ない社会運動は、本稿でこれまで指摘してきたように、法や制度の壁の厚さを痛感していくことになる。「勝ち取るバルセロナ」は自らを「PAHやいくつもの社会運動の集団活動の限界点での反省の成果である」と定義している⁵⁹。ポデモスの党首であるパブロ・イグレスィアスも15-M運動の4周年記念日に「誰も15-Mを政治的に代表することは出来ない」とその社会運動としての非政党性の論理に最大限注意を払いつつも、「15-Mが政治変動の原料を用意し」ポデモスはその政治の後継者となったと発言している⁶⁰。議会政治に代表者を持たない社会運動の葛藤から、社会運動の要求を制度の内側へと運び込み制度そのものの変革を図ろうとする新興政党が生じているのである。

この現象は今日のスペインで国政、州政、市政を問わずありとあらゆるレベルで生じている。また、どのレベルの議会政治へと進出するかは、その母体となった社会運動勢力の志向と間違いなく関係している。共同バルセロナが市政を選んだのは、強制立退きの阻止や社会住宅の提供といった行政的な実践の多くが市政レベルで行われることと無関係ではない。新興政党の多次元性は、その元となった社会運動の多様性の表現に他ならない。ポデモスや共同バルセロナにその発露が見出されるように、これからのスペインの政治動向には経済危機を通して多様な社会運動が培ってきた経験が響いてくるだろう。

[付記] 本稿は、日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号：25・8978）に基づく研究成果の一部である。

¹ Consejo General del Poder Judicial, “Datos sobre el efecto de la crisis en los órganos judiciales - Datos desde 2007 hasta primer trimestre de 2015”, 2015/6/3.

<http://www.poderjudicial.es/stfls/CGPJ/ESTAD%C3%8DSTICA/DATOS%20ESTAD%C3%8DSTICOS/FICHERO/20150603%20Datos%20efecto%20crisis%20en%20los%20organos%20judiciales%201T%202015%20TSJ.xls>

² El País, “Elecciones europeas 2014”, 2014/5/26. <http://resultados.elpais.com/elecciones/2014/europeas/index.html>

³ 定訳がないため筆者による仮訳。

⁴ El País, “Los resultados del 24-M en las grandes capitales”, 2015/5/24. http://elpais.com/elpais/2015/05/24/actualidad/1432497845_567478.html

⁵ スポークスパーソン (Portavoz) という呼称は、特定のリーダーを置かず、水平民主主義的な形での組織化と活動を図るオルタナティブ・グローバル化運動に特徴的なものである。この考え方や名付けは、古くはサパティスタ運動のマルコス「副司令官」

という呼称にも見て取れる。スペインにおける経済危機後のオルタナティブ・グローバル化運動については拙稿「政治/経済危機下のスペインにおける15-M運動の展開とその成果：オルタナティブ・グローバル化運動理論の批判的検討から」『上智ヨーロッパ研究』6号、2013年2月、77-94項を参照のこと。

⁶ 2011年5月15日にスペイン全土の都市で同時多発的に生じた大規模デモと、その後展開された広場等の公共空間の占拠を伴う抗議活動。「15-M」という呼称は5月15日を示すスペイン語「15 de Mayo」の略号。経済危機と政治腐敗との関係を告発し、「我々は代表されていない」を合言葉に社会問題に対処しない二大政党を始めた既存の政治体制そのものを批判した。詳しくは前注記の拙稿を参照のこと。

⁷ 15-M運動について、その公共空間の占拠や直接民主主義的意思決定手続きを予示的政治として取り扱ってきた研究としては、Puneet Dhaliwal, “Public Squares and Resistance: The Politics of Space in the Indignados Movement”. *Interface: a journal for and about social movements* 4 (1), 2012, pp.262-263. や、Jacobó Abellán, Jorge Sequera and Michael Janoschka, “Occupying the #Hotelmadrid: A Laboratory for Urban Resistance”. *Social Movement Studies: Journal of Social, Cultural and Political Protest* 11 (3-4), 2012, pp.320-326. などがある。

⁸ ビセンソ・ナバロ、ホアン・トーレス・ロベス、アルベルト・ガルソン・エスピノサ『もうひとつの道はある』柘植書房新社、2013年、47-50頁。著者の三人はいずれも反新自由主義の立場を取る経済学者であり、ガルソンは統一左翼 (Izquierda Unida) に所属する国会議員でもある。

⁹ 同書、53頁。

¹⁰ Observatori de Drets Econòmics Socials i Culturals & Plataforma de Afectados por la Hipoteca, “Emergencia habitacional en el estado español”, Reial Color, 2013, p.139.

¹¹ Boletín Oficial del Estado, “Ley 6/1998, de 13 de abril, sobre régimen del suelo y valoraciones”, 1998/4/13.

<http://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-1998-8788>

¹² Observatorio Metropolitano de Madrid, “Competitividad territorial y circuito secundario de acumulación”, in Observatorio Metropolitano de Madrid (eds.), *Paisaje devastados*, Traficantes de Sueño, 2013, pp.65-66.

¹³ Fernando Gaja i Díaz, “Tras el tsunami inmobiliario. Salir del atolladero” in Observatorio Metropolitano de Madrid (eds.), *Paisajes devastados*, Traficantes de Sueño, 2013, p.323.

¹⁴ *Ibid.*, p.326.

¹⁵ El País, “Los casos valencianos de corrupción urbanística doblan la media española”, 2013/1/15. http://ccaa.elpais.com/ccaa/2013/01/15/valencia/1358281581_797548.html

¹⁶ Ada Colau & Adrià Alemany, *Vidas Hipotecadas*, Angle Editorial, 2012, p.36.

¹⁷ Observatorio Metropolitano de Madrid, *op.cit.*, pp.66-67. ほかにも所有者の富のインキュベーターとして機能した点、エネルギーなどの環境政治の分野とのかかわり、鉄道網等のインフラ政治とのかかわりが同時に指摘されている。証券化に関しては、ローンの支払いが困難になった債務者がその解決のための交渉を行う際に、債権者が無数に存在することによって交渉を難しくする、という形で現在の住宅ローン問題にもつながっている。

¹⁸ Ministerio de fomento, “Valor tasado de vivienda libre”, 2015/5/26. <http://www.fomento.gob.es/BE2/sedal/35101000.XLS>

¹⁹ Ministerio de Fomento, “Número de viviendas libres iniciadas”, 2015/6/11. <http://www.fomento.gob.es/BE2/sedal/32200500.XLS>

²⁰ Nick Paumgarten, “The Hangover: The euro zone’s fourth-largest economy has become its biggest liability”, *The New Yorker*, 2013/2/25.

<http://www.newyorker.com/magazine/2013/02/25/the-hangover-2>

²¹ José García Montalvo, “La vivienda en España: desgravación, burbujas y otras historias”, in *Perspectivas del Sistema Financiero* 78, 2003, pp.1-43.

²² ビセンソ・ナバロ、ホアン・トーレス・ロベス、アルベルト・ガルソン・エスピノサ、前掲書、64頁。

²³ Colau & Alemany, op.cit., pp.53-54.

²⁴ Europa Press, “Colau (PAH) cree que muchos casos de corrupción se deben a que los políticos se beneficiaron de la burbuja inmobiliaria”, 2013/2/6.

<http://www.europapress.es/nacional/noticia-colau-pah-cree-muchos-casos-corrupcion-deben-politicos-beneficiaron-burbuja-inmobiliaria-20130206140542.html>

²⁵ El País, “Las cuentas secretas de Bárcenas”, 2013/1/31. politica.elpais.com/politica/2013/01/30/actualidad/1359583204_085918.html

²⁶ Europa Press, “El PP recuerda al PSOE que su modelo de Costa del Sol Occidental ha sido “Malaya y Astapa””, 2011/8/30.

<http://www.europapress.es/andalucia/malaga-00356/noticia-pp-recuerda-psoe-modelo-costa-sol-occidental-sido-malaya-astapa-20110830181427.html>

²⁷ José García Montalvo, “La desgravación a la compra de la vivienda en España: una reconsideración”, *Economistas*, 30 (131), 2012, pp.173-181. 1992年から98年までの間と2008年以降は、賃貸に対しても控除措置が存在している。しかし、申請には高い制限が設けられており、これによる減税金額は住宅ローン控除等を含めた全体の減税金額の3.5%にも満たない。

²⁸ Colau & Alemany, op.cit., pp.54-55.

²⁹ José García Montalvo, op.cit., 2012, p.176. 一方で、この60億ユーロという金額は、労働所得やキャピタルゲインに対して課される所得税の増加分とはほぼ一致するとも試算されている。

³⁰ Colau & Alemany, op.cit., p.55.

³¹ Instituto Nacional de Estadística, “Censos de Población y Viviendas 2011”, 2013/12/12, p.13.

<http://www.ine.es/prensa/np824.pdf>

³² EU各国の持家住宅、賃貸住宅、社会住宅の比率については Alice Pittini & Elsa Laino, “Housing Europe Review 2012 : The nuts and bolts of European social housing systems”, CECODHAS Housing Europe’s Observatory, 2011, pp.37-78.

³³ Aitana Alguacil Denche (etc.), *La vivienda en España en el siglo XXI: Diagnóstico del modelo residencial y propuestas para otra política de vivienda*, Cáritas & Fundación Foessa, 2013, p.161.

³⁴ Colau & Alemany, op.cit., p.65.

³⁵ Instituto Nacional de Estadística, “Encuesta de Población Activa (EPA). Serie histórica (Datos en miles de personas). Datos revisados”.

http://www.ine.es/prensa/epa_tabla.htm

³⁶ Observatori de Drets Econòmics Socials i Culturals & Plataforma de Afectados por la Hipoteca, op.cit. p.107. 他の理由としては、利率上昇による月々の支払額の増加 (32.8%)、他の借金 (21.3%)、離婚 (15.1%) が挙げられる。

³⁷ Boletín Oficial del Estado, “Real Decreto-ley 8/2011, de 1 de julio, de medidas de apoyo a los deudores hipotecarios”, 2011/7/7.

<http://www.boe.es/boe/dias/2011/07/07/pdfs/BOE-A-2011-11641.pdf>

これも以前までは50%での買取が認められていたものが漸進的に引き上げられて現在70%になっている。

³⁸ Human Rights Watch, “Sueños Rotos: El impacto de la crisis de la vivienda española en los grupos vulnerables”, Human Rights Watch, 2014, pp4-5.

³⁹ Boletín Oficial del Estado, “Real Decreto-ley 6/2012, de 9 de marzo,

de medidas urgentes de protección de deudores hipotecarios sin recursos”, 2012/3/9.

<http://www.boe.es/buscar/pdf/2012/BOE-A-2012-3394-consolidado.pdf>

⁴⁰ 経済危機下の現在のスペインでは抵当権の行使を行った場合の多くでは強制競売後に残債務が生じる。これに対し、抵当権を行使せず住宅を全債務に対して引き換えとする代物弁済として処理することで借金を帳消しにする仕組みが存在する。スペインではノンリコースローンはほとんど活用されてこなかったため、事後的な手段として債務者が銀行にこれを求めて交渉することが現在日常茶飯事となっている。これは銀行側にとっては義務ではないため、通常粘り強い交渉が必要になる。

⁴¹ Ministerio de Economía, “El Código de Buenas Prácticas recibe 4.385 solicitudes en un año”, 2013/5/13.

<http://www.mineco.gob.es/portal/site/mineco/menuitem.ac30f9268750bd56a0b0240e026041a0/?vgnnextoid=e5edec68bfe9e310VgnVCM100001d04140aRCRD&vgnnextchannel=47386e0005e08310VgnVCM100001d04140aRCRD>

⁴² Boletín Oficial del Estado, “Real Decreto-ley 27/2012, de 15 de noviembre, de medidas urgentes para reforzar la protección a los deudores hipotecarios”, 2012/11/16.

<http://www.boe.es/boe/dias/2012/11/16/pdfs/BOE-A-2012-14115.pdf>

⁴³ La Plataforma de Afectados por la Hipoteca 公式 Web ページトップ画面参照。

<http://afectadosporlahipoteca.com/> (2015年7月2日アクセス)

⁴⁴ Colau & Alemany, op.cit., p.142.

⁴⁵ El País, “Ada Colau: “Es un globo sonda. No se ha querido abordar el fondo del problema””, 2013/3/26. politica.elpais.com/politica/2013/03/26/actualidad/1364337709_859680.html

⁴⁶ Plataforma de Afectados por la Hipoteca, “Comunicado del grupo promotor de la ILP: No es nuestra ILP. No en nuestro nombre”, 2013/4/18.

<http://afectadosporlahipoteca.com/2013/04/18/grupo-promotor-exigimos-nuestra-ilp/>

⁴⁷ Boletín Oficial del Estado, “Ley 1/2013, de 14 de mayo, de medidas para reforzar la protección a los deudores hipotecarios, reestructuración de deuda y alquiler social”, 2013/5/15

<http://www.boe.es/boe/dias/2013/05/15/pdfs/BOE-A-2013-5073.pdf>

⁴⁸ Court of Justice of the European Union, “Sentencia del tribunal de justicia de 14 de marzo de 2013”, 2013/3/14.

<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?docid=135024&doclang=ES>

これは正確にはバルセロナ商事裁判所による照会を受けて欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) の欧州司法裁判所 (European Court of Justice) が判じた先決裁定 (Preliminary Ruling) のことである。欧州連合司法裁判所による先決裁定の手続きについては、ルードルフ・ティーネル著、出口雅久・木下雄一訳「欧州司法裁判所 (欧州連合司法裁判所) の組織と機能—特に先決裁定 (Preliminary Rulings) 手続きを中心に—」立命館大学法学会編『立命館法学』2010(3)、1022-1049項を参照。

⁴⁹ Court of Justice of the European Union, 2013, op.cit., pp.7-11. 抵当権の行使についての裁判は債権者である銀行側からマルトレイ裁判所に提訴されたもので、ここでは不当条項についてのアジズの異議申し立てを審理することが出来なかった。そのため、改めてバルセロナ商事裁判所にこれを訴えるという流れに至った。

⁵⁰ Ibid., pp.19-20.

⁵¹ 一方で実際にどのような条項を不当条項とするかは、国内裁判所でそれぞれに判断するよう判じた。2013年5月には、スペイン最高裁がビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行など3銀行の

住宅ローン契約に含まれていた「下限条項 (Cláusula Suelo)」を不当と判断し、これが含まれるローン契約の廃止を命じた。そのほかにも、過剰な延滞金利についてもこれを不当とする判決が為されはじめている。

⁵² Court of Justice of the European Union, “*Sentencia del tribunal de justicia de 17 de julio de 2014*”, 2014/7/17.

<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?docid=155118&doclang=es>

⁵³ 定訳がないため筆者による仮訳。原語に忠実に訳すならば「バルセロナを勝ち取ろう」という意味の動詞形の表現である。

⁵⁴ 非政党的社会運動である PAH はこの新興政治団体とは形式上切り離された形で存在しなければならない。それゆえにコラウは PAH のスポークスパーソンであることを辞めた後に、政党プロジェクトを始動させた。

⁵⁵ Guanyem Barcelona, “*Ganemos Barcelona*”.

<https://guanyembarcelona.cat/es/firma/> (2015年7月2日アクセス)

⁵⁶ Barcelona En Comú, “*Gobernar obedeciendo. Código de ética política*”.

<https://barcelonaencomu.cat/es/gobernar-obedeciendo-codigo-de-etica-politica/> (2015年7月2日アクセス)

⁵⁷ Barcelona En Comú, “*Transparencia*”.

<https://barcelonaencomu.cat/es/transparencia/> (2015年7月2日アクセス)

⁵⁸ Guanyem Barcelona, “*Eje de gobierno local, transparencia y participación*”, 2015/2/1.

https://guanyembarcelona.cat/docs/eixos-definitiu/12_GOBIER_TRANS_cast.pdf#search=%27democracia+representativa+Guanyem%27

⁵⁹ Guanyem Barcelona, “*Del municipalismo CT al municipalismo en movimiento*”, 2014/9/23.

<https://guanyembarcelona.cat/es/del-municipalismo-ct-al-municipalismo-en-movimiento/>

⁶⁰ ABC, “*Pablo Iglesias reivindica a Podemos como el «movimiento heredero» del 15-M*”, 2015/5/15.

<http://www.abc.es/local-comunidad-valenciana/20150515/abci-pablo-iglesias-reivindica-podemos-201505151709.html>

Resume

Mortgage Problem and Social Movements' Penetration into Parliamentary Government in Spain: From the “Platform for People Affected by Mortgages” to the Barcelona City Council

Tomohiro Ikeda

This article is to show how the mortgage problem in Spain was becoming so serious that has made social movements penetrate into parliamentary government like a election victory of Ada Colau, the ex-spokesman of “Platform for People Affected by Mortgages”, in the Mayor's Office of the Barcelona city. This has been done by examining several points of view which are shared by activists and people who participate in social movements.

First, it is clear that two largest parties, “People's Party” and “Spanish Socialist Workers' Party”, had made the housing bubble enacting laws that are tipified by the “land law”. On the other hand, combined with some negative legacy of dictatorship, the bubble bred many grafts and corruptions. These facts were related to distrust of the two major parties, which has been lasting up to now.

Second, it can be pointed out that the deduction of housing loan and the absence of accesible rental houses served as incentives to get a housing loan. These incentives make people feel that they had no choice but to take out a loan to buy a house. Furthermore, the contracting practices and some contents of contract had serious problems such as “crossed mortgage”, “part-owner” and “ground clause”. In the economic crisis, these problems created an “eternal debt” that drove people to despair, to participate in social moviments represented by the “Platform for People Affected by Mortgages”

Third, confronted with such difficult situations, the “Platform for People Affected by Mortgages” mobilizes people to negotiate with banks, to stop evictions. This movement even carried out the presentation of a “Popular Legislative Initiative” by which it could be possible to change laws. However, the government made crucial alterations in the iniciative. After the alterations, social moviments keenly realized the difficulty of changing situations from outside. Under these circumstances, Ada Colau started up a new platform for the municipal election in Barcelona, which has won in May, 2015.

Upon examination of these elements, it becomes clear that Colau's penetration in the parliamentary government has arisen from the seriousness of the mortgage problem and the institutional brocks of its solutions. Despite the fact that social moviments in Spain kept a distance from parliamentary government, these penetrations into the government such as the “Barcelona In Common” and “Podemos” are one of the characteristic trends in Spanish politics of today.

論文

シュレーダー政権期の労働市場改革に見るドイツと EU の関係

松本 尚子

はじめに

2000年代終わりから2010年代初めにかけて、ギリシアに端を発した財政危機は、ユーロ圏全体を巻き込む形で拡大した。そうしたなか、ドイツ連邦首相アンゲラ・メルケルは、ヨーロッパ全体の危機対応において主導的役割を担うとともに、混乱するヨーロッパにあって突出した安定的経済財政状況にあるドイツを象徴する存在となった。しかし、その良好な経済状態を通じてヨーロッパ内で「一人勝ち」の様相を見せるまでに至った背景には、むしろ前連邦首相であったゲアハルト・シュレーダーの率いる政権のもとで実施された大規模な構造改革があるとされる。その構造改革のなかでも、とりわけ2002年から始まった労働市場改革（「ハルツ改革」）は、高失業率を克服し、現在に至るまでの労働市場政策の基調を形成するとともに、ユーロ加盟各国に課された財政規律に適的な環境を作り上げる上で大きな役割を果たした。また、同改革は現在日本でも構造改革へ向かう流れのなかで注目を集めている。

このハルツ改革では、ハルツ1法から第4法までを制定する形で、多角的なアプローチで就業率向上に向けた政策が打ち出された。職業斡旋機能の改善・強化のために「ジョブセンター（Job-Center）」を失業者に対する統合的なサービスの実施機関とすることが定められたほか、再就職時の減収分に対する賃金補助などを通じて高年齢失業者の労働市場への復帰を促し、また、失業者全般に対し職業安定所から紹介される再就職先に対する正当な理由のない拒否に対しては失業手当を停止・減額することなどが決められた。低賃金労働部門では、収入上限を当時月400ユーロ（現在月450ユーロ）とする「ミニ・ジョブ（Mini-Job）」他の雇用関係を創設し社会保険料優遇などが規定された。さらに、失業者に対する就労機会を拡大する目的で、起業に対する支援としてIch-AGを通じた個人創業への補助金制度も設けられた¹。加えて、改革の象徴ともなった「ハルツIV（Hartz IV）」では、従来の失業手当

（Arbeitslosengeld）を「第1失業手当（Arbeitslosengeld I）」とし、給付期間を大幅に短縮するとともに、それまでの失業扶助（Arbeitslosenhilfe）を廃止して新たに「第2失業手当（Arbeitslosengeld II）」を設置し、その給付水準を社会扶助並みに引き下げ、保険料支払期間に関係のない一律のものとした²。

一方で、改革が実施される以前の研究は、ドイツ政治の漸進性や福祉縮減の難しさを指摘しこの分野での抜本的な改革が生じにくい点を指摘していた（Katzenstein 1987、Pierson 1996）。この点に注目して、一連の労働市場改革に対して、ドイツ社会国家の「パラダイムシフト」であるとの見方が示され（近藤2009; Palier 2010; Weishaupt 2011）、改革による劇的な変化の要因や性格が、概ね国内政治事情との関係において説明されてきた³。

しかし、1997年以降欧州連合（EU）で本格的に開始した「欧州雇用戦略」（European Employment Strategy：以下、EES）との観点から見ると、違った側面が見えてくる。ドイツでのハルツ改革は、市場と労働者のアクティベーションを軸としてEESと大幅な収斂傾向を示すものとなっている。政権による法案提出時にも、このEESの示す方針との整合性が言及されたし、EESと概ね軌を一にするとの見方も示されている（Deutscher Bundestag 2002a; Deutscher Bundestag 2002b; Deutscher Bundestag 2003a、森井2008）。EES研究では加盟国に対する影響の実証分析として、加盟国の国別行動計画（NAP）を検証する方式を採用するものがあるが、実質的に「報告」の性格をもつNAPの検証では影響の有無は定められず、政策のアウトプットを比較するだけでは不十分である。この課題に対し、本稿は、政策形成段階からさらに一步踏み込み、政策立案過程での議論の展開に着目するために関係者への聞き取り調査も取り込みながら、その過程においてEESが果たした影響の有無や特徴を定性的に分析している点を特色にもつ。

具体的な検証対象としては、まず、改革案構想の主たる軸を打ち出した諮問委員会（「労働市場における現代的

サービスのための委員会」；通称「ハルツ委員会」）に対する委員の寄稿や最終報告、その後の連邦議会での提出法案を資料とした。そのほか、省庁レベルやハルツ委員会での議論の検証に関しては、議事録入手が不可能なため、二次文献で示された聞き取り調査の成果や、筆者が実施した聞き取り調査⁴の成果を加えている。

第1節 欧州雇用戦略 (EES) とは

1-1. EESとその実施メカニズム

加盟国内で上昇する失業率と経済統合・社会的保護の非対称性を背景にして、1997年6月に合意に至ったアムステルダム条約では雇用条項が導入され、EUレベルで「高水準の雇用」に向けた加盟国間の政策協調を実施する枠組みが形成された。これは、ヨーロッパ統合の歴史において、1950年代から段階的に権限を共同体に委譲して進められた市場統合とは対照的に、雇用政策が長年、加盟国の管轄事項として捉えられ、共同体レベルでの取り組みは非常に限定的であったことを考えると一つの画期である。

しかし、条約への雇用条項の導入には加盟国間で様々な思惑が交錯した。主要な争点は、規制ないし規制緩和の是非に始まり、マーストリヒト条約付属社会議定書の条約内への組み込みや、目標違反への制裁の是非、雇用政策の予算の規模と加盟国の財源負担、EU権限の範囲であった (Aust 1997: 757-762)。特に雇用条項の導入に慎重な姿勢を示したのはイギリス・フランス・ドイツの3カ国であったが、イギリス・フランスでの左派政権への政権交代を受け、EUに新財源や新権限を持ち込ませないという妥協のもとドイツを含めた全加盟国の合意に至った (Aust 1997: 762-763; Tidow 1998: 44-46)。

導入された雇用条項は、大国が示した懸念を払拭する目的から主に3つの特徴を持った。第一に、独自の雇用政策を実施する新たな権限がEUに与えられることはなく、1994年12月のエッセン欧州理事会以降定式化されていた加盟国間の政策調整のための戦略作りをする権限の維持にとどめられた。第二に、EESでは目標違反に対する明示的な制裁は課さず、非拘束的な理事会勧告を通じた「劣等国であると名指しされること (naming and shaming)」にとどめ、あくまで加盟国の自発性に委ねるという手法を採った。第三に、雇用条項に垣間見られる性格として、イギリスや欧州委員会の意向を汲み、就労能力と労働力・雇用の柔軟性に重点が置かれたことも挙げられる。

この雇用条項は条約の発効を待つことなく1997年11月のルクセンブルク特別欧州理事会をもって実践に移され、就労能力の向上 (employability)、起業促進 (entrepreneurship)、適応性の改善 (adaptability)、雇用機会の均等 (equal opportunity) という雇用政策の4つの柱が打ち出された。

ここで示した4つの柱はその後の欧州雇用戦略における重要な参照点となっていき、変わらず維持・強化されることとなった。成長と雇用のためのキーワードに「知識基盤経済・社会」「IT技術革新」を据えることを決めた2000年の「リスボン戦略」では、失業率ではなく就労率を基準に設定した数値目標が導入され、「フル就業」⁵の指針のもと、2010年までに就労率を全体で70%、女性は60%まで引き上げるという数値目標が打ち立てられた。翌年のストックホルム欧州理事会では、高齢者に関する2010年までに就労率を50%にするように据えられた。

1-2. EESのメカニズム

EESが実際にどのように機能していくかについてはアムステルダム条約の雇用条項の規定やルクセンブルク特別欧州理事会議長国決議で定められた。とりわけその中心となるEESの実施サイクルは、2000年代前半までは1年単位のものとして設計された⁶。この実施サイクルにおいて、雇用ガイドラインが議長国と欧州委員会による議題設定および雇用委員会の草稿と欧州委員会からの提案を受け、閣僚理事会で特定多数決方式により決定される (Rhodes 2010: 296)。その後、各加盟国はこの雇用ガイドラインに従い国別行動計画⁷を作成し閣僚理事会と欧州委員会に対して提出する義務を課される。それを通じて就労能力の向上・起業促進・適応性の改善・雇用機会の均等を目指す一連の手続きは「ルクセンブルク・プロセス」の名称で知られることとなった。

その後、2000年のリスボン欧州理事会において、このルクセンブルク・プロセスは他の分野への適用も期して「開放型調整方式」(Open method of Coordination: 以下、OMC) の名に改称された⁸。なお、一連の手続きのうち加盟国内での計画作成や政策実施の方法については、補完性の原則に基づいて加盟国ごとの独自の運用に従うこととなっている。また、この手続きと並行する形で雇用サミット (雇用に関する議題を中心的に話し合う欧州理事会) が2000年以降春に開かれるようになり、2001年のストックホルム欧州理事会で正式に定式化された。

第2節 EESによる加盟国政治のヨーロッパ化？

2-1. ヨーロッパ化とミスフィット理論

EESがドイツの国内政治にどのような影響を与えたかを次節で考察する前提として、EU研究の重要な観点である「ヨーロッパ化」の概念を検討する。ヨーロッパ化という概念は非常に多様な広がりを見せる概念であるが、ここでは本稿に親和性の高いアプローチのみを紹介する。ラドレークの論考⁹をもとに理論を展開したラダエツリは、ヨーロッパ化とは結果というより過程により構成されるも

のであるとし、とりわけ「初めにEUの公共政策ないし政治の策定時に定式化・強化され、その後国内の言説・アイデンティティ・政治構造・公共政策に取り込まれた、公式・非公式の規則、手続き、政策パラダイム、‘やり方’や、共有された考えや規範の(a)構築、(b)普及、(c)制度化」であると定義づけた (Radaelli 2003a : 30)。EUの政策を加盟国国内改革の要因として捉えるこの定義は<<EUから加盟国へ>>という「トップダウン型」の影響を念頭に置くものとなっている。本稿もこのトップダウン型のヨーロッパ化を想定し、ヨーロッパ化を「アイデアを含むEUにおいて定められた制度が加盟国の政策形成に影響を与える過程」と定義づける¹⁰。本節第3項で詳細に検討するが、「EUの利用 (usages of Europe)」もこのトップダウン型のヨーロッパ化に含めるものとする (Graziano, Jacquot and Palier 2011)。

EUから加盟国への影響のモデルはベルツェルとリッセのミスフィット理論から説明される。ベルツェルとリッセは、「ヨーロッパでの政策、過程、制度と加盟国国内でのそれらとの間にミスフィットないしミスマッチがあること」による適応圧力 (adapational pressure) をヨーロッパ化の条件とし、国内の政策がヨーロッパでの政策と適合性 (Goodness of fit) が低ければ低いほど、この適応圧力は高くなるとしたが、適応圧力は「EU加盟国に抜け出す余地が与えられていない権威ある意思決定」を伴う規制から生じると想定される (Börzel and Risse 2003 : 61)。

一方で、本稿の取り上げるEESはこのタイプの政策とは異なり、EUレベルで定められるのは目標に過ぎず、それでもたらされる適応圧力も強制力を有するものではない。それにもかかわらず、本稿がこの理論を紹介したのは、雇用政策分野でEU-ドイツ間にミスフィットが存在し、それがEUから指摘されたことで適応圧力として利用された可能性があるからである。1つの目安として2000年から2004年にその年ごとに閣僚理事会からドイツに示された勧告の数を参照すると、EU15カ国での平均値よりも高い。この勧告の中で取り入れるよう指摘された点は①予防的措置の導入・強化、②高年齢者のアクティベーション、③職業教育による技能取得の強化、④税・社会保険料負担の(特に低賃金セクターでの)軽減、⑤ジェンダー間での機会均等であり、こうした項目でミスフィットが生じていた (Rat 2000 : 3-4; Rat 2001 : 4; Rat 2002 : 4; Rat 2003b : 3; Rat 2004 : 4-5)。

しかし、EESに対してミスフィット理論という一般的なヨーロッパ化理論をそのまま適用することができるかは、こうしたミスフィットによる適応圧力が加盟国政府に対して働いたかが鍵となり、それを考察するためには政策結果のみならず実際の政策形成過程に照らして検討しなければならない。

2-2. OMCとその効果

EESによりEUで導入されたOMCという政策手法の特殊さは、従来想定されてきたEUによる加盟国への影響のあり方も変化させた。その独特で新たなガバナンス様式がもたらす効果については、前項で確認した一般的なヨーロッパ化理論からより、むしろ特殊性に即した形でOMC研究として検討されることが多く、影響の有無から影響のあり方に至るまで注目が集まった。現在の研究状況を見ると、OMCについて一通りの理論研究が出揃った段階であるが、それでもなお、影響の有無に関する見解は二分している (Radaelli 2003b; Arrowsmith et al. 2004; Porte and Pochet 2002; Scharpf 2002; Borrás and Greve 2004; Hix 2005; Meyer et.al 2007 : 213)。

最近の研究では、理論分析に加えて、各国の実証研究を土台にして想定される影響のあり方も検討されるようになってきた。OMCは主として加盟国の政策の方向性や理念に変化をもたらすもの (Zeitlin 2005 : 450-451) となり得るとの指摘がある。また、(a)加盟国で取り組むべき問題が特定され、(b)政策の方向性の良し悪しや必要性が指摘され、(c)加盟国の政策担当者が取りうる選択肢が制限され、(d)問題解決のための行動が示されるという、一連の「枠組み」効果 (framing-effect) がOMCにより加盟国の政策実施にもたらされるともされる (López-Santana 2006)。

2-3. OMCを通じた国内政治への「影響」の実証分析のための定義づけ

次節では、OMCによる手続きのなかでも十分に可視化していない国内政治での実質的影響の有無およびあり方について過程分析を通じて検討するが、その議論の前提となる「影響」をどのように定義するかという問題が当然存在する。ドイツの国内改革に注目すると、各政策形成過程で出される報告書や法案に、改革がEESと軌を一にするものであるとの言及を見つけることができる。しかし、そうした言及や一致だけでは他の要因の存在も考えられることから「影響」を確定させるのには十分ではない。

そこで、本稿はツォールンヘーフターとオストハイムが提起した二重の定義—「操舵効果 (Lenkungseffekt)」と「後ろ盾効果 (Verstärkereffekt)」—を援用する (Zohlnhöfer und Ostheim 2007 : 334)。第1の定義の「操舵効果」ではEESがなければその政策が提起・実施されることはなかったという「明確な因果関係」が存在するものとされる。その一方で、第2の定義の「後ろ盾効果」はEESがあることで政策提起・実施が容易になることを意味する。さらに踏み込んで、後者の「後ろ盾効果」を掘り下げてみると、「EUの利用 (usages of Europe)」という概念に行き着く。

表1 「EUの利用」の類型

	利用される資源	アクターのタイプ	政治的な動き
認識の利用	認識的 (アイデア、データ、専門知識)	- 政治的仲介者 - 唱道連合 - 公共政策ネットワーク	- 議論 - 政治的行動の枠組み
戦略的利用	法的、財政的、制度的	- 制度的アクター	- 資源動員
正当化のための利用	政治的	- 政治家	- 正当化 - 討議

(Jacquot and Woll 2003; Graziano, Jacquot and Palier 2011)

これは、ジャコーとヴォルの論考をもとにグラツィアーノらが提示したもので、表1のように、「認識の利用」および「戦略的利用」「正当化のための利用」という3種類の利用のあり方からなる (Jacquot and Woll 2003; Graziano, Jacquot and Palier 2011)。

第3節 ハルツ改革と欧州雇用戦略 (EES) : 改革過程における EES 認識

3-1. NAPに見るハルツ改革

2002年から2003年にかけて実施された一連のハルツ改革とEESの関連性についてはどのようなことが言えるのだろうか。2003年と2004年のNAPを参考に、その関連性がドイツ政府からどのように示されたかを個別指針との関係について見ていく。2003年と2004年NAPは「2003-2005年雇用政策ガイドライン」のもとで作成されたが、そのガイドラインは新たな3つの柱 (①フル就業、②雇用の質と労働生産性の向上、③社会的結束と社会統合の強化) と10の指針で構成されている。

一連のハルツ改革と個別指針との対応関係についても、2003年NAPおよび2004年NAPで触れられている (Bundesrepublik Deutschland 2003; Bundesrepublik Deutschland 2004)。まず、50歳以上の高年齢失業者が従前より低い賃金で再就職する場合に補助金を与える就労支援策は、高年齢者のアクティベーションの促進 (第5指針) や、働くことが経済的に見合うようにするインセンティブづくり (第8指針) に向けて貢献を果たすものとされている。有期雇用の年齢制限引き下げによる高年齢者の就労機会拡大の政策もまた、高年齢者のアクティベーションの促進 (第5指針) に加えて、変化への対応と労働市場の適応性の促進 (第3指針) に対応するとの説明がなされた。

継続教育のための教育クーポンは変化への対応と労働市場の適応性の促進 (第3指針) に、ミニ・ジョブは不適切な就労の適正化 (第9指針) に寄与するとされる。また、Ich-AGによる起業促進も、起業の促進 (第2指針) や、働くことが経済的に見合うようにするインセンティブづくり (第8指針)、不適切な就労の適正化 (第9指針) との関連を有するとされた。さらに、失業者の就労・職業訓練斡旋のための政策では、妥当な再就職先の受け入れのための制

表2. 2003-2005年雇用政策ガイドライン: 10の指針

- | |
|---|
| i) 失業者や非就労者に向けた積極的かつ予防的措置 |
| ii) 雇用創出と起業促進 |
| iii) 変化への対応と労働市場の適応性の促進 |
| iv) 人的資本開発の促進と生涯学習 |
| v) 高年齢者のアクティベーションの促進 |
| vi) ジェンダー機会均等 |
| vii) 労働市場において不利な人々の統合促進と差別対策 |
| viii) 働くことが経済的に見合うようにすること (Make work pay) とそのインセンティブづくり |
| ix) 不適切な就労の適正化 |
| x) 雇用における地域間格差の克服 |

(Rat 2003a)

裁を伴った義務化は働くことが経済的に見合うようにするインセンティブづくり (第8指針) に寄与するものであり、就労斡旋を担当するジョブセンターの創設や、失業扶助と社会扶助の第2失業手当への統合でも同じく、働くことが経済的に見合うようにするインセンティブづくりとともに、失業者や非就労者に向けた積極的かつ予防的措置 (第1指針) と密接に結び付くものであるとされた (Bundesrepublik Deutschland 2003: 10-13; 33)。

以上のように、一連のハルツ改革は、その「支援と要求」の原則が「働くことが経済的に見合うようにする」ことを求める指針に一致し、EESとの一体性をもっているかに見える。全体を通して、少なくともハルツ改革とEESとの間にアクティベーションへの収斂傾向を指摘することはできる。ただし、EESによる改革への影響を見定める上では慎重な考察を要する。例えば、Ich-AGやミニ・ジョブについては、雇用ガイドラインの「不適切な就労の適正化 (合法化)」に寄与するものだと考え方は、後で述べるように、ハルツ委員会やそれを土台にした法制化の段階でも同様の見解が示されている。しかし、時系列的に見ると、ハルツ改革の構想はEESでこの指針が採用されるのに先んじて存在しており、法制化に関してもすでにこの指針が導入された時点では終了していたため、この点において構想・法制化段階でのEESの影響を指摘することはできない。

3-2. ハルツ改革に向けた省庁レベルでの構想とEES認識

一連のハルツ改革には、連邦首相府、連邦財務省、連邦労働省¹¹が重要な関わりを持ったとされるが、そのなかでも本稿では具体的内容の策定に寄与した連邦労働省に焦点を当てる。一連のハルツ改革では、ハルツ委員会が改革の方向付けに大きく貢献したが、失業扶助と社会扶助の統合と第二失業手当の創出（通称・ハルツIV）に関して言えば、例外的にハルツ委員会よりも連邦労働省が果たした役割が非常に大きい（A氏への聞き取り調査）¹²。

というのも、この扶助制度統合のアイデアは同省内でハルツ委員会設置前から存在し、同省はハルツ最終報告にこのアイデアを盛り込ませることで次の立法期内での改革を確実なものとするよう働きかける一方で、具体的内容に関しては省内で綿密に構想が練られてきたからである（Hassel und Schiller 2010：222；Kommission Moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt 2002：16）。この構想では「長期的にEUの雇用政策上の目標でもあるフル就業をEUにおいて達成することを目標としている」ことが作業部会報告で触れられている（Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit 2003：2）。

また、ある連邦労働省職員への聞き取り調査によると、SPD内での混迷を打開する形でハルツ改革の実施などを強固に打ち出した施政方針演説である「アジェンダ2010」による「措置をよく見るとわかるように（…）[アジェンダ2010とEESの：筆者注] 相関関係は色濃く見受けられ、その点で、私たちは時として、リスボン戦略がアジェンダ2010を通じて実現されたと表現している」との認識が示される（Huber 2006：41）。また、別の聞き取り調査でも、「アジェンダ2010は、その一部がリスボン戦略の国内政策への翻訳であると理解されるし、（…）[EESにおける：筆者注]『働くことが経済的に見合うようにする（Make work pay）』という理念も、ハルツ第4法の『支援と要求』という基本理念に一致している」とされ（Heidenreich and Bischoff 2008：519）、ドイツ国内の諸改革をEESの方針と一致させた形で進めようとする意識が見受けられる。以上の点から、「認識の利用」という形でのEUの利用が見られるといえる。

さらに、ハルツ委員会でも、会合に臨席した連邦労働省の職員を通じて、労働市場政策の実施の際にEESを含めたEUの枠組みを遵守することの必要性が繰り返し委員に対して示されたことも明らかになっており（Weimar 2004：173）、改革の路線をEESに沿ったものとなるようにしようとする姿勢が連邦労働省のなかにあったことが確認できる。連邦労働省は、省内にとどまらず、また、ハルツ委員会内だけでなく、政府レベルにおいてもその政策形成に関与する存在であったことから（Preunkert and Zirra 2009：194-195）、官僚を通じてEESを遵守していく枠組みが示されていった。

3-3. 「ハルツ委員会」最終報告と委員会での議論の展開とEES認識¹³

連邦雇用庁の職業斡旋数スキャンダル発覚後にシュレーダー政権により設置されたハルツ委員会はハルツ改革において重要な役割を担った。この委員会では基本的に各委員がオープンな目標設定のもとで自由に創造的な議論を展開することが期されていたが¹⁴、同時に、その提案がEUの基準に従うものでなければならないことが委員会の開始に先駆けて政府から公式に示された（Weimar 2004：103）。

こうした入口段階での枠組みに加え、出口段階にあたる最終報告でも、巻末にEESに関する情報が与えられ、ハルツ提案に見られるアクティベーションへのパラダイムシフトがEUの雇用ガイドラインに沿うものであることが明示的に示され、特に高年齢者の就労参加促進に関する項目では就労率の向上がEUの要請に合うものとされた。また、会合の進展をうけ、政府から委託された労働市場の現代化という目標に加え「Vollbeschäftigung（フル就業／完全雇用）」の達成をもう1つの中心的目標として設定し、その実現に向けて話し合っていくことが決められたが（Weimar 2004：51-52）、この目標はEESとの類似性を見せる。さらに、委員会内では、他国の実践からあるべき政策の姿を学ぶベンチマーキングが多用されており、EESの推奨するものを実施した格好となっている。

「フル就業／完全雇用」の目標導入に関しては、政府から委託された労働市場サービス機構改革と併存しうる包括的な雇用政策上の目標として、議長から提案されている（Weimar 2004：51）。これは、ある程度の自由裁量が政府から認められていた点、職業紹介環境を整備するだけでは雇用問題は解決しないとして目標拡大を図るべきだとの見解が各委員から示された点を反映したもので（Weimar 2004：52）、ほぼ全委員の賛同のもと委員会における重要な中心テーマの1つとして据えられた（A氏、B氏への聞き取り調査）。一方で、実際に目標をどう定義するかについては委員の間でも意見が分かれた。当初の議長の構想では「失業者数の半減」が念頭にあったが、最終的にはより控えめで現実的な「200万人の失業者数減少」という文言で全委員の合意に至った（Weimar 2004：98）。

こうした一連の流れを踏まえると、同じVollbeschäftigungという言葉で表現されるものの、EESが「フル就業」を目指す政策であるのに対して、ハルツ改革での議論は失業者数をいかに減らしていくかという点に焦点が当てられる「完全雇用」が目標であったと言え、相違を見せる。また、ハルツ委員会での「フル就業・完全雇用」をめぐる議論のなかでEESが引き合いに出されることはほぼなかった点（B氏への聞き取り調査）から言っても、EESと一見似通っているかのように見える「フル就業・完全雇用」の目

標設定をEESと関連づけることは実態に即していないことがわかる。

それでは、ベンチマーキングという手法に関してはどうか。ハルツ委員会においても他国の例に学ぶという手法は採られ、東ドイツの特殊事情などを鑑みた場合に必ずしも直接そのまま適用できるわけではないが、それでも必要となる改革の方向性を知る手掛かりになるものとして位置づけられた (Schmid et al. 2002: 3)。また、ベンチマーキングをする上で意識すべき点として、ルクセンブルクヤリスボンでのサミットにおいて確認されたEESの指針である「とくに生涯学習を通じた就労能力の維持と改善、労働組織と労働時間の柔軟化による適応性の向上、可能な限りの起業家能力の強化、あらゆる側面からの機会均等の促進」があることが指摘された (Schmid et al. 2002: 4)。特にイギリスのジョブセンターの事例やオランダとデンマークのフレキシキュリティ¹⁵のあり方は改革案の構想に非常に大きな役割を果たし、意義深いものであったとされる (A氏およびB氏への聞き取り調査)。この点においてEESが勧めるベンチマーキングの有用性は例証される。その一方で、ベンチマーキングの導入の経緯に関しては、その手法自体がEESのみに特徴的であったわけではなく、当時すでによく知られた手法であったことを考慮に入れる必要がある (B氏への聞き取り調査)。したがって、この点においてもEESとの直接の因果関係を推察することはできない。

ハルツ最終報告でEUの雇用政策上の目標との整合性に関する言及が示されている高年齢労働者支援と架橋制度について検討すると、そこでの議論の中心は、第一に高年齢者を採用するためのインセンティブを雇用主サイドに与え、第二に「就労支援により統合を促進し、架橋制度により個別の離脱を可能にする」という基本方針のもと失業保険の過剰負担を回避する道を作り、第三に収入の減少する仕事への就職のインセンティブとして給与保障を設定することであり、こうした議論は高年齢者の就労率を上げることが前提となっていたと言える (Weimar 2004: 66)。高年齢者の就労率の向上という目標は、高齢化のみならず1980年代以来の早期退職勧奨により圧迫されていた年金財政を安定化させるために、ドイツにとって重要な政策であったと言えるが、同時に、これはリスボン戦略以来のEUからの要請でもあり、最終報告でもEESの方針との整合性が引き合いに出されている。しかし、筆者が実施した聞き取り調査によると、EESはこの高年齢者支援においても瑣末な役割しか果たさなかったとされる (A氏、B氏への聞き取り調査)。委員会内での議論において、架橋制度は早期退職勧奨につながる恐れがあり、EUの方針と食い違うことになるという批判も出ており (Weimar 2004: 103)、この点でEESは改革の方向づけを決める「枠組み」として

の機能を果たす可能性を有していることがわかる。

また、実践向きの職業継続教育措置に関しては、失業登録の際のプロフィール作成において有資格だとされた者を対象に施されるべきであること、訓練終了後に再就職の証明を提出することを条件として提示することなどが追加提案された (Schleyer 2002: 5)。この政策は最終報告でEUの政策上の文脈でも重要であるとの位置づけが示されたが、委員会内での実質的な議論でEUが引き合いに出されることはなかった (A氏、B氏への聞き取り調査、Kommission Moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt 2002 [CD])。同様に、個人創業や低賃金労働部門の拡大につながる政策であったIch-AGやミニ・ジョブにおいても、EESの方針が議論の俎上に上ることはなかったと言ってよい。専門部会 (労働市場政策上の措置と労働市場調査) の成果が全体部会で採用されたが、その議論は閨労働対策に集中した (Weimar 2004: 69)。対象を失業者に限るのではなく条件に合う希望者全員に拡大すべきだとの意見が出たり (Schleyer 2002: 8)、ミニ・ジョブの収入上限を上げるべきであるとの意見が出たりもしたが (Weimar 2004: 69)、起業家精神の促進や適応性の向上にもつながる政策ながらEUの政策との関連性については言及されなかった。

全体を総合すると、ハルツ委員会内での議論におけるEESの比重は極めて低いことがわかる。冒頭に触れた、委員会の開始時に政府からEUの枠組みを遵守するように求められた点についても、「EUで示された方向性に逆行することはできない」という大きな枠組み条件でしかなかったという認識を委員は持っていた (A氏への聞き取り調査)。諸提案における「積極的労働市場政策から活性化する労働市場政策への基調の転換は [改革のための: 筆者注] 指標となり得、それ自体はEUの雇用政策ガイドラインと一致するものである」との記述が最終報告にあるが (Kommission Moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt 2002: 20)、実態に即して言えば、ここで示されたEESとの一致は委員会内で意図して引き起こされたというより、結果的にそのような状態に達したというだけだと言える。ただし、この点に関しては、連邦労働省職員が臨席し、EUの枠組みを遵守するよう再三にわたり委員会に求めることを通じて、EESの方向性から大きく逸脱することのないように担保されていたと指摘することも可能である。

本項冒頭で確認した入口・出口部分と内部の議論との間に見られるギャップの背景には、第一に、EESが委員の間で十分に認知されていなかったということがある。ハルツ委員会でEESを熟知していたと考えられる委員はシュミット氏を除いてはほぼいなかったに等しいことが、筆者が実施した聞き取り調査 (A氏およびB氏への聞き取り調査) やハルツ委員会の活動と各委員の略歴と寄稿を収めたデー

タCD (Kommission Moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt 2002 [CD]) から明らかとなっている¹⁶。第二に、それにも関わらず最終報告でEESの記述が随所に見られる要因として、OMC独特の性質が挙げられる。つまり、EESが必ずしも具体的に定式化されたプロセスを強くない政策担当者側の選択余地が大きい枠組みであることで、本質的な議論による裏付けを経ないEUの「正当化のための利用」が可能で、報告書作成者により行われたことが考えられる。

3-4. ハルツ法案に見るEES認識

ハルツ法案が連邦労働省やハルツ委員会のアイデアを具現化したものであるという点に注目し、ここではとりわけ法案に着目する。連邦政府により改革のために提出された4つの法案とその後の議会での議論を見ていくと、連邦雇用庁の再編を図った第3法を除く残り3つすべての法案において提出理由説明の部分にEUの雇用政策ガイドラインとの関係を示す記述を見つけることができる (Deutscher Bundestag 2002a; Deutscher Bundestag 2002b; Deutscher Bundestag 2003a; Deutscher Bundestag 2003b)。同時に提出されたハルツ第1法・第2法の法案では、「支援と要求」原則の実施を通じてアクティベーションを鮮明にすると同時に、積極的労働市場政策における予防的側面を強化するアプローチを明らかにした上で、それを通じた「全ての規則がEUの雇用政策ガイドラインと軌を一にする」としている (Deutscher Bundestag 2002a : 23; Deutscher Bundestag 2002b : 18)。また、ハルツ第4法も「この労働市場改革は長期的にはEUの雇用政策上の目標でもあるフル就業をEUにおいて達成することを目標としている」とし、大枠においてはEUとの整合性が取られていたことがわかる。

一方で、個別の政策に関する理由説明でEESのことが言及されたのは、高年齢者向けの就労支援と就労可能性拡大に関する政策のみであった。ハルツ第1法に規定された高年齢者就労支援はこの年齢層の失業を解消し、就労参加率を上昇させることを目的としており、その目標の設定にはEESや国別行動計画との一致を図る狙いがあったことが明示的に述べられた (Deutscher Bundestag 2002a : 34)。これと並行して、パートタイム・有期雇用法での年齢制限を58歳から50歳に引き下げることハルツ第1法案に定められた (Deutscher Bundestag 2002a : 20)。この政策は以下の同法案の説明を通じてEESとの関係から正当化されている (Deutscher Bundestag 2002a : 40) :

「こうした政策はEUの雇用政策上の重要な目標に即している。2001年の加盟国における雇用政策上の措置に向けたガイドラインに関する2001年1月19日の理事会決議で、ドイツはとりわけ高年齢者の就労参加に反する障壁と消極的な要素を取り除くように明示的に要請されている。」

ハルツ第1法案で列挙した高年齢者の就労支援のための政策は、有期雇用の年齢制限を「50歳」ではなく「52歳」にするといった一部修正はあったものの、翌2003年1月からの施行にこぎつけた。その一方で、ハルツ第2法案で定められた架橋制度は、満55歳以上の失業者が自ら希望する場合に就労生活からの退出を可能にするものとなっていた。この制度のもとでは、55歳以上の失業者が、社会保険による毎月の給付を受けながら、実質的に早期に年金生活に入ることをサポートする仕組みが作られようとしていた。この法案は、高年齢者の就労率向上を目指すEESと相反するよう見えるが、法案のなかでは、EESの掲げる目標を明示的に認めつつも、EESの目指す高年齢者の雇用状況改善が実現されるまでの過渡段階 (2005年までの期限付き) の措置として示された (Deutscher Bundestag 2002b : 10, 21)。最終的には、野党や年金保険者連盟から早期退職勧奨につながるとの批判を受け、連邦議会では可決していたが、連邦参議院との両院協議会で野党の賛成を得ることが困難であると予想されるという理由で、法案から削除される形を見た (横井 2004 : 11-12)。

以上のように、政府が提出した法案を見ると、大枠において労働市場改革がEESと一致するものであることが示されつつも、個別の政策案での言及は高年齢者の就労促進においてのみ見られた。その際には、EESで掲げられた目標や理事会決議による要請に応える必要性が強調された。その反面、架橋制度の法制化の段階での政治的な動きや、すでに述べたようにその多くがハルツ委員会での議論を前提としたものであった点を考慮に入れると、政府としては大きな枠組みとしてはEESを認知しながらも、それを政策の出発点に置いたりそれに適応圧力を実際に受けたりしているわけではない。そうであるにもかかわらず、出来上がった政策の意味づけの段階ではEESを通じた要請をあるべき規範としいわば適応圧力として利用することで、「後付けの正当化」「追加的な正当化」によるEUの「正当化のための利用」を図ったものであると指摘することができる。

おわりに

主要な政策形成過程でのEESの認識を総合すると、いくつかの特徴が指摘されうる。まず、EESの認知度の低さを背景にした非政治的で官僚に親和性の強い性格である。官僚や政府、与党首脳部といったエリート・政治的リーダーの間では一定程度のEESの理解があり、EES以外の他の要素と組み合わせながら政策公表時に言及するという態度が見られた。一方で、諮問委員会では打ち出す政策そのものはEESとの大きな乖離を見せていた訳ではないが、政策形成段階でEESが意識されていた訳ではないことが明らかとなった。その背景には、EESが一般には必ずしも十分に認

知されていなかった点が指摘できる。

また、エリート・政治的リーダーの政策構想へのEESの影響のあり方についても、アイデア等の「認識の利用」は認められるものの、加盟国の政策の方向性や理念に変化をもたらすもの（Zeitlin 2005: 450-451）であったとは言えず、EESがなければ政策を結実することができないというような「操舵効果」をもったわけではない。むしろ、EESのうち妥当するものだけを選択的に抽出して、実施に移す際にその政策の正当化を助ける「後ろ盾効果」を有するものだったと言える。こうしたEESの「正当化のための利用」が可能になった背景には、EESのもつ「枠組み」としての機能（López-Santana 2006）が政策担当者にとってかなり選択余地の多いものであったことが指摘されうる。EESが国内における具体的で拘束的な実施のプロセスを定式化していない枠組みであったことにより、本質的な議論による裏付けを経ずして「後付けの正当化」「追加的な正当化」というEUの「正当化のための利用」が可能であった。これはトップダウン型のヨーロッパ化のなかでも従来とは異なる新たな展開である。

一方、EESに関しては、リスボン戦略下での目標がその後も維持されていったが、2004年から2005年にかけての「欧州雇用タスクフォース（European Employment Taskforce）」を通じた加盟国の圧力を受ける中でその力点を「雇用と成長」「フレキシキュリティ」に移していくことになった（Rhodes 2010: 296）。成長戦略のなかの雇用政策という位置づけはその後堅持され、2010年3月には、リスボン戦略に代わる向こう10年の戦略として「ヨーロッパ2020—スマートで持続可能・包摂的な成長に向けた戦略」が打ち出された。加えて、ヨーロッパ・セメスターが導入され、1年の半期をかけて財政・成長戦略が準備されていることも注目される。こうした一連の流れのなかでドイツの雇用・労働市場政策は成功例として参照される傾向にある。しかし、現政権下でSPDの主張のもと2014年に年金支給開始年齢が一部63歳まで引き下げられることとなったことは、2000年代に進んだ改革から逆行するものとなっており、今後も展開を注視する必要がある。

義の変容や社会的公正が中心的に論じられた（ex. Seeleib-Kaiser 2002; Meyer 2004; Dyson 2005; 近藤 2009）。一方、同時期に進行していたEESとの関連性については、適応性の向上や起業促進、高齢者の雇用促進の点などで改革の方向性との類似が見られるにもかかわらず、ハルツ改革の研究では国内要因に偏るあまり言及されてこなかった。

⁴ 筆者はハルツ委員会の委員を務めた方のうち、行政改革研究の専門家のA氏と雇用政策研究の専門家のB氏に対して聞き取り調査を実施した。

⁵ 「フル就業」は、従来の雇用政策に見られた「完全雇用」と同じfull employmentという語で表現されるが、その含意は異なる。完全雇用が求職者・失業者を対象とするのに対し、フル就業は、非就労者も射程におさめる。フル就業は、労働市場から退出しているが潜在的に就労能力を有する者（高齢者や主婦など）に対して職業訓練を施したり、柔軟な就労形態や保育サービスの充実化をしたりすることで、それにより全体での就業率を向上させようとすることを意味する。この点で、EESの方針として定められたのは「フル就業」であると言える。

⁶ ガイドラインは2002年までは毎年変更されていたが、2003年からは3ヵ年ごとの運用になった（Rhodes 2010: 297）。また、2010年以降の方針を決めた「ヨーロッパ2020—スマートで持続可能・包摂的な成長に向けた戦略」では、ヨーロッパ・セメスターが導入され、運用の単位が半年に変更されている。

⁷ 国別行動計画に関して言えば、EUに提出される書類のタイトルの上では「計画」となっているが、条約上の規定および実際の運用のあり方では、むしろ「報告」としての役割を果たすものとなっている。

⁸ OMCは社会的包摂や医療、教育・訓練、移民といった政策分野にも適用された。なお、現在のEESの運用ではヨーロッパ・セメスターに統合されている。

⁹ ラドレークの分析によると、ヨーロッパ化とは「ECの政治経済上の力学が加盟国国内の政治や政策形成の組織的ロジックの一部となる程度にまで、政治の方向性と形態を順応させる漸進的な過程」であるとされた（Ladrech 1994: 69）。

¹⁰ なお、ヨーロッパ化理論の中には、このほかに《加盟国からEUへ》の「ボトムアップ型」などがあるとされEESをめぐる論考ではそのアプローチも検討されうるが、本稿の射程から外れるという理由で考察対象としない。

¹¹ なお、連邦労働省の正式名称は、2002年10月22日以前は「連邦労働社会（秩序）省（Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung）」、それ以降2005年11月22日までは「連邦経済労働省（Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit）」、それ以降は「連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）」である。本稿では、こうした省庁再編に伴う名称変更による煩雑さを避けるために、原則として労働市場政策を担う省に関しては一律に「連邦労働省」と呼ぶことにする。

¹² 第2失業手当は一連のハルツ改革の代名詞とも捉えられ、一般市民にも「ハルツIV」の呼称で知られており、さもハルツ委員会による成果であるような印象を持たれがちであるが、むしろこの政策は連邦労働省が成し遂げた仕事であると見る方が妥当である（Hassel und Schiller 2010: 229-230）。ハルツ委員会でも、第2失業手当への統合に向けた機構モデルの検討がなされたものの、給付期間の短縮や給付水準の引き下げは段階的に実施されるべきだと考えられていた（B氏への聞き取り調査）。

¹³ 本項では、ハルツ委員会の会合に臨席し、それをもとに博士論文を執筆したヴァイマルの著書に依拠して、委員会の進行を追っていく。

¹⁴ ただし、その後の実施を確かなものとするためのコンセンサス

¹ ただし、これは2006年に廃止され、別の制度へと統合された。

² 従来の失業扶助は、失業手当の受給条件を満たさない失業者、あるいは失業手当の給付期間が終了後も失業状態にあり要支援性のある者を対象に無期限で支給されていた。この失業扶助での給付水準は、従前賃金の53%（扶養家族がいる場合は57%）であったのに対し、第2失業手当では、導入当時、西ドイツで345ユーロ、東ドイツで331ユーロであった。

³ ハルツ改革は、保険による従前の生活水準の維持に軸を置くドイツ伝統の社会政策と大きな差異を示す抜本的な改革であった。それゆえ、先行研究では、抜本的改革の要因に目が向けられる傾向にあり、恒常的な高失業率や、財政逼迫、首相のパーソナリティや統治方法、支配的勢力の転換が指摘された他、社会民主

を形成していくことが強く求められているという認識が委員の間で共有されていたとされた（A氏への聞き取り調査）。

¹⁵ フレキシキュリティ (flexicurity) とは、「従来の「欧州社会モデル」(…)が重視してきた社会的保護、社会保障 (= security) と (….) 今日のエconomic構造の変容からくる産業・労働市場の柔軟化 (= flexibility) の要請とを両立させようとするもの」であるとされ (石田 2009: 646)、EU 雇用政策の基調となった。オランダ型のフレキシキュリティが労働時間の柔軟化による雇用保障の維持を目指すのに対し、デンマーク型のフレキシキュリティは解雇規制の柔軟化の一方で失業時の保障を充実させている点に特徴をもつ。

¹⁶ シュミット氏はベンチマーキングや第3専門部会合でEESの基本指針である4つの柱に言及する寄稿を提出している (Schmid et al. 2002: 4; Schmid und Gangl 2002: 2)。

【参考文献】

- Arrowsmith, J., Sisson, K and Marginson, P. (2004) 'What Can 'Benchmarking' Offer the Open Method of Co-ordination?', *Journal of European Public Policy*, 11 (2): 311-328.
- Aust, A. (1997) 'Der Amsterdamer Vertrag: „Vertrag der sozialen Balance“? Sozial- und Beschäftigungspolitik in der Regierungskonferenz 1996/1997', *Zeitschrift für Sozialreform*, 43. Jg., H. 10: 748-777.
- Borrás, S and Greve, B (2004) 'Concluding Remarks: New Method or Just Cheap Talk?', *Journal of European Public Policy*, 11 (2): 329 - 336.
- Börzel and Risse (2003) 'Conceptualizing the Domestic Impact of Europe', in Featherstone, K. and Radaelli, C. (eds.): *The Politics of Europeanization*, Oxford: Oxford University Press: 55-78.
- Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit (2003) 'Eckpunkte für ein Drittes und Viertes Gesetz für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt. Ergebnis der Koalitionsarbeitsgruppe'
- Bundesrepublik Deutschland (2003) 'Nationaler Beschäftigungspolitischer Aktionsplan 2003'
- Bundesrepublik Deutschland (2004) 'Nationaler Beschäftigungspolitischer Aktionsplan 2004'
- Deutscher Bundestag (2002a) Gesetzentwurf der Fraktionen SPD und BÜNDNIS 90/ DIE GRÜNEN: Entwurf eines Ersten Gesetzes für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt, BT-Drucksache 15/25, 05.11.2002.
- Deutscher Bundestag (2002b) Gesetzentwurf der Fraktionen SPD und BÜNDNIS 90/ DIE GRÜNEN: Entwurf eines Zweiten Gesetzes für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt, BT-Drucksache 15/26, 05.11.2002.
- Deutscher Bundestag (2003a) Gesetzentwurf der Bundesregierung: Entwurf eines Vierten Gesetzes für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt, BT-Drucksache 15/1638, 01.10.2003.
- Deutscher Bundestag (2003b) Gesetzentwurf der Bundesregierung: Entwurf eines Dritten Gesetzes für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt, BT-Drucksache 15/1637, 01.10.2003.
- Dyson, K. (2005) 'Binding hands as a strategy for economic reform: Government by commission', *German Politics*, 14: 2, 224-247.
- Fleckenstein, T. (2006) 'Europeanisation of German Labour Market Policy? The European Employment Strategy Scrutinised' *German Politics*, Vol.15, No.3, 284-301.
- Graziano, P., Jacquot, S. and Palier, B. (2011) *The EU and the Domestic Politics of Welfare State Reforms*, Houndmills. New York: Palgrave Macmillan.
- Hassel, A. und Schiller, S. (2010) *Der Fall Hartz IV: Wie es zur Agenda2010 kam und wie es weitergeht*. Frankfurt am Main: Campus Verlag.
- Heidenreich, M. and Bischoff, G. (2008) 'The Open Method of Co-ordination: A Way to the Europeanization of Social and Employment Policy?' *Journal of Common Market Studies*, Vol.46 No.3, 497-532.
- Hix, S. (2005) *The Political System of European Union*. New York: Houndmills.
- Huber, A. (2006) 'The Impact of the European Employment Strategy on the labour market policies of Germany and France', *Bamberger Beiträge zur Europaforschung und zur internationalen Politik* Nr. 13/2006
- Jacquot, S. and Woll, C. (2003) 'Usage of European Integration: Europeanisation from a Sociological Perspective', *European Integration online Papers (EIoP)*, 7:12
- Jann, W. und Schmid G.(Hrsg.) (2004) *Eins zu eins? Eine Zwischenbilanz der Hartz-Reformen am Arbeitsmarkt*, Berlin: edition sigma.
- Katzenstein, P. J. (1987) *Policy and Politics in West Germany: The Growth of a Semisovereign State*, Philadelphia: Temple University Press.
- Kommission Moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt (2002) [CD] - Kommission Moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt (2002) 'Vorschläge der Kommission zum Abbau der Arbeitslosigkeit und zur Umstrukturierung der Bundesanstalt für Arbeit'
- Schmid, G., Fels, G., Heinze, R., Pfarr, H. und Streeck, W. (2002) 'Aktivierung der Arbeitsmarktpolitik: Thesen der Benchmarking-Gruppe'
- Schmid, G. und Gangl, M. (2002) 'Thesen zur Reform der Arbeitsmarktpolitik und Arbeitsmarktforschung'
- Schleyer, H.-E. (2002) 'Bewertung des Hartz-Papiers „13 Module zum Abbau der Arbeitslosigkeit und zur Reform der BA'
- Ladrech, R. (1994) 'Europeanization of Domestic Politics and Institutions: The Case of France', *Journal of Common Market Studies*, Vol.32, No.1, 69-88.
- López-Santana, M. (2006) 'The Domestic Implications of European Soft Law: Framing and Transmitting Change in Employment Policy', *Journal of European Public Policy* 13 (4), 481-499.
- Meyer, C. O., Linsenmann, I. and Wessels, W. (eds.) (2007) *Economic Government of the EU: A Balance Sheet of New Modes of Policy Coordination.*, Houndmills, Palgrave Macmillan.
- Meyer, T. (2004) 'Die Agenda 2010 und die soziale Gerechtigkeit', *Politische Vierteljahresschrift*, 45. Jg., Heft 2, 181-190.
- Ostheim, T. und Zohlnhöfer, R. (2004) 'Europäisierung der deutschen Arbeitsmarkt- und Beschäftigungspolitik, Der Einfluss der Luxemburg Prozesses auf deutsche Arbeitsmarktpolitik' in Lütz, S. und Czada, R. (Hrsg.) *Wohlfahrtsstaat: Transformation und Perspektiven*. Wiesbaden: VS-Verlag.
- Pierson, P. (1996) *The New Politics of the Welfare State*, in: *World Politics*, 48(2) pp.143-179
- Porte, C. and Pochet, P. (eds) (2002) *Building Social Europe through the Open Method of Co-ordination*, Brüssel, P.I.E. Peter Lang.
- Preunkert and Zirra (2009) in: Heidenreich, M. and Zeitlin, J. (eds.) *Changing European Employment and Welfare Regimes: The Influence of the open method of coordination on national reforms*, Oxon: Routledge: 192-213.
- Radaelli, C. (2003a) 'The Europeanization of Public Policy,' in: Featherstone, K. and Radaelli, C.(eds) *The Politics of Europeanization*, Oxford; Oxford University Press, 27-56.
- Radaelli, C. (2003b) 'The Open Method of Co-ordination'. Raport No.1;

Sieps.

- Rat (2000) ‘Empfehlung des Rates vom 14. Februar 2000 zur Durchführung der Beschäftigungs-politik der Mitgliedstaaten’ (2000/164/EG).
- Rat (2001) ‘Empfehlung des Rates vom 19. Januar 2001 zur Durchführung der Beschäftigungs-politik der Mitgliedstaaten’ (2001/64/EG).
- Rat (2002) ‘Empfehlung des Rates vom 18. Februar 2002 zur Durchführung der Beschäftigungs-politik der Mitgliedstaaten’ (2002/178/EG).
- Rat (2003a) ‘Beschluss des Rates vom 22. Juli 2003 über die Leitlinien für beschäftigungspolitische Maßnahmen der Mitgliedstaaten’ (2003/578/EG).
- Rat (2003b) ‘Empfehlung des Rates vom 22. Juli 2003 zur Durchführung der Beschäftigungs-politik der Mitgliedstaaten’ (2003/579/EG).
- Rat (2004) ‘Empfehlung des Rates vom 14. Oktober 2004 zur Durchführung der Beschäftigungs-politik der Mitgliedstaaten’ (2003/741/EG).
- Rhodes, M. (2010) ‘Employment Policy’ in Wallace, H., Pollack, M., and Young, A. (eds.), *Policy-making in the European Union*, Oxford, Oxford University Press: 279-304.
- Scharpf, F. (2002) ‘The European Social Model: Coping with the Challenge of Diversity’. *Journal of Common Market Studies*, Vol.40 No.4: 45-70
- Seeleib-Kaiser, M. (2002) ‘Neubeginn oder Ende der Sozialdemokratie?: Eine Untersuchung zur programmatischen Reform sozialdemokratischer Parteien und ihrer Auswirkung auf die Parteidifferenzthese’, *Politische Vierteljahresschrift*, 43. Jg., Heft 3: 478–496
- Tidow, S. (1998) ‘Europäische Beschäftigungspolitik: Die Entstehung eines neuen Politikfeldes: Ursachen, Hintergründe und Verlauf des politischen Prozesses’, FEG-Arbeitspapier Nr.18.
- Weimar, A. -M. (2004) *Die Arbeit und die Entscheidungsprozess der Hartz-Kommission*, Wiesbaden: VS-Verlag.
- Weishaupt, J. T. (2011) *From Manpower Revolution to the Activation Paradigm*, Amsterdam University Press.
- Zeitlin, J. (2005) ‘The Open Method of Co-ordination: Theoretical Promise, Empirical Realities, Reform Strategy’.
- Zohnhöfer, R. und Ostheim, T. (2007) ‘Politiktransfer durch die Europäische Beschäftigungspolitik? Methodische Überlegungen und empirische Analyse des Falls Deutschland’, in Holzinger, K., Jörgens, H., Knill C. (Hrsg.) *Transfer, Diffusion und Konvergenz von Politiken (= PVS-Sonderheft 38)*, Wiesbaden: Verlag für Sozialwissenschaften 2007, 327-347.
- 石田徹 (2009) 「欧州雇用戦略とフレキシキュリティー—欧州社会モデルの現代化が意味するもの」『龍谷法学』、第41巻第5号。
- 内山隆夫 (2009) 「欧州雇用戦略とドイツの労働市場政策」『京都学園大学経済学部論集』、Vol. 18 No. 2。
- 近藤正基 (2009) 『現代ドイツ福祉国家の政治経済学』 ミネルヴァ書房。
- 森井裕一 (2008) 『現代ドイツの外交と政治』 信山社。
- 横井正信 (2004) 「第2次シュレーダー政権と「アジェンダ2010」(I)」『福井大学教育地域科学部紀要』 2004年12月、60号。

【聞き取り調査】

ハルツ委員会で委員を務めたA氏 (2011年9月9日実施) とB氏 (2011年9月2日実施) に対して聞き取り調査を行った。

Resume

Die Beziehungen Deutschlands und der EU im Rahmen der Arbeitsmarktreform der Regierung Schröder

Naoko Matsumoto

Dieser Aufsatz thematisiert die Zusammenwirkung der deutschen Arbeitsmarktpolitik und der europäischen Ziele am Beispiel der Hartz-Reformen unter Schröders Regierung. Das Ziel soll es sein zu analysieren, ob bzw. wie die ab 1997 in der Europäischen Union verwirklichte Europäische Beschäftigungsstrategie (EBS) die Politikgestaltung der Arbeitsmarktreformen in Deutschland beeinflusste. Daher werden die Diskussionen und die Kognition der EBS in den Politikgestaltungsprozessen in Deutschland empirisch und qualitativ untersucht, um den Zusammenhang zwischen der EBS und den nationalen Reformen aufzuzeigen.

Vor dem Hintergrund der steigenden Arbeitslosigkeit in den Mitgliedstaaten sowie zunehmender Diskrepanz zwischen wirtschaftlicher Integration und sozialem Schutz wurde die Stärkung der sozialen Dimension auf der EU-Ebene auf die politische Agenda gesetzt und die EBS nebst Einfügung der neuen Beschäftigungskapitel zum Amsterdamer Vertrag 1997 ins Leben gerufen. Im Rahmen der EBS war keine neue Kompetenz für Beschäftigungspolitik zu vergemeinschaften, sondern es wurde ein neues Regierungsinstrument in die Europäische Union eingeführt, das nach dem Lissabon-Gipfel 2000 unter dem Namen „offene Methode der Koordinierung (OMK)“ bekannt wurde. Dabei wird/wurde auf Verbindlichkeit verzichtet, jedoch besteht die Erwartung, dass die Mitgliedstaaten zur Erreichung der in der EU beschlossenen gemeinsamen Ziele nationale Reformpolitik betreiben.

Trotz der zahlreichen bisherigen Forschung ist noch umstritten, ob, bzw. wie sich diese neue Methode auf nationalstaatliche Politik auswirkt. Dieser Aufsatz untersucht daher empirisch und qualitativ die Diskussionen in den Politikgestaltungsprozessen in Deutschland, um den Zusammenhang zwischen der EBS und den nationalen Reformen aufzuzeigen. Zur Analyse dieser Arbeit lässt sich die doppelte Definition von Zohlnhöfer und Ostheim (2007) ---„Lenkungseffekt“ und „Verstärkereffekt“--- heranziehen. Bei

einer vertiefenden Betrachtung des „Verstärkungseffekts“ ergeben sich weitere Kategorien: die „kognitive Nutzung“, die „strategische Nutzung“ und die „ermächtigende Nutzung.“

Nach der Vorstellung der deutschen Nationalen Aktionspläne (NAP), mit welchen die Mitgliedstaaten die EBS in der nationalen Politik umsetzen kann eine konvergente Tendenz zwischen den Arbeitsmarktreformen Schröders und den Leitlinien der EBS genannt werden. Trotzdem können damit wesentliche Effekte nicht identifiziert werden und es braucht einen weiteren Nachweis unter einem anderen Gesichtspunkt. Daher analysiert dieser Aufsatz die Diskussionen und die Kognition der EBS in verschiedenen Politikgestaltungsprozessen der Hartz-Reformen als ein Beispiel, um den Einfluss der EBS auf nationaler Ebene zu bestätigen.

Während hauptsächlich die Hartz-Kommission bedeutend zu den Konzepten der Hartz-Reformen beitrug, spielte auch das Bundesarbeitsministerium eine entscheidende Rolle hinsichtlich der Zusammenführung der Arbeitslosen- und Sozialhilfe ins Arbeitslosengeld II. Das Bundesarbeitsministerium formulierte die deutsche Arbeitsmarktpolitik in kognitiver Übereinstimmung mit den angestrebten EBS-Zielen.

Auch der Abschlussbericht der Hartz-Kommission deutete auf einen positiven potentialen Einfluss der EBS auf die Konzepte hin, da er nicht nur Informationen über die EBS als Anhang im Schlussteil aufwies, sondern auch explizit Folgendes erwähnte: „Wegweisend ist der Leitbildwechsel von der aktiven zur aktivierenden Arbeitsmarktpolitik, der im Einklang mit den beschäftigungspolitischen Leitlinien der EU steht.“ Vor allem wurde das Hauptziel der EBS, die Erwerbsbeteiligung Älterer zu erhöhen, als ein Motiv der Förderung der älteren Arbeitnehmer genannt. Dazu wies die Bundesregierung die Kommission bereits am Anfang auf die Rahmenbedingung der EU hin und auf diese Verpflichtung wurde sie vom Bundesarbeitsministerium immer wieder aufmerksam gemacht. Trotzdem lässt sich als Ergebnis der Analyse der Interviews mit Kommissionsmitgliedern und

der Debatten, die innerhalb der Kommission geführt wurden, feststellen, dass die Hartz-Kommission insgesamt fast gar nicht, noch nicht einmal beim Modul der Erwerbsbeteiligung Älterer, über die EBS diskutierte.

Dagegen gibt der Gesetzentwurf der Bundesregierung an, dass die neuen Regelungen der Hartz-Reformen in die Richtlinie der EBS eingepasst sind. Dazu hebt sie beim Punkt der Förderung der älteren Arbeitnehmer die Anforderungen der EU hervor. Das bedeutet, dass die Regierung die Anforderungen der EBS als eine zusätzliche Legitimation nutzte, und es so aussehen ließ, als ob sie unter dem Anpassungsdruck der EBS-Kriterien handeln würde.

Als Fazit beobachtet dieser Aufsatz eine kognitive und gerechtfertigte Nutzung von Europa aber keinen „Lenkungseffekt“, mit dem die EBS ursächlich für nationale Politikgestaltung wäre. Zusammenfassend lässt sich ein unpolitischer bzw. bürokratischer Charakter feststellen sowie die Schlussfolgerung ziehen, dass eine konvergente Tendenz zwischen den Hartz-Reformen und der EBS, bzw. ein „Verstärkereffekt“ der EBS auf einen bestimmten Bereich selektiv zur nachträglichen Rechtfertigung der Reformen nachgewiesen werden kann.

論文

日独外務省政策企画協議と日本の核武装問題

—エゴン・バールと1969年の日本訪問—

マイク・ヘンドリック・シュプロッテ

1. はじめに

「ところで、日本が過去30年間に実際にその英知を民生の生産物の改良だけに傾注してきた事実は、その他の要素とならんで、日本製品が安価なだけでなく、ほとんどすべての分野において、アメリカ製品やヨーロッパ製品よりも良い製品になったということの要因であることは確かである。

他方で、他の国が軍備により平和を維持するために支出をするのに引き合うとき、日本が後に全く効果的になる平和的生産物を調達するメリットを体系的に作り出すコンセプトがそこから出てこないのか、ということについて考えを巡らせることは興味深いだろう。

しかし何のためにしかるべきことについて熟考するのか、我々の日本の友人は何についてかつて考えていたのだろうか。」¹

「日本の友人」であるドイツ社会民主党のエゴン・バール (Egon Bahr, 1922—2015年) が当時の西ドイツ外務省政策企画局長として1969年2月に来日した時、このような思考プロセスをたどっている。バールが来日した時は、日本国民と日本国土のための安定した安全保障構想への絶え間ない追求がおこなわれた、まだ初期段階である。バールは1969年以後ヴィリー・ブランド率いる社会リベラル政権で現実的な交渉に転換した「新しい」東方政策の立案者の一人と見なされている²。バールの訪日目的は、日本側からの働きかけによる、日独初の外務省政策企画協議のためだった。当時、日本はこのような協議を、その他には、アメリカ合衆国とだけ行っていた³。米国と日本は、国内政治で活発に議論された1960年の日米安保条約の改定後、この時日本社会で非常に広範な市民社会的な抗議があったにも関わらず、緊密な軍事的、安全保障的な同盟関係 (と依存) により、結びついていた。

2010年10月3日の夜、日本放送協会 (NHK) は「核を求めた日本—被爆国の知られざる真実」というドキュメンタリー番組を放送した。このドキュメンタリー番組の中心は、エゴン・バールによって書かれた、1969年2月3日から6日までの間に東京と箱根宮ノ下での日独外務省政策企画担当者協議に際して行われた夜の会談に関する当時の極秘「記録文書」だった⁴。バールが、ごく限られた人物、ゲオルク・フェルディナント・ドゥックビッツ外務省次官 (Georg Ferdinand Duckwitz, 1904—1973年)、ヴィリー・ブランド外相 (Willy Brandt, 1913—1992年)、さらに口頭報告によってクルト・ゲオルク・キージナー首相 (Kurt Georg Kiesinger, 1904—1988年) 宛てに書簡を出した。バールの「記録文書」によると、この協議の議題は、大国と対等になるための日本の取り組みにおいてドイツの支援が可能かどうか、という問題だった。日本側からはさらに、特別な状況下において、方向転換して実行されなければならない日本独自の核武装についての話もあったと伝えられている⁵。

バールの記録文書は、すでに彼の回顧録が1996年に出版されて以来、その内容は知られていた⁶、すでに2000年からドイツでは全文が外務省資料として公式に刊行されていたが、日本では、ドキュメンタリー番組の放送翌日に、特別な政治的影響が広がった。当時外務大臣だった民主党の前原誠司は、バールの記録文書の正確さを確かめるため、内部調査委員会の設置を指示した⁷。というのも、記録文書の内容は、後にノーベル平和賞を受賞する佐藤栄作首相のもとで1967年に発表され、それ以来「国是としての政治的原則」として宣伝されていた「非核三原則」—核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず—に対して、さらに疑問を投げかけるものだったからである。前原の党友で、前原の前に外務大臣を務めた岡田克也は、すでに一年前に、立証された日米の密約問題の批判に関してテーマ的に類似の調査を、つまり1960年から1973年の日本における米国の核兵器の持ち込みと配備に関して調査するよう

に、最高政府レベルで命じた。その前の政権にとって不利な調査報告書は2010年3月になってようやく日本国民に公開された⁸。

本論文では、日独の外交文書に基づき、日米安保条約、沖縄返還に関する長期かつ詳細な交渉、さらに意見の対立が起こった「核兵器不拡散条約」に対する日本の立場といった同時代的な背景を考慮にいたした上で、「非核三原則」の意義と実際の影響力ないし効力について、1960年代と1970年代初頭の日本の実際の防衛要求と照らし合わせて分析を行う。

2. 時代背景

国際政治において、1960年代と1970年代初頭は、一方で、ますます拡大する資本主義体制と共産主義体制の対立による冷戦によって、しかし他方で、明らかにイデオロギー的に根拠づけられたソ連・中国への敵対心によって特徴づけられていた。中華人民共和国は、1964年10月16日の核実験の成功により、米国（1945年）、ソ連（1949年）、イギリス（1952年）、フランス（1960年）につづく五番目の国として、当時まだ核兵器国家の限られていたサークルへの仲間入りを確実にした。日本にとっては威信をかけた夏季オリンピックの開催のときだった。しかし中国は外交的にはさらに孤立し、権力政治的に特に東アジア、東南アジアにおいて恐れられ、また中国は外交上評価することが難しく、決して信頼のおける政治的パートナーではないと見なされていた⁹。

広島、長崎への原爆投下の直接的な印象がまだ残る中、国際連合の枠組みにおける核軍縮も、成果がないままだったことは、研究対象とする時期におけるソ連と米国という世界強国にとっては、とりわけ自らの立場の保障のために、そして自らの軍事同盟（北大西洋条約機構とワルシャワ条約機構）の不安定化を避けるために、核兵器のさらなる拡大を制限することが適切だと思われた¹⁰。加えて、大量破壊兵器に由来する、あらゆる想像力を超える恐怖、世界平和とすべての人々の健康に対する危険、さらに核大国に行動を強制する心理学的な雰囲気を作り出された。注目されたのは、核兵器国の範囲が、つまり「1967年1月1日以前に核兵器、あるいはその他の核爆発装置を製造し、かつ爆発させた国々」であり、その範囲が追加的に、さらに規制なしに拡大しない、という核兵器の不拡散に関する国際的な取り決めであった¹¹。すでにこの条約に関する西ドイツのメディア報道において、この国際法上の取り決めの名称の選択を通じてだけでも、国際的な条約交渉における中心的な論点は明らかになる。本来の意味において、実際は「核兵器禁止条約」が問題になっていたが、「原子力禁止条約」という用語が当時の報道と政治的な議論で支配的

だった¹²。非核兵器国にとって、核兵器国のこの行動は、制限のない経済的な発展の前提となるエネルギー需要から見て、おそらく不可欠で、恵みと思われた、原子力の平和利用を妨害するか、少なくとも困難に陥らせようとする試みであると思われた。西ドイツの保守的グループは、これらを、「新ベルサイユ条約、あるいは確かに壮大なスケールをもつもの」¹³、あるいは「極めつけのモーゲンソー・プラン」¹⁴と、実例を使って評価した。核兵器を持たない国々のこれらの懸念は、冷戦の緊張の継続を考慮した彼らの国家的、領土的な不可侵性という安全保障の確保が必要だったため、いずれも同じだった。特に、日本とドイツは、1995年以来「時代遅れ」として認められていたとしても¹⁵、今日まで、国際連合憲章から削除されていない53条と103条の「敵国条項」、国際法上の「強制措置」、つまり「第二次大戦中に国際連盟憲章の署名国のいずれかの敵国だったあらゆる国に対して安全保障理事会の権限を与えない」ということに鑑みれば、この保障は必要だった¹⁶。西ドイツは、この時点でまだ国連加盟国ではなかったにも関わらず、北大西洋条約機構加盟国としてかなり守られていたと思われる。日本政府は、それに相当する米国の政府代表者の確約と日米安保条約があったにも関わらず、島国の領域的不可侵性の主張を保障すると思われていた、米国の「核の傘」のもとで、国際法上拘束力をもって日本が組み込まれることを、長年、手に入れたと思っていた。「核兵器不拡散条約」は最終的に三つの要素から構成された。(1) 核兵器の不拡散に関する宣言、(2) 核兵器国に対しても、核軍縮の義務、(3) 核エネルギーの平和利用に際して、国際的な協力の継続、である。米国、ソ連、イギリス政府による安全保障との組み合わせを伴ったこの要素、つまり「あらゆる非核兵器国に対し、締結国が攻撃行為の犠牲、あるいは核兵器使用下の攻撃の脅しの対象になる場合は、核兵器不拡散条約の締結国は加勢する」¹⁷により、ようやく、西ドイツ（1969年11月28日）と日本（1970年2月7日）が条約に署名することが可能となった。とは言え、西ドイツは1975年まで、日本は1977年まで批准に時間がかかった。

特に1964年の中国の核実験の成功は、日本に非常に大きなショックを与えた¹⁸。安全保障条約をこえて、日本の主権の持続的な保障に関する防衛政策の問題が国内政治の議論の中心になった。1964年11月より首相となった佐藤栄作新日本政府のジレンマは、1965年1月のワシントンでのレイドン・B・ジョンソン大統領とのまぢかに迫った協議の前段階に行われた1964年12月29日の日本の首相と駐日米国大使、エドウィン・O・ライシャワー（Edwin O. Reischauer, 1910—1990年）との会談についての報告書によく示されている。

「佐藤は核防衛の問題に言及し、イギリスのウィルソン首相によって佐藤に伝えられたとされる、もし他の国が核を保有するなら、自分たちもそれらを持つことは、共通認識であるという見解と彼の見解は同じだと述べた。彼が理解する日本国民は、これにはまだ準備ができていないが、この点に関して教育を受けなければならないだろう。そして、彼は、若い世代に、この道を行く希望的なサインを示すべきと感じた。彼は、核は一般的に試算されているよりかなりコストがかからず、日本の科学技術と工業レベルはそれらを製造するだけの十分な能力があると理解していた。それから、彼は、軽率にも、もちろん、日本は「帝國的」な野心など持っていない、それゆえアメリカは彼の発言によって心配をすべきではないと、付け加えた。彼は、数年後には、日本が根本的に防衛問題全体を再検討しなければならないと感じていたようだ。これに加えて、彼が何度も繰り返したのは、その時期はまだ来ていないが、いずれ憲法は改正されなければならないということだった」¹⁹

広島、長崎の経験から、「核アレルギー」が世論の大多数を占め²⁰、核兵器を「神経症といわれても」嫌い、それにもかかわらず、政府内では、自民党指導下の政府の存続を脅かさないため²¹に怒らせてはいけない日本の有権者を横目にして、国家の安全保障戦略の文脈において、少なくとも秘密に国家の再軍備と独自の核武装に関しても検討された。しかし、日本の世界的にポジティブなイメージのために、非常に効果的だったのが、日本の首相による、1967年12月11日の衆議院予算委員会における「非核三原則」の発表および、1968年1月30日の施政方針演説において核政策4本柱として明確化された規定だった²²。「国是」として実行されるとともに、それは決して法律的な性格は獲得しなかったにもかかわらず、1976年4月と5月の衆参両院の外務委員会における決定により、核不拡散条約の批准後、あるいは、1978年5月の衆議院本会議の決議後、その特別な意義が確認された。「非核三原則」は日本の核兵器政策の真の中核だとして一般的に認められているにも関わらず、実際には、(1) もっぱら核エネルギーの平和利用、(2) 世界的な核軍縮の要求、(3) 核兵器の保持、製造、持ち込みを拒否、(4) 米国の核の傘による日本の領土の保全に対する信頼という「四本の柱」の相互依存を考慮することにより、初めて完全な像が結果として明らかになる²³。この、国内政治および外交政策的に成功した、核兵器使用のおそらく完全な否定の表明の背景に、唯一の被爆国であるという、日本国民に非常にしっかりと定着したアイデンティティが存在する。しかしながら、日本政府は、自国の核兵器放棄と、日本が望んだ安全保障政策上の保護権力で

ある米国への依存の継続とを結びつけることにより、そのあとの時代における核武装の選択肢を留保した。

1969年1月20日の第37代目米国大統領リチャード・ニクソン (Richard Nixon, 1913—1994年) の就任と共に、米国の新しいアジア政策が明らかになった。長引くベトナム戦争の文脈において、アメリカ社会で拡大する抵抗と、明らかに北ベトナムの「戦いの幸運」を原因とした増え続ける戦死者から、しかしまた、戦争遂行にかかる費用が甚大になったことも、アジアの非共産国との関係に関する軌道修正のための新しい政策のきっかけになった。ベトナム戦争の「ベトナム化」、つまり「南ベトナムが成立、武装し、戦いの精神が吹き込まれることが現実となってくると、それにより南ベトナムが、アメリカ軍の撤退後、その穴を埋めることができるだろう」²⁴。ニクソンがすでに1967年に「ベトナム[戦争]後のアジア」という論文で示した理論的な考察に基づけば、米国のアジアのパートナーに対して、地域における経済的、政治的、安全保障上の利益の確保において、より大きな自己責任が割り当てられるとされていた²⁵。このアジア圏における米国の外交、安全保障政策の新たな指針は後に「ニクソン・ドクトリン」と名づけられる。

3. 第一回政策企画協議 (1969年)

外務省官僚レベルの二国間協議は、とくに双方の政治的な意図をよりよく理解することに貢献したにもかかわらず、むしろ非公式な性格がある。これは特に政策企画協議に当てはまる。自身曰く、職務上、外務省で「もっとも情報通」²⁶であったエゴン・バルの指揮の元で、とりわけ、バルとプラントによって1960年代初頭に展開された、西ドイツの新しい東方政策の柱である、「接近による変化」²⁷という理論的コンセプトが、一方で暴力の放棄、他方でヨーロッパにおける権力政治の実態の承認とともに、中心的な構成要素として実際の政治に転換することができた²⁸。とりわけこのシナリオの展開に、外務省政策企画局の基本的な任務の一つがあった。それゆえ、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟 (CDU/CSU) と社会民主党 (SPD) との大連立政権 (1966—1969年) の外交政策上の関心は、当初まだかなりヨーロッパ大陸への米国とソ連の利害を考慮に入れたドイツ分断の克服への理論的な考慮であり、ベトナム、中国とインドとの対立、中ソ対立の危機をほらむ東アジアにはほとんど向いておらず、むしろヨーロッパの地理的空間と北大西洋関係に関心があったことは、当然のことだった。それにもかかわらず、ヴィリー・プラントの下の実際の外交政策においては、「すべてが新しい東方政策への移行に向いていた」わけでは決してなかったと言われている。北大西洋条約機構、ヨーロッパ経

済共同体との関係が強化される一方で、それまでコンラート・アデナウアー (Konrad Adenauer, 1876—1967年) とルードヴィヒ・エアハルト (Ludwig Erhard, 1897—1977年) という保守派首相のもとで、イデオロギー的な対立の強調に基づいて広まったように、「未調査地」つまり共産党支配の国々を無視することなく²⁹、ドイツの新旧貿易パートナーとの関係の強化がますます重要となった³⁰。日本の増大する世界経済的意義に鑑みて、1969年の日独の政策企画担当者協議³¹は、したがって、一方では、良好な経済的関係の雰囲気を促進するための接触の場として貢献した。しかし、他方で、振り返ってみると、「活発な経済的関係といくつかの共通の関心にもかかわらず、西ドイツと日本の政治的接触は、両政府が繰り返し認識していたようには、展開しなかった」とするならば、核兵器不拡散条約の文脈における非核兵器国に属する二つの重要な国の間の交渉として解釈しなければならない。協議そのものにおいては、将来の西ドイツの外交政策において期待されているバールの重要性は、社会民主党が1969年秋に予定されている連邦議会選挙に勝ち抜くことができるだろうということから日本の交渉相手にも知らされていた。彼らは、西ドイツの代表団のトップを「東方政策におけるブランド外相の最高ブレインの一人」、ならびに「東方政策の推進者」として正当に評価した³²。外務省の政策企画局の極東担当者であった、ペアー・シュミット (Per Schmidt, 1923—1999年) 公使館参事官が報告者として随行していた。後にイスラエルおよび中国のドイツ大使になるシュミットは、ドイツ帝国の領事マーティン・フィッシャー (Martin Fischer, 1882—1961年) の息子として、上海で青年時代を過ごし、流暢な中国語を話した³³。

特に二人のインド経由の旅行コース、とりわけ、香港で過ごした週末は、「ドイツ人にとっても唯一、赤の中国との接触のために邪魔されずに接近できる基礎」であり、旅行の本来の目的が、西ドイツと中華人民共和国との間の関係改善のための水面下の交渉ではないか、という憶測を、これは外務省からすぐに否定されたが、ドイツのメディアに広めるきっかけとなった³⁴。

外交上の交渉言語として英語で行われた日本での協議は、時間的に二つに分けられる。2月3日、4日に両代表の協議が外務省の東京の別館、白金分室で開催された。2月5日、6日に、箱根近郊の宮ノ下にある伝統的な富士屋ホテルで協議が続けられた。東京で、ドイツの代表団に、ドイツ大使館に勤める4名の外交官が加わった。

- リヒャルト・ブロイアー (Richard Breuer, 1912—2006年) 公使、1937年～1938年に東京の大学に留学。戦争中、ドイツ帝国の外交代表の外交官補として派遣 (1940—1947年)、後にアフガニスタンのドイツ大使および香港

の総領事を歴任。

- クラウス・ブレッヒ (Klaus Blech, 1929年生まれ) 大使館参事官、外務省の政策担当部長、駐日ドイツ大使、リヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー (Richard von Weizsäcker, 1920—2015年) の第一期在任期間の連邦大統領府長官、後に在ソ連ドイツ大使を歴任。
- ハンス・ヨアヒム・ハリエー (Hans-Joachim Hallier, 1930年生まれ) 一等書記官、後に、マレーシア、インドネシア、日本、最後にパチカンのドイツ大使を務める。
- 東京での協議のためのドイツ側の記録係として、カール・F・ツァール (Karl F. Zahl, 1913年生まれ)、後に、日本の戦後の政治的エリートや日本の歴史像の変化に関する研究を発表³⁵。

日本の代表団メンバーは、

- 協議の進行役の鈴木孝 (1911—1986年)、国際資料部長、後に、ミャンマー、メキシコ、インドの日本大使を歴任。
- 村田良平 (1929—2010年)、同部調査課長、その後のキャリアでは、日本外務省外務事務次官、駐米大使、ドイツ統一直後の駐ドイツ大使を歴任。
- 岡崎久彦 (1930—2014年)、国際資料部分析課長、後の駐サウジアラビア大使と駐タイ大使。
- 野村忠清 (1937年生まれ)、当時国際資料部調査課事務官、後の駐ノルウェー大使。
- 木島輝夫 (1939年生まれ)、国際資料部分析課事務官、後の駐アルゼンチン大使。

このほか、東京の協議だけに参加した者は、

- 加賀美秀夫 (1922—2008年)、西欧第一課長、後に国連大使。

その他、それぞれ半日ずつ、以下の3名の事務官が参加。太田博 (1936年生まれ)、後の駐サウジアラビアおよび駐タイ大使、榎泰邦 (1946年生まれ)、後の駐南アフリカ、駐ナミビア、駐スワジランドおよび駐インド大使、菊池康典 (1939年生まれ)、後に、駐メルボルン総領事、フィジー、バヌアツ、トンガ、ツバルなどで大使を歴任³⁶。

東京での公式協議では、当時のアクチュアルな問題が討議された。協議のテーマは、プラハの春鎮圧後のヨーロッパにおける展開、1968年11月12日に宣言された社会主義国家の主権の制限とワルシャワ条約機構の加盟国に対するソ連の懲戒権から成り立つブレジネフ・ドクトリンの緊張緩和政策に対する影響だった。その継続の見通しは日本側から「悲観的に判断」された。東ドイツとの関係に関して、日本は、「制度的性格をもつすべての措置」、それゆえ国際法上の承認も含め、さしあたり行うべきではないというこ

とを西ドイツの協議相手に確約し、ドイツの外交政策の中核としてのハルシュタイン・ドクトリンで明確に述べられている西ドイツの「単独代表権」を、この原則は実際の政治では、長いこと、もはや維持できないことが示されていたにもかかわらず、受け入れた³⁷。冷戦時代には、世界の共産圏との関係も重要だった。それゆえ、バールが彼の会談要旨で指摘しているのは、1969年6月5日～17日にかけて開催されると言われていた第三回「共産党と労働党の国際協議」³⁸の前段階において日本共産党のソ連および中国との関係は同じ程度に冷えているということだった³⁹。さらに次のように指摘している。中国において、毛沢東（1893－1976年）の権力的地位は文化大革命以降、安定したこと。ソ連との継続している敵対関係により、中国は、「第三世界の国々、西欧、米国に対して、『敵の敵』として、ベトナム統制に参加するための方法として、接近」⁴⁰することを試みていること。しかし、日本側は中国よりも台湾に大きな経済的関心を持っていたこと。米国、中国、ソ連の関係において、急速なソ連と中国の接近は考えられないこと。中国が、超大国としての地位を獲得するための前提条件に到達するまで、日本の見解ではあと15年から20年、ドイツ側の見解では、10年から15年必要であること。バールはさらに、日本の立場について説明している⁴¹。

日本において米国による安全保障の持続性に疑念があり、核エネルギーを平和利用する際の未解決の問題があるにもかかわらず、米国のテクノロジーと科学的な研究への依存に基づき、将来の日本の経済発展を保証するために、核兵器不拡散条約に署名をするだろうこと。連邦議会選挙のため、日本側のより早い希望に対して1970年3月にボンとベルリンにおける協議の続行が合意されたとバールが報告している。

東京での一般的な政治的会談についての日独双方の記録は驚くほど類似しているが、日本の記録ではそれ以上の情報が含まれていない一方で、バールだけが1969年2月5日、6日の箱根宮ノ下での非公式の会談について、特に極秘で、公式に報告したことが際立っている。

宮ノ下の富士屋ホテルでの日本の食事が、「色とりどりの魅力」があったにもかかわらず、バールはそれをむしろ義務的な修行として、したがって「ドイツのための食事」として受け止めていたが、ホテルの地階でのくつろいだ懇談が引き続いた。その過程で、日本のホストは、熱燗を飲みながら、「ヨーロッパ人のもてなしのおかげでたくさん飲める、(…)すぐに、ゆかいいになった」。さらに会話が進んだところで、バールは「活発というより興奮状態になった」。バールは彼の回想録の中で次のように報告している。

「いまでも、一人の日本人は10人の中国人に引けを取らない。それでインドは？この国をドイツ人は開発

援助で理解することはできないだろう。この国には1円もあげない。古い大アジアの夢は表面下で生き続けている。一人は突然第9条が嫌いだとキレてしまう。西ドイツ側とは違い、日本政府は原子力産業の構築と独自のロケット開発には全く問題がなかったように、頑として再軍備しないままだった。ある日必要になれば、双方をむすびつけることが可能で、単に意志の問題であって、能力の問題ではない。不気味な高笑いがひろがった。もし、私が地下の地震を感知したと考えたとしても、地球上の活火山の地域においてそれは驚くべきことではない。」⁴³

外務省トップと首相に宛てた公式の最高機密の報告書に、バールは、特に、日本が意図をもって行う、米国との関係における圧力手段として、日本国憲法9条の道具化、あるいは「適切な時期に」憲法9条を削除することについての日本人による詳細な説明を書いている。バールは、1969年の日本外務省の代表から可能と見なされた、米国の中国との核に関する取り決めの試みを伴った、東南アジアにおける国際的な安全保障情勢の結果として、考え得る日本の核弾頭の製造に関して、会談相手の発言を記録文書に付け加えている。日本側は中規模国家の超大国への関係について会談を求め、そのため、「右に関する協議に当たっての特別な機密扱い」を要求したのである。日本が、国連の安全保障理事会の常任理事国入りを要求したことは、「超大国（Supermacht）と対等の地位にまで至る」ための「かかる努力の表われ」であることが判明し、また、両国の「見解の根本的な相違」があることが明らかになったと、述べている。核兵器不拡散条約の署名は意図されたものだったにもかかわらず、日本の代表者は、日本に「条約の義務から再度免れること」が可能となる世界的な情勢を期待していたと。この「異常な事態」は、一方でその他の発展途上国の核武装によって、他方で米国と中国の接近によって生みだされ、それは、日本に対して核兵器不拡散条約第10条⁴⁴の適用のきっかけをもたらすものであったであろう。

「(日本の) 政策企画局の若手職員何人かは、注意深い国際的な監視の下にあっても、核分裂物質の5%程度を抽出するといったことを防ぐことは不可能であり、このようなことは核弾頭生産の基礎となりうる」と示唆した。」⁴⁵

日本側にとって、中国と「同等の立場で共存する」ことは考えられないため、日本が「世界政治的に利用できる」潜在能力を転換させるために必要とする時間を、日本の「アジアにおける秩序を生み出す一番目の権力としての立

場」を確実なものにするために、利用することが可能であろう、とパールは述べている。

「米国との関係では、日本は引き続き戦後米国の圧力で憲法に規定された第9条というカードを完全に使用したいとの意向であり、これによって、米国が日本に対し、自らの安全保障（の確保）に貢献すべき、及び、今後予期される東南アジアにおける力の空白を埋めるために軍事的な貢献をすべきと求めた場合、高い対価を求めることができる。もっとも、日本の政策企画局長は、第9条はある時点でなくなるに違いないことに疑いを抱かなかつた。」⁴⁶

パールにとって、協議内容の評価で考えられるのは、日本側の「驚くべき率直さ」は基本的に外務省首脳の同意が前提となっていたことである。とはいっても、この率直さは、ほとんど、「ほぼ『共謀した』形」をとった日独の協力の提案に関して客観的な所与の状況を誤認しているからである。パールは、「日本側を失望させることなく、また、ある程度日本の希望が与件の圧力の下に現実に適合していくことを期待」して、協議を進めることに賛成した⁴⁷。

4. NHKのドキュメンタリー（2010年）

2010年10月3日夜、「スクープ」として予告されたNHKのドキュメンタリー⁴⁸放送のきっかけは、2009年12月に行われた元日本外務事務次官の村田良平へのインタビューだった。このインタビューから、日本政府が事前協議なしに日本の領土への核兵器持込みを黙認した「密約」に関する新たな情報が出てくることを、視聴者は期待した。村田は、日本外務省の元高官で日本政府官僚の一人として初めて密約の存在を認めた⁴⁹。インタビューの過程で村田は「思いがけない事実」を口にした。日本政府内で1960年代末に日本の核武装が議論されていたというのである。そこでは「日本という国の至高の利益が脅かされるような事態になれば、核武装というオプションもはじめから完全に除外すべきでない」とされた⁵⁰。2010年2月、村田が亡くなる一か月前に行われた二回目のNHKインタビューで村田は、1969年に行われた日独両外務省の政策企画担当者同士で行った第一回目の協議—村田はこの協議を秘密協議に区分した—の場でもこのテーマが話された、さらなる発言をした。この協議には村田も参加していたという。日本側にとっては、核兵器不拡散条約成立に向けた国際交渉の枠組みで提起の出来るテーマではなかったため、核武装問題について日独外務省政策担当者秘密協議の場で意見交換を行うとの決定がなされた⁵¹。このような事情から、この会合は、パール率いるドイツ政府代表者と

の二国間枠組みのなかで互いの意見を率直に語るための機会とされた。NHKは史料調査—おそらく、パールの寄託品の一部として彼の「記録文書」のオリジナルが保管されているフリードリヒ・エーベルト財団での史料調査、あるいはひょっとすると外務省での史料調査かもしれない—を経て、この文書のオリジナルを世間に紹介した。

少なくともドイツ側から見れば一部分的には日本側から見ても一、この「独占報道」は、その核心において、ただ「古い革袋に盛られた新しい酒」を発表しただけのようだ。この日独協議に関する公式報告書は、連邦共和国では21世紀に入る寸前にすでに刊行されていたのだが、日本のドイツ現代史の研究者たちはこれを無視し続けてきたようである。このルポルタージュ番組が放送された後、日本外務省は、先の報告書に重要文書の一部として、ドイツ語のオリジナルではすでに書籍として2000年に発行されているエゴン・パール「記録文書」を複写し、日本語の訳文を添付している⁵²。

NHKが主張しているのは調査を始めてから半年後、日本政府の情報収集の中心部署であった「内閣調査室」の指揮下で、日本が技術的に核爆弾を製造することが可能であるか、また政治的観点から保有すべきであるかという問題の調査が実際に行われていたという認識に至ったということである。当時この調査室の主幹だった志垣民郎はNHKのインタビューに応じた。物理学者や安全保障の専門家、「防衛庁」代表者が連携し作成された報告書では、技術的な製造は難しくないが、政治的に是認することができないと断言されている。また、中華人民共和国が核実験に成功した後、日本が自力で爆弾を製造する技術的前提を持っているのか、またこれが政治的に有意義であるかどうか政府内で議論されたのは、まったくもって当然のことであるという。村田と志垣は、こういった当時の議論が、原爆を落とされ苦しめられた国家という日本の置かれた立場とは無関係に、むしろ責任ある現実的な外交安全保障政策によるものであったという点において意見が一致していた⁵³。

核武装の実行可能性について1968年と1970年に作成された調査報告書の存在もパールの「記録文書」と同じく1994年以降やはり公表され、当時の新聞報道でもすでに詳細な記事が書かれ⁵⁴、後に学術界でも重要な文書と見なされるようになった⁵⁵。この調査報告書は配布が制限され、印刷されたのはおよそ200部であったが一なおこの中には新聞関係者と研究者に支給された部数も含まれる—、特別な機密調査に関するものではなかった⁵⁶。だが、これについての情報はドキュメンタリー番組の補完本として後に刊行された調査記録書には掲載されている⁵⁷が、番組内では伝えられていない。

実際のところ、これは政府の委託を受けた「民主主義研究会」という名の公益法人によって1968年と1970年に外

部で作成された二部構成の報告書「日本の核政策に関する基礎的研究」のことである。この団体には、日本海軍の将校団や「防衛庁」の旧メンバー、財務省や兵器産業の代表者が名を連ねていた。その報告書の結論は次のようなものであった。(1) 日本は小規模であれば技術的にプルトニウム爆弾を製造することができる。(2) 日本の核武装は近隣諸国の疑心を招くこととなり、外交政策上の困難は免れないだろう。(3) 小さな核兵器を持てたとしても日本が抑止力効果を得るのは難しい。(4) 経済的負担は著しく大きく、(5) 日本国民の支持を得ることは難しいだろう。ゆえに、いかなる核の潜在力も日本は活用することができない⁵⁸。

パールの「記録文書」だけでなく日本における核兵器製造の可能性を検討する調査報告書まで発見されたのは、NHKの集中的なリサーチの成果であるという印象をこのドキュメンタリー番組は与える。また後に刊行されたドキュメンタリー本で出されている推測的結論は、「非核三原則」は核兵器製造および保有の可能性の模索と核兵器持込みの黙認によって「骨抜きにされていた」という確信に要約される。

独占性（スクープ）をNHKがとりわけ強調したことは、なかでも保守層によるNHK報道への批判を呼び起こした。10年以上も前にパールの「記録文書」が刊行されていたことを指摘することで、ドキュメンタリーの内容は重大なものではないと語ったり、ジャーナリズムとしてのNHKの怠慢を証明しようとする試みが企てられた⁵⁹。たしかに、1969年の段階でドイツ連邦共和国内にNATOの枠組で核兵器がすでに配備されていた事実を詳しく語ることや、新東方外交実現の際になされたパールの多大な貢献に対して、ドイツ再統一との関連ではその評価を下げようとする試みが、日本の核武装の議論の文脈のなかでどのような意味を持つのかはよく分からないままだ⁶⁰。とはいえ、当時防衛大学の教授であった佐瀬昌盛が愛国・保守的な産経新聞社が発行する月刊誌「正論」で述べたような、なぜドイツ側の文書とともに日本側の文書—例えば日独協議の日本側の口述筆記⁶¹のような—が紹介されなかったのか、といった非難は説得力を持たないだろう。佐瀬が言うところによると、文書を閲覧することを試みたのか、もし試みたのならなぜ閲覧できなかったのか、このことを最低限NHKは言及すべきであったと。佐瀬は似たような言い方で番組のタイトルにも不満を表明している。彼によると、日本が核武装を検討していたことがたしかに推測されるが、最終的に核武装は断念されたという指摘が完璧な番組となるために必要であったと批判している⁶²。

2010年になると日本外務省は、「非核三原則」を現実政治上いかに遵守するのか、という問題に対する日本の姿勢について二つの調査報告書を提出しなければならなくなった。すなわち、(1) アメリカ合衆国の核兵器を日本に持ち

込んだり、日本の領土内に配備する可能性を日本が容認するという合衆国とのいわゆる「密約」についての報告書と、(2) 1969年の日独協議および同協議で提起された日本独自の核武装問題についての報告書である。

ドキュメンタリーの中で言われた発言とパールの「記録文書」から得られる情報が真実であるかどうか、日本側の証人たちが確認することは全くなかった。ある証人は、協議のなかで日本が核保有を望むような例外状況について話されたかは思い出せないと言い、他の証人はこの会合に参加したかどうかさえ思い出せないと供述した。

現存する文書と会議参加者の発言から統一したイメージを形成できないことはすぐにはっきりとした。外務省の調査委員会のように、結局のところ、むしろブレインストーミングの性格をもつこの協議においてこれらの発言が本当に日本側からなされたのかという問題もまた、さほど重要な意味を持たない。日本は最終的に核兵器不拡散条約に加入し、その後も条約から脱退することはなく、核爆弾も作っていない。時代的背景を考慮すれば、主要な発言は以下の四点に要約されるであろう。

第一に、1964年に中国による核実験が行われていたこと。

第二に、当時はまだ米国による日本への「核の傘」の提供が対外的に公表されていないという状況にあったこと。

第三に、中国とソ連に対して核抑止力を日本が構築することは不可能であるという認識が主流であったこと。また、このような認識はおそらく多数の国民を取り込む力を持っていたこと。

第四に、核兵器不拡散条約への加入をめぐる議論の背後では、安全保障の様々な選択肢に関する議論がオープンに行われていたこと⁶³。

但し、2010年11月29日の記者会見で調査結果が発表された際、外務副大臣の松本剛明は、「日本側出席者から報道されたような内容に関する発言が何らかの形でなされていた可能性」を完全に排除することはできないと説明を要約した⁶⁴。

5. おわりに

箱根宮ノ下での協議内容については、これまで文書の形で、パール局長の「記録文書」の中にだけ記録されていた。交渉に参加した日独の代表者のその他の高い地位にある関係者は、40年以上前の宮ノ下での協議内容を異なったかたちで記憶しているか、あるいは全く覚えていない。それにもかかわらず、エゴン・パールの確言は、この間に亡くなった外交官村田良平の告白によって、基本的な点において裏付けられている。それらは、1960年代の日本政府の一連の戦略的決定に組み込まれている。この日本政府

の決定は、国際的な安全保障政策の枠組みと核兵器の拡散の文脈で、核ヘッジ [nuclear hedging] の原則として表現されている。核ヘッジというのは、国家的行動として描写すると、核兵器保有の完全な否定と、この技術の実質的な獲得への明確な努力の間にある政策であり、あるいはこの両者の間を揺れ動くものだった。

「核ヘッジ [nuclear hedging] は核兵器の比較的急速な獲得の実行可能なオプションを維持する、あるいは少なくとも維持することをアピールする国家戦略に関係しており、数週間から数年の間という比較的短期間のうちに核兵器を製造する固有の技術力に基づいている。核ヘッジは爆弾の開発過程の間に適合しうる、あるいは巻き返し過程の一部として、すなわち、中断された兵器プログラムの再スタートのオプションを持ち続ける方法として、採用しうる戦略である。」⁶⁵

たいていは、核兵器庫の事実上の獲得を求めたことはいちどもなく、むしろその前段階でとまり、ただ単にその現実化の可能性があったように見える。このような行動は、パールの「記録文書」とNHKのドキュメンタリーで扱われた1960年代と1970年代初頭の日本の試みの基礎を成していると思われる。もし仮に、確信をもって実現可能な核武装を支持するならば、その前に技術的にそれが可能かどうかを確かめることは必須である。なぜなら、交渉相手は、客観的に検証可能な技術的前提が満たされないため、誠実性に疑念があるとすぐに認識するからである。それゆえ、佐藤栄作政権の政策は、国内的にも厳しい反核イメージがあるにもかかわらず、米国およびその他の条約締結国に対して、とりわけ、不十分と受け止められている米国との同盟による安全保障の確保に対して、圧力手段としての自国の核武装のオプションを覆い隠すことだったようである。日本国民の反核兵器感情を知っていたが、内心では、それに反する立場を取ったのである。

1964年末にはすでに、中国の核兵器実験の成功の衝撃が広がる中、日本政府のブレーンであった政治学者の若泉敬は可能な対応策を示した。1964年12月2日、彼は、「中共の核実験と日本の安全保障」というタイトルで発表した分析において、中国の核実験成功が日本に対して、防衛政策的というよりむしろより精神的、政治的影響を与えるだろう、と断言している。したがって、確かに核武装をしないという国是に従うものの、しかし、核エネルギーの平和的利用をさらに進める努力の強化、また、自国のロケットを使った人工衛星打ち上げ開始の計画を進めることを通じて、「核武装潜在能力」を手に入れるという状態に到達することが必要とされたのである⁶⁶。

1966年、若泉は日本の核武装の可能性について、さま

ざまなシナリオを作成し、それらは、日本の領土に米国の武器を公然と配備することから、米国と日本との米国核兵器共同利用とともに多国籍軍を創設、日米安全保障条約を保持したままで日本が核武装をおこなうというバージョン、さらには、日本が完全に独立した国家的核兵器システムを構築するという構想にまで及んでいた⁶⁷。いくつかの同時代の研究が明確に示しているように、技術的には日本がこの時点で核兵器を製造するという事は、実際、意志の問題であって、能力の問題ではなかったのである。しかし、北大西洋条約機構とその他の機関の文脈で米国の核兵器の「ニュークリア・シェアリング」という、西ドイツの核ヘッジが、世論でもむしろ後景に退いているのとは対照的に、日本はいかなる時期にも同盟国と共同で核兵器を保有することはなかった。

ドイツ外務省においても、核兵器不拡散条約へのドイツの参加に反対の態度や「ドイツ自身の核武装の道を永遠に」遮断しない、という見解⁶⁸によって、条約反対者が形成されたように、同様に日本の外務省でも、核武装を制限する国際法に直結した条約をこえて、日本の安全保障戦略について熟慮した官僚もいた。この中には、政治的に実行可能である問題提起の枠組みにおいて、日本の核武装に関するオプションという内容を含んでいた。これは、この時代に特徴的で、ハンス・J・モーゲンソーの『国際政治』⁶⁹理論を基礎にした、国際関係に関する現実主義的理論の受容に沿ったものである。それによると、「優先する外交的利益」は「権力を蓄積し、維持する」ことにあるとされている。ここでは、国家の存在に関わる利害関係（安全保障、権力、福祉）が一番に考慮される国家の可能な行動という本質としての、モーゲンソーの意図する「利益」という用語の客観的な形成が問題なのである⁷⁰。日本の場合、この立場は1969年9月25日付の公式の「わが国の外交政策大綱」の中にも採用されている。ここに、日本の安全保障政策の原則として記されているのは、日本が核兵器不拡散条約に参加するか否かという問題とは別に、「現状において」核兵器保有のための措置を行わないが、しかし、常に核兵器の製造の経済的、技術的な潜在的可能性を持ち続けるということだった⁷¹。従来型の軍備の枠組みでは、むしろ、日本の自衛能力の強化のために国内の軍事産業を強化したいが、それでも認識しなければならないことは、自力で日本の領土を防衛すること（特に核抑止力）が不可能であり、また、米国以外に、日本に有効な支援をおこなう国が他にはないことである、と述べている。

2009年から2012年の間に、約3年超の比較的短期間であった民主党政権下の日本政府は、安全保障政策上のジレンマに関して、実際政治上何の変更も行わなかった。民主党政権は、公式な資料によって証明された米国の核兵器持ち込みをまったく終わらせることができなかった。それ

は、安全保障政策関連の利益に矛盾していた。したがって、外務省の調査は、単なる政治的ライバルである自民党との国内政治的な議論になっただけで、数十年の不誠実さは証明できたものの、しかし、そのことが、その他のより重要な国内政治的、党内的な問題を政治的な資産に転換するものであることとは理解されなかった。核エネルギーに対する日本国民のアンビヴァレントな態度は、確かに2011年の東日本大震災による「福島第一原子力発電所」の事故の後、核エネルギーの平和利用に関しても、このテクノロジーに反対する方向に大半が向いているかもしれない。しかし、東アジアにおける安全保障政策上の状況は、中国という「友人」によってさえ単純に管理することが難しい北朝鮮という脅威に鑑みれば、むしろまだ厳しいものである。このことは、さらに、東南アジアと東アジア圏における集団的安全保障の制度を確立することを、つまりおそらくいつか核兵器が事実上不必要になることで可能であることを、遠のかせている。

1960年代末の非核三原則への日本政府の対応が示しているのは、これらが強制的に永遠の相のもとに制度化されなければならなかったわけではなかったことである。安全保障と国土防衛の問題は、現代でもなお、未解決の諸問題に、地域的な安全保障協力という東アジアの文脈において一つの解決策を見つけないことができなければ、非常に差し迫ったテーマとして残る。その際、日本の軍隊の核武装に対する要求が、影響を及ぼしている。それは典型的に、以下の、元東京都知事で元衆議院議員である石原慎太郎と彼の超国家主義的な同志による、核ヘッジの原則の提唱に見られる⁷²。彼らの外交的射程は、特に中国との隣国関係においては確かに壊滅的であるが、しかし、彼らの核心は、好ましく思われていない同盟国米国から日本の安全保障が確保され続けているという日本国内の状況にむけられている。それゆえ一層米国も一少なくともバラク・オバマ大統領のもとでは一太平洋の大国として理解され、米国の「拡大抑止」というシステムの保護下に日本が置かれる⁷³ことが重要なかもしれない⁷⁴。しかし、1969年のニクソン・ドクトリンはすでに、この代理の安全保障が犠牲を伴うことを示した。

戦争放棄を規定した日本国憲法第9条は日本の良いイメージを世界中に広め、核兵器を保有しないという原則は同時に日本国家の国是にまで高められ、そして、この国民に定着した伝統はまたさらに日本国民によって高く評価されたかもしれないが、これらの原則は事実上、決して完全な効力を得たわけではないのである。すでに1960年以来、日本政府は米国政府に対して、日本の国是である核兵器の持ち込み禁止を破ることを容認した。すでに1987年に、このことが、朝日新聞に、少し揶揄した表現で反核安全保障政策の「2.5の原則」と書かせるきっかけを作った⁷⁵。

これは、「密約」と関係があり、パールの「記録文書」でもNHKのドキュメンタリーでも再び重要性を獲得した用語となった。しかしながら、日独関係という文脈における1969年の出来事は、この日本の安全保障政策および外交政策のジレンマ、過去50年間の日本の政府代表者の時折現れる二枚舌の露呈には、何の影響ももたらさなかった。

謝辞

論文の作成に際して早稲田大学の坪郷實教授、同志社大学の穂山洋子准教授と東京大学の田村円さんから頂いた支援、コメント、教示に感謝します。

¹ Bahr, Egon: „Den ‚Ernstfall Frieden‘ leben. Rede zur Verleihung des Gustav-Heinemann-Bürgerpreises am 23. Mai 1982“. In: Schröder, Karsten: *Egon Bahr*, Rastatt: Arthur Moewig 1988, S. 342–358, ここでは S. 346–347.

² フォークトマイヤー、アンドレアス / 岡田浩平訳『西ドイツ外交とエゴン・パール』三元社2014年、特に159–221頁を参照のこと。

³ Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, München: Karl Blessing 1996, S. 236.

⁴ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums“ (13.2.1969). In: Institut für Zeitgeschichte [Schwarz, Hans-Peter et al.] (Hg.): *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland 1969*, Band 1: 1. Januar bis 30. Juni, München: Oldenbourg 2000, S. 196–198.

⁵ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums“ (13.2.1969), S. 197.

⁶ Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, S. 236–238.

⁷ 外務省『「核」を求めた日本』報道において取り上げられた文書等に関する外務省調査報告書』2010年、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku_hokoku/pdfs/kaku_hokoku00.pdf [2015.07.23 アクセス]。

⁸ 外務省調査チーム『「いわゆる「密約」問題に関する調査報告書』2010年3月5日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku_naibu.pdf [2015.07.23 アクセス]。

⁹ 久住忠男『中国の脅威・その能力と意図』、読売新聞社編『アジアの平和と日本一日米専門家会議論文集』読売新聞社1968年、14–21頁、ここでは18–21頁。関寛治『日本の安全保障と日米関係』、読売新聞社編『アジアの平和と日本』、24–30頁、ここでは29頁。矢田部厚彦『核兵器不拡散条約論—核の選択をめぐる』有信堂1971年、136–140頁。

¹⁰ Okimoto, Daniel I.: „Japan’s Non-Nuclear Policy: The Problem of the NPT“. In: *Asian Survey* 4 (1975), pp. 313–327, ここでは p. 315.

¹¹ 核兵器不拡散条約9条3項、Brandt, Willy, *Zum Atomsperrvertrag*, Berlin: Berlin Verlag 1969, S. 63.

¹² Brandt, Willy: *Zum Atomsperrvertrag*, Hepp, Marcel: *Der Atomsperrvertrag. Die Supermächte verteilen die Welt*, Stuttgart: Seewald 1968, Baumann, Gerhard (1968): *Der Atomsperrvertrag. Eine Dokumentation*, Pfaffenhofen (Ilm): Iltgau 1968を参照のこと。

¹³ このように当時の連邦経済大臣フランツ・ヨセフ・シュトラウス (Franz Josef Strauß, 1915–1988年) が1967年2月12日にイギリス首相ハロルド・ウィルソンの訪問の際述べた。O.V.: „Atomsperrvertrag: Dagegen kämpfen“. In: *Der Spiegel* 9 (20.2.1967), S. 25.

- ¹⁴ 元西ドイツ首相のコンラート・アデナウアー、1967年1月のシュピーゲル誌インタビューにて、O.V.: „Morgenthau-Plan im Quadrat“. SPIEGEL-Interview mit Konrad Adenauer über den Atom-Sperrvertrag“. In: *Der Spiegel* 10 (27.2.1967), S. 21.
- ¹⁵ United Nations Regional Information Centre for Western Europe: *Charta der Vereinten Nationen und Statut des Internationalen Gerichtshofs*, Brüssel: UNRIC o.J., S. 1.
- ¹⁶ United Nations Regional Information Centre for Western Europe: *Charta der Vereinten Nationen und Statut des Internationalen Gerichtshofs*, S. 13, S. 24.
- ¹⁷ Brandt, Willy: *Zum Atomsperrvertrag*, S. 66-67. 外務省『核戦争を防止するために－核兵器不拡散条約の意味するもの』外務省1968年、5-7頁。
- ¹⁸ 「原発を核武装潜在力に 64年首相ブレーン報告書」、『東京新聞』2013年2月26日朝刊、1頁。Wakaizumi, Kei: „The Problem for Japan“. In: Buchan, Alastair (Hg.): *A World of Nuclear Powers?* Englewood Cliffs (New Jersey): Prentice-Hall 1966, pp. 76-87, ここでは p. 78.
- ¹⁹ Gatz, Karen L. / Department of State (eds.): *Foreign Relations of the United States, 1964-1968*, vol. 29.2: Japan. Washington: United States Government Printing Office 2006, pp. 55-56 [著者による翻訳].
- ²⁰ Campbell, Kurt M. / Sunohara, Tsuyoshi: „Japan: Thinking the Unthinkable“. In: Campbell, Kurt M. et al. (Ed.): *The Nuclear Tipping Point: Why States Reconsider Their Nuclear Choices*. Washington: Brookings Institution Press 2004, pp. 218-253, ここでは p. 222.
- ²¹ Wakaizumi, Kei: „The Problem for Japan“, pp. 78-79.
- ²² Campbell, Kurt M. / Sunohara, Tsuyoshi: „Japan: Thinking the Unthinkable“, p. 221.
- ²³ Okimoto, Daniel I.: „Japan’s Non-Nuclear Policy: The Problem of the NPT“, p. 313.
- ²⁴ Nixon, Richard: *Memoiren*, Frankfurt (Main): Ullstein, S. 398.
- ²⁵ Nixon, Richard: „Asia After Viet Nam“. In: *Foreign Affairs* 1 (1967), pp. 111-125, ここでは p. 114.
- ²⁶ Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, S. 236-224.
- ²⁷ Bahr, Egon: „Wandel durch Annäherung. Egon Bahr am 15. Juli 1963 in der Evangelischen Akademie Tutzing“. Quelle: http://www.fes.de/archiv/adsd_neu/inhalt/stichwort/tutzing_rede.pdf [2015.07.29 アクセス].
- ²⁸ Schröder, Karsten: *Egon Bahr*. S. 135-136.
- ²⁹ Brandt, Willy: *Erinnerungen*, Frankfurt (Main): Ullstein 1992, S. 172.
- ³⁰ Brandt, Willy: *Begegnungen und Einsichten, 1960-1975*, München: Droemersch Verlaganstalt 1978, S. 210.
- ³¹ 田嶋信雄「冷戦からデタントへ 一九四九 - 一九七三年」、工藤章/田嶋信雄(編)『戦後日独関係史』東京大学出版会2014年、25-82頁を参照のこと。協議の過程は63-65頁で記述されている。
- ³² 外務省『第1回日独政策企画協議要録』1969年2月6日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku_hokoku/pdfs/kaku_hokoku01.pdf [2015.07.30 アクセス].
- ³³ O.V.: „Ostpolitik: Jahr des Schafes“. In: *Der Spiegel* 9 (24.2.1969), S. 32. Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, S. 236.
- ³⁴ O.V.: „Ostpolitik: Jahr des Schafes“. In: *Der Spiegel* 9 (24.2.1969), S. 32.
- ³⁵ Zahl, Karl F.: *Die politische Elite Japans nach dem 2. Weltkrieg*. Wiesbaden: Harrassowitz 1973. Zahl, Karl F.: *Der Wandel des japanischen Geschichtsbildes nach dem Zweiten Weltkrieg*. (Mitteilungen des Instituts für Asienkunde; 134). Hamburg: Institut für Asienkunde 1983. 西ドイツ代表団のメンバーについて外務省『第1回日独政策企画協議要録』、47頁を参照のこと。
- ³⁶ 鏡、太田、榎、菊池の身元については日本外務省への問い合わせによって明らかになった(2013年5月9日付の回答) 討議議事録には苗字だけが記されている。その他の日本側参加者はあらかじめ日本外務省の調査を手掛かりとして明らかになっていた。外務省『“核”を求めた日本』報道において取り上げられた文書等に関する外務省調査報告書』、4頁。
- ³⁷ 外務省『第1回日独政策企画協議要録』11-12頁。Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums vom 3.-6.2.1969 in Tokio und Umgebung, hier: Zusammenfassung wichtigster Gesprächspunkte“ (19.2.1969). In: Institut für Zeitgeschichte [Schwarz, Hans-Peter et al.] (Hg.): *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland 1969*, Band 1: 1. Januar bis 30. Juni, München: Oldenbourg 2000, S. 232-237, ここでは S. 232-233.
- ³⁸ 日本共産党の代表者は参加しなかったようである。国際協議の過程についてO.V.: *Internationale Beratung der kommunistischen und Arbeiterparteien*, Moskau 1969, Berlin (Ost): Dietz 1969, S. 9-10. Berner, Wolfgang: „Die kommunistische Weltkonferenz“. In: Kaiser, Karl et al. (Hg.): *Die Internationale Politik, 1968-1969*. München: Oldenbourg 1974, S. 166-175を参照のこと。
- ³⁹ 外務省『第1回日独政策企画協議要録』、4-5頁。Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums vom 3.-6.2.1969 in Tokio und Umgebung, hier: Zusammenfassung wichtigster Gesprächspunkte“ (19.2.1969), S. 233.
- ⁴⁰ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums vom 3.-6.2.1969 in Tokio und Umgebung, hier: Zusammenfassung wichtigster Gesprächspunkte“ (19.2.1969), S. 235.
- ⁴¹ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums vom 3.-6.2.1969 in Tokio und Umgebung, hier: Zusammenfassung wichtigster Gesprächspunkte“ (19.2.1969), S. 235.
- ⁴² Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums vom 3.-6.2.1969 in Tokio und Umgebung, hier: Zusammenfassung wichtigster Gesprächspunkte“ (19.2.1969), S. 236-237.
- ⁴³ Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, S. 238.
- ⁴⁴ 核兵器不拡散条約10条についてBrandt, Willy: *Der Atomsperrvertrag*, S. 65を参照のこと。
- ⁴⁵ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums“ (13.2.1969), S. 197.
- ⁴⁶ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums“ (13.2.1969), S. 198.
- ⁴⁷ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums“ (13.2.1969), S. 197.
- ⁴⁸ NHK スペシャル・スクープ『“核”を求めた日本 被爆国の知られざる真実』、ドキュメンタリー映画、49分、2010年10月3日放送。
- ⁴⁹ 「元次官「密約文書あった」』、『朝日新聞』2009年6月30日朝刊、1頁。
- ⁵⁰ NHK スペシャル・スクープ『“核”を求めた日本』、08:43 - 09:30分。
- ⁵¹ NHK スペシャル・スクープ『“核”を求めた日本』、12:20分。

⁵² 外務省『“核”を求めた日本』報道において取り上げられた文書等に関する外務省調査報告書』14-20頁。

⁵³ NHK スペシャル・スクープ『“核”を求めた日本』、09:05 - 09:30分(村田)、30:39 - 30:50分(志垣)。

⁵⁴ 「核武装可能だが持てぬ」佐藤内閣が68・70年に秘密研究報告書、『朝日新聞』1994年11月13日朝刊、1頁。「冷戦後、問われる「非核」——日本の核政策に関する基礎的研究」、『朝日新聞』1994年11月13日朝刊、11頁。

⁵⁵ Kase, Yuri: „The Costs and Benefits of Japan’s Nuclearization: An Insight into the 1968/70 Internal Report“. In: *The Nonproliferation Review* 8/2 (2001), pp. 55–68.

⁵⁶ 「冷戦後、問われる「非核」——日本の核政策に関する基礎的研究」、11頁。

⁵⁷ NHK スペシャル取材班『“核”を求めた日本——被爆国の知られざる真実』光文社2012年、72頁。

⁵⁸ 「冷戦後、問われる「非核」——日本の核政策に関する基礎的研究」、11頁。

⁵⁹ 佐瀬昌盛「[NHK スペシャル “核”を求めた日本]で語られなかったこと」『正論』466号、156-169頁。

⁶⁰ 佐瀬によると、バールの歴史的功績は両ドイツ基本条約を締結させたことにあるが、構想の核となった「一民族二国家」論は再統一の放棄であるとして批判された。ドイツ再統一はむしろヘルムート・コールの保守政治の成果であった。バールは1990年までドイツ連邦議会の議員であったが、1982年の政権交代後はコール政治に関与することができなかった。佐瀬昌盛「[NHK スペシャル “核”を求めた日本]で語られなかったこと」、161-164頁を参照のこと。

⁶¹ 外務省『第1回日独政策企画協議要録』のような公文書のことであろう。

⁶² 佐瀬昌盛「[NHK スペシャル “核”を求めた日本]で語られなかったこと」、167頁。

⁶³ 外務省『“核”を求めた日本』報道において取り上げられた文書等に関する外務省調査報告書』、11頁。

⁶⁴ 外務省『副大臣会見記録(平成22年11月29日(月曜日))』2010年11月29日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/fuku/f_1011.html#8 [2015.08.10アクセス]。

⁶⁵ Levite, Ariel E.: „Never Say Never Again: Nuclear Reversal Revisited“. In: *International Security* 27/3 (2002/2003), pp. 59–88, ここではp. 69.

⁶⁶ 「原発を核武装潜在力に 64年首相ブレイン報告書」、『東京新聞』2009年6月30日朝刊、1頁。

⁶⁷ Wakaizumi, Kei: „The Problem for Japan“, pp. 84-85.

⁶⁸ Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, S. 209-212.

⁶⁹ Morgenthau, Hans J.: *Politics Among Nations: The Struggle for Power and Peace*. New York: A. A. Knopf 1948.

⁷⁰ Jacobs, Andreas: „Realismus“. In: Schieder, Siegfried / Spindler, Manuela (Hg.): *Theorien der Internationalen Beziehungen*. Opladen & Farmington Hills: Barbara Budrich 2006, S. 39–63, ここではS. 50.

⁷¹ 外務省『わが国の外交政策大綱』1969年9月25日、67頁、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku_hokoku/pdfs/kaku_hokoku02.pdf [2015.08.11アクセス]。

⁷² 石原慎太郎『新・墮落論——我欲と天罰』新潮社2011年、92-99頁。

⁷³ Clinton, Hillary: „America’s Pacific Century. The future of politics will be decided in Asia, not Afghanistan or Iraq, and the United States will be right at the center of the action“. In: *Foreign Policy* 11 (2011), pp. 56–63, 特にp. 58を参照のこと。当時、米国外務長官だったクリントンは米国外交の東アジアへの「方向転換」を披露してい

る。

⁷⁴ Kase, Yuri: „Japan’s Nonnuclear Weapons Policy in the Changing Security Environment: Issues, Challenges, and Strategies“. In: *World Affairs* 123.3 (2003), pp. 123–131.

⁷⁵ 新原昭治『あばかれた日米核密約』新日本出版社1987年、24-25頁。

Resume

Die Konsultationen der Planungsstäbe der Außenministerien Japans und Deutschlands und die Frage einer japanischen Atombewaffnung

— Egon Bahr und der Besuch Japans 1969 —

Maik Hendrik Sprotte

Im Februar 1969 besuchte der damalige Ministerialdirektor im Auswärtigen Amt Egon Bahr (1922–2015) in seiner Funktion als Leiter des Planungsstabes die japanische Hauptstadt. Bahr gilt als Vordenker und einer der Architekten der nach 1969 in der sozial-liberalen Regierung unter Führung Willy Brandts in reales Handeln umgesetzten „neuen“ Ostpolitik. Zweck des Besuches bundesdeutscher Diplomaten waren die ersten Konsultationen der Planungsstäbe des japanischen und bundesdeutschen Außenministeriums, die auf Initiative Japans aufgenommen werden sollten. Solche Konsultationen führte Japan sonst nur noch mit den USA, mit denen es nach der innenpolitisch nicht unumstrittenen Verlängerung des „Japanisch-Amerikanischen Sicherheitsvertrages“ 1960 in einer engen militärischen und sicherheitspolitischen Partnerschaft (und Abhängigkeit), ungeachtet eines breiten zivilgesellschaftlichen Widerstandes innerhalb der japanischen Gesellschaft, verbunden blieb.

Am Abend des 3. Oktober 2010 strahlte der öffentlich-rechtliche japanische Fernsehsender NHK eine Dokumentation unter dem Titel „Japan, das ‚Atombomben‘ zu besitzen wünschte: die unbekannte Wahrheit über das Land, das zum Opfer von Atombomben wurde“ aus. Im Zentrum dieses Dokumentarfilms stand eine zeitgenössische, von Egon Bahr verfasste, streng geheime „Aufzeichnung“ über ein abendliches Gespräch mit einigen Vertretern der japanischen Seite anlässlich der ersten deutsch-japanischen Konsultationen der Planungsstäbe beider Außenministerien vom 3. bis 6. Februar 1969 in der japanischen Hauptstadt und in Miyanoshita im Hakone-Gebiet. Gegenstand dieses Gespräches, so Bahr in seinem exklusiv an den Staatssekretär im Auswärtigen Amt Georg Ferdinand Duckwitz (1904–1973), Bundesaußenminister Willy Brandt (1913–1992) und – durch mündlichen Vortrag – Bundeskanzler Kurt Georg Kiesinger (1904–1988) gerichteten Schreiben, sei die Frage nach einer möglichen bundesdeutschen Unterstützung japanischer

Bestrebungen „auf Ebenbürtigkeit als Supermacht“ gewesen. Von japanischer Seite sei des Weiteren eine unter besonderen Umständen umzusetzende, eigenständige atomare Bewaffnung durch Japan selbst thematisiert worden.

Bahrs Aufzeichnung, deren Inhalt gleichwohl schon seit der Publikation seiner Erinnerungen unter dem Titel „Zu meiner Zeit“ bekannt ist und die als Dokumentation im Volltext bereits seit dem Jahr 2000 in der Bundesrepublik in publizierter Form vorliegt, entfaltete einen Tag nach Ausstrahlung der Dokumentation eine besondere politische Wirkung in Japan. Der damalige Außenminister Maehara Seiji (Demokratische Partei Japans) ordnete umgehend eine interne Untersuchung seines Ressorts zur Richtigkeit der Bahr-Aufzeichnung an, denn die Inhalte der Dokumentation stellten ein weiteres Mal die Glaubwürdigkeit der 1967 unter der Ägide des Ministerpräsidenten (und späteren Friedensnobelpreisträgers) Satō Eisaku (1901–1975) verkündeten und seither als „politisches Prinzip des [japanischen] Staates“ propagierten „Drei Prinzipien der Kernwaffenfreiheit“ infrage. Maeharas Parteifreund und Vorgänger im Amt des Außenministers, Okada Katsuya, hatte bereits ein Jahr zuvor eine thematisch verwandte Untersuchung zu sich bestätigenden Vorwürfen japanisch-amerikanischer Geheimabsprachen auf höchster Regierungsebene bezüglich der Einfuhr und Stationierung US-amerikanischer Atomwaffen in Japan zwischen 1960 und 1973 veranlasst, deren für die Vorgängerregierungen unvorteilhaften Ergebnisse erst im März 2010 der japanischen Öffentlichkeit vorgestellt worden waren.

In diesem Beitrag wird auf der Grundlage von Dokumenten der Außenämter der Bundesrepublik Deutschland und Japans und unter Berücksichtigung des zeitgenössischen Hintergrunds im Kontext des Japanisch-Amerikanischen Sicherheitsvertrages,

der langwierigen und detailreichen Verhandlungen über die Rückgabe der Inseln Okinawas an Japan sowie japanischer Positionen zum kontrovers diskutierten „Vertrag über die Nichtverbreitung von Kernwaffen“ (NVV) die Bedeutung und tatsächliche Wirkungsmacht der „Drei Prinzipien der Kernwaffenfreiheit“ im Abgleich mit dem realen und legitimen Schutzbedürfnis des japanischen Staates in den 1960er und frühen 1970er Jahren einer Analyse unterzogen. In einem zweiten Untersuchungsschritt soll zudem beleuchtet werden, welche Motive und Potentiale der Instrumentalisierung im Rahmen innenpolitischer Auseinandersetzungen die außenamtlichen Untersuchungen der Jahre 2009 und 2010 im Spannungsfeld der zivilen und militärischen Nutzung der Atomenergie veranlassten und leiteten.

論文

連合軍による空爆戦とドイツの戦時社会 1939-1945年

—連邦共和国における想起の文化の変遷と歴史記述の傾向

ヨルク・エヒターンカンフ

(猪狩弘美 訳)

ここ数十年の間に、ドイツ人が第二次世界大戦について想起した場合、ほとんどの人々がまず思い浮かべたのは、サイレンの轟く音や防空壕で過ごした夜、廃墟での生活だった。それも不思議ではない。というのも、ドイツのとりわけ一般市民にとって、「空爆戦」は「第三帝国」の日常生活を特徴づけるものだったからだ。ナチズムのプロパガンダは、戦時の日常における苦難や死を、前線での戦闘と言葉の上で同レベルに置くために、「銃後」について語った。それによって戦いの共同体としての「民族共同体」を呼びさましたのである。この暴力の経験は、1939年9月にドイツ帝国によって始められていた、ナチズムの征服・絶滅戦争が、自身の領土へ逆襲さながらに戻ってきた頃には遅くとも、想起を規定するような経験となった。¹

たしかに第一次世界大戦中にすでに、より小型の個々の爆弾が投下されてはいた。しかし第二次世界大戦ではじめて、爆撃隊が辺り一面を攻撃し、炎の嵐で町の中心全体を完全に破壊することを意図して、産業施設や大都市を「絨毯爆撃」で覆ったのだ。70万を超える連合軍の爆撃機がドイツに出撃し、約160万トンの爆弾が投下された。連合軍自身の損失は、15,600機と約10万人の乗組員だった（ドイツ側は防衛で57,000機を失った）。² 航空戦では、産業化された戦争がもつ、矛盾をはらむ現代性が、地上戦（戦車）におけるよりもさらに色濃く表れた。航空戦のために、すべての資源、すなわち経済的、技術的、および科学的な資源が動員された。「銃後」に関して言えば、航空戦は、莫大な組織力の投入（防空）、日常生活の統制、19世紀の社会ではほとんど考えられなかったような住民の規律を要求するものだった。

今日でもまだ、とりわけ都市部が激しい爆撃を受けたことを示す破壊の痕跡や、戦闘の規模を感じさせる防空の遺物が存在する。時には、突如として戦争の痕跡に出くわすこともある。たとえば、ベルリンやハンブルクなどには地上防空壕、ウィーンなどにはかつての高射砲台が残っている。都会の真ん中の大型駐車場をよく観察すると、そこが

空襲に遭う以前は住宅街だったことに気づく場合もある。建設作業員が、信管が装着されたままの不発弾を見つけることもある。ポツダムではこういったことが定期的に起こるのだ。

したがって、戦争終結から70年経っても「爆撃テロ」の記憶が、特にドイツで生々しいのは不思議ではない。空爆戦は、社会を戦争社会に変える要因ただだけでなく、数多くの戦後の「伝説」の基盤ともなった。それに関する公の記憶は——それが本稿のテーマなのだが——、まさに最近いくつかの論争を巻き起こした。歴史的出来事から時間が隔たれば、それについての関心が低くなるのではなく、むしろその逆なのだ。爆撃戦のイメージは、世界大戦の記憶の変遷とともに変化する。それゆえ、私は次の論拠について考えたい。すなわち、この特殊な暴力の経験についての集合的記憶は、異なる時間間隔とともに展開した、戦争に関するさまざまな記憶の変遷の、表現と結果だということである。

はじめに、いくつかの「伝説」に反して1950、60年代にも航空戦への言及があったことについて述べたい。次に、21世紀になって以降にこのテーマを特徴づけている、質的、量的変化について扱う。最後に、私はこの問題の三つの基本的な特徴を要約したい。その際には、歴史研究における航空戦の受容に目が向けられる。要するに、歴史家が過去の専門家として、文化的記憶に影響を与えたのだ。補足として、最新の研究の試みとその問題点や不足部分についても考察したい。

I. 航空戦と戦後

数年前に航空戦が大きく扱われた時、著者や出版社はそれまでの「タブー」を破ったという印象を与えた。タブー破りの新刊は売れるものだ。これについてはすぐにまた取り上げることにする。それ以来、研究によって示されたのは、戦後の東西ドイツ国家での想起の風景には、誰も踏み

込んだことのない領域はないということだ。³ 1945年以降、多数の出版物（回想録、地方史、小説）が、空爆をテーマとした。たとえ多くの場合、個々人の記憶や描写的な記述が軍事史的分析を背景に押しやったとしても、情報は十分にあったのだ。⁴

冷戦下の東ドイツでは、とりわけ1945年2月13日、14日のドレスデン爆撃が、西側の侵略的「帝国主義」の政治的象徴として用いられた。⁵ 共産主義政権は、それ自体としては平和を愛する国家の一つとしての東ドイツの自己正当化に、爆撃に対する恐怖を利用した。西ドイツの集合的記憶において爆撃は、国のレベルでは、市町村と比較して取り上げられることが少なかった。毎年の記念行事では、町の有力者や教会の代表者が重要な役割を果たし、その町で犠牲となった人々や、戦後の物質的あるいは精神的な復興が想起された。爆撃の記憶は常に、「過去の克服」の過程において、ナチズムの恐怖支配の拒絶と関連していた。軍国主義と宗教的な天皇崇拝を放棄したものの、政権自体の拒絶はしなかった日本とは異なり、ナチの犯罪的独裁とは公に一線を画した西ドイツの（東ドイツでもそうであったが）立場には、人的な連続性はあったものの、疑問の余地はなかった。⁶

空襲の被害が特に酷かった個々の都市は、次第に、無意味な恐怖、無辜の犠牲者、復興に向けた努力といったものの象徴となっていった。そういった都市には、ドイツではドレスデン、ハンブルク、さらにはヴェルツブルク、プフォルツハイム、カッセルがある。似たことが逆の意味であてはまるのは、ポーランドのワルシャワ、オランダのロッテルダム、イギリスのコヴェントリーである。そしてとりわけ東京、広島、長崎にも同様のことが言える。空襲のメッセージは、しばしば死者の数において重みを増す。死者の数は推定上の歴史的事実とみなされ、恐怖を表すのだ。

想起の歴史に関する最近の事例研究は、戦後の語りの内容と意味を分析している。その中心にあるのは都市住民の粘り強さと抵抗力で、そこでは住民は、自身をまずは外部からの暴力の犠牲者と認識し、ナチ・ドイツによる都市へのテロ攻撃は後景に退いていた。これらの研究が示すのは、誰が想起政策の立役者だったのか、そしてそれらにはどういった目的があったのかということである。その目的とはすなわち、地方を戦争社会に作り変えるための統合と動員である。この機能分析の手法には、当時のメカニズムと戦後のこれらの語りの課題が明らかになるという利点があった。むしろそれには、多くの場合、歴史的出来事そのものに光が当たらないという欠点があった。言わば、爆撃のない爆撃の歴史である。実際には、記憶の場、すなわちジェイ・ウィンターの言う sites of memory は、哀悼の場もあり、そこでは過去が現在化された。そういった過去の

現在化が行われたのは、原則的にヨルク・アーノルトが言うような形式⁷、すなわち1960年代に至るまでは戦後初期の伝統を引き継ぐ、言語上のあるいは別の象徴的な形式においてである。それゆえこの形式は、1945年以降に伝統が断絶したというテーゼ（ジェイ・ウィンターが代表的である⁸）を相対化する。航空戦の記憶は、地方エリートの政治的関心を集めただけでなく、都市の住民の大部分が体験した過去でもあった。

とりわけ1950、60年代の地方での想起に見られた航空戦に関する表現は、戦争の記憶を特徴づけた一般的な犠牲者言説とも一致するものだった。日本人もそうであったように、ドイツ人は自らを戦争の犠牲者と見ていた。⁹ ドイツにはたしかに原子爆弾は投下されなかったが、絨毯爆撃、高度の物質的破壊、住民の追放による被害が、ドイツ人による犠牲者ではなく、犠牲者としてのドイツ人を中心に置くという公的認識につながったのである。この被害者レトリックは、戦時中に由来する。ナチのプロパガンダは、犠牲者に意味を与え、個人の死を民族の不死性を保証するものとして解釈し直していたのだ。1945年以降のドイツ人は、戦争中に自身が体験した出来事を、まずは歴史解釈の中心に置き、そこには受動的に被った戦争暴力の総体としての航空戦があった。いくつかの廃墟が惨状を伝えるものとして保存され、平和のために警告を促した。その最も有名な例は、ベルリンのカイザー・ヴィルヘルム記念教会である。それに対して、ナチの恐怖政治の犠牲者とその暴力は、不在であり続けた。¹⁰

この傾向が変化したのは、1970、80年代になって、ヨーロッパ・ユダヤ人の大量殺戮が、1939年から45年の記憶の前面に置かれるようになってからである。それ以降、戦争遂行とホロコーストは、表裏一体の関係を形成している。「感じ取られた犠牲者（感情面で犠牲者となった人々）」は自身を加害者から外すことになるため、ナチズムの犠牲者に集中することは、同時に過去の克服を制限するのではないか、という議論はむしろ別の問題である。¹¹ 我々の問いに関しては、「爆撃」というテーマが、このような背景のもとで21世紀になる前後に経験した、急速な展開が興味深い。これについて次の章で論じよう。

II. 新たな爆撃戦ブーム？

ジャーナリストで歴史家のヨルク・フリードリヒが、イギリス空軍によるドイツの都市爆撃に関する著書を2002年に出版した時、専門家の枠組みを大幅に超えた、激しい感情的な議論が起こった。¹² この議論の原因は、一つには、表向き新しいテーマである『炎上』（本のタイトル）が、タブーを破ったためだった。もう一つは、爆撃戦を読者の目の前に突きつけるという問題のあるやり方のためだっ

た。

批判はどのようなものだったのか。第一に、フリードリヒは、この歴史的出来事を適切な文脈に位置づける代わりに、その考察をドイツ人の視点に限定したことが挙げられる。ヒトラーの総力戦布告、ゲーリングの空軍によるイギリス爆撃、ワルシャワ市の中心部やロッテルダムの住宅街の爆撃は扱われなかった。ハンス・ウルリヒ・ヴェーラーが批判したように¹³、総力戦で攻撃された側があらゆる手段で逆襲したという事実は、イギリスによる空爆を免責するものではないが、全体の関連を考慮に入れることによって、バランスの取れた見方が可能となるのだ。

第二に、フリードリヒは、あたかもチャーチルとヒトラー、イギリスによる都市爆撃とホロコーストが同列にあるかのような印象を与えた。爆撃の効果を説明するために、彼は、ドイツ人にとっては非常にはっきりとホロコーストを示唆するような言い回しを使った。すなわち、戦略爆撃は「絶滅戦争」になり、防空壕には、人間が「ガス殺」され「焼却炉」で焼かれた「クレマトリウム」という語が用いられている。次の引用がそのスタイルを明確に示している。「火の海から身体を避難させるための地下室は不可欠だった。なぜなら、そういった身体が十分にあったからだ。[……] 戦争は長期化し、ほとんどのドイツ人には自分たちの地下室よりもましな防護はなかった。なじみの天井が、炎の攻撃の中で思いがけず敵に変化した。備蓄石炭を運び出すようにという絶え間ない呼びかけに従った人々も、一部にはいたが、どこに運べばいいのかという疑問をもつ人もいた。人々は、ブリケットがガスで満たされるとは思わなかったのだ。[……] 地下室は[最初]冷えた炉だ。暖房用燃料のように、燃えている塊が、彼らが保管していた地下の岩石に灼熱を伝えたのだ」¹⁴

2003年にフリードリヒは、空爆犠牲者の強烈な写真が掲載された写真集をも出版し、説明のキャプションが全く不十分だったためになおさら、読者に衝撃を与えた。¹⁵ 破壊された建物や身元が判らないほどに焼け焦げた遺体、こういった写真は『炎上』の政治的メッセージと合致するもので、批評家らはフリードリヒの修正主義と人間の尊厳を侵す行為を非難した。あるいはフリードリヒは、思い切った激烈な写真に語らせることによって、航空戦を「経験可能な」ものにして、批評したかったのだろうか。本の最後に掲載された出版社の説明は、写真から距離を取っており、これほど内部の矛盾を強調するものはない。出版社は一切の責任を負いたくなかったが、利益は得たかったのだろう。

航空戦の研究はそれ以前にも行われていたものの、それは「上から」の軍事技術的な観点からのものだった。ホルスト・ボークは、特にドイツ歴史学の基本文献『ドイツ帝国と第二次世界大戦』の中で、航空戦遂行について広範に

扱った。¹⁶ この関連において、ドレスデン空襲を道徳的に非難されるべきものとして、また最終的に無意味な軍事行動として描いた、ドイツ以外の歴史家の著作が、ドイツで好んで受容された。¹⁷ フリードリヒの著書、あるいは彼が起こした議論と言った方がいいだろうが、それが次のことに関するさらなる探究の最初のきっかけとなった。第一に航空戦の歴史、第二に航空戦の記憶、すなわちフランスの歴史家ピエール・ノラの表現を使えば「第二段階の歴史」である。¹⁸

そのようにして、ドイツ再統一後に「ドレスデンのケース」の詳細な学問的検討が可能となった。ドレスデン市は2004年に、とりわけ1945年2月13、14日の空襲の正確な犠牲者数を明らかにするための、学際委員会を設置した。死者35,000人という以前の推定値は、十倍以上に膨れ上がった。極右勢力は「爆撃ホロコースト」について語った。実際の犠牲者数は最大25,000人で、明らかにもっと少なかった。そして、他にも修正されたことがある。新聞は長い間、低空の連合軍の飛行機が、燃えさかる市の中心部から逃れようとした人々を狙ったと報じていた。しかし、連合軍のそういった出撃命令の証拠は見つからなかった。委員会の仕事は、ドレスデン以外でもメディアの大きな関心を集めた。¹⁹

他の焦点は、おそらく公の場での効果はより少ないが、航空戦についての我々のイメージを中期的に特徴づけるものである。ナチ政権は、爆撃とその結果にどう反応したのか。これは、たとえば2006年のミュンヘン現代史研究所のワークショップ²⁰で提起された研究課題の一つである。そこでは民間防空の歴史について論じられた。防空組織がますます細分化したことは、ヒトラー政権の多頭支配の一つの結果と理解できる。地域・自治体レベルで見ると、地方政府が、いかに自ら主導して爆撃の結果と戦ったかが分かる。アーミン・ノルツェンは、ナチ国民福祉団(NSV)のような党組織が、1943年以降の激しい空爆下では機能しなかっただろうと強調する。「連合国の空爆がなかったら、ナチ政権は内部で強固な支持を享受し、あと何年か続いていただろう」と彼は論じた。²¹

もう一つの重要な問いは、爆撃が社会にどういった影響を与えたかである。「民族同胞の女性たち」は、すでに早い時期から民間防空で主要な役割を担った。その意味で、民間防空はナチ時代の民族共同体における女性の動員に役に立った。²² また、防空に伴って「戦死した」女性が、「戦死した」兵士と同列に置かれたことも象徴的だった。私刑も関心を集め、連合軍パイロットに対する約350の私刑殺人が取り上げられている。もっとも彼らを殺害したのは主にナチの役職者で、「民の裁き」の犠牲となったのはごく稀だった。²³ 航空戦というテーマがナチズム研究の文脈にどう埋め込まれたかを示唆するためには、ナチ支配の歴

史、性の歴史、暴力の歴史といったキーワードで、ここでは十分だろう。

さらなる重点は「第二段階の歴史」、すなわち航空戦の記憶の歴史に置かれている。ここには、現在に向けて弧が描かれている。いくつかの「伝説」および解釈や議論の型がいかに強い生命力をもつかを、壊滅的爆撃の標的となったドイツ第二の都市ハンブルクの例は示した。マルテ・ティーセンは、都市における想起の文化の展開を三つの段階に分けている。²⁴ 第一に「追悼の確立1945年～1955年」、第二に「定められた型の中での想起1956年～1979年」、第三に1995年まで続いた「想起のブーム」である。西ドイツにおける1980年以降の平和運動の興隆によっても、1943年の破壊と1945年の終戦に関する対照的な記念行事の並置は続いたが、より大きな歴史的な文脈も作り出された。航空戦と「解放」としての終戦は、同価値をもつ集合的な記憶の場となった。1993年によく、ヘニング・フォン・シュラウ市長（社会民主党）が、「ドイツ国内の平和が極右勢力によって脅かされている時代において、ハンブルクでも7月25日から8月3日までの出来事が孤立した突然の自然現象ではないことを想起しなければならない」と指摘した。²⁵ 21世紀初頭には、ハンブルクの公的記憶は、爆撃と追放の犠牲者に関する感情的な議論によって特徴づけられていた。想起の文化の変遷には、結局のところ世代間の断絶が役割を果たしている。このこともハンブルクの例は示している。もし、自身の経験に即して想起できる人間がもはや存在しなければ（ドイツのメディアは好んで「時代の証人」について語る）、すなわち、もはや歴史の証人が存在しない場合には、あるいは客観的で多種多様な考察が、より容易になるかもしれない。何の感情も関わらない場合には、ハンブルク爆撃のような恐ろしい出来事も歴史化される、つまり、ナチの都市史の歴史の文脈の中に統合されるのだ。ハンブルクにおけるこの展開は、私がいま概略を述べたような、西ドイツにおける1939年から1945年の一般的な想起の傾向の変遷を反映している。航空戦研究は、この想起の歴史における変化の結果であると同時に推進力でもある。

航空戦との新たな取り組み方がはっきりと見られるのは、結局、復興の象徴的な実践においてである。それに関しては、ドレスデンとポツダムという二つの例が際立つ。ドレスデンでは、東西ドイツ統一の少し後の1994年に、1945年に破壊されたフラウエン教会再建のための礎石が置かれた。破壊から60年後の2005年、ドレスデン市は、東ドイツ時代にはその廃墟が警告の記念碑として機能していた教会の落成を祝った。この再建は市民運動の取り組みの表れだった。1億8000万ユーロのコストの大部分は、寄付によって賄われた。

それに対して評価が定まらないのは、かつてのえいじま衛戍教会

の建物を再建するという、ポツダムのプロジェクトである。²⁶ 衛戍教会は、1945年のイギリスの空襲で激しく損傷し、1968年に社会主義政権によって爆破された。再建に対して異論がある理由は、この教会が、ドイツ人の集合的記憶において1933年の「ポツダムの日」と結びついているためである。この教会で、ヒンデンブルク大統領と新首相アドルフ・ヒトラーが握手をかわしたのだった。国民保守的なエリートが、かつてのプロイセンとの結びつきによってナチズムを「上流社会に通用」させたという、今日まで続くイメージである。第三帝国のそのような象徴を再建することを、反対者は激しく拒否しているのだ。これも、想起の歴史の文脈における市民社会の取り組みの表れの一つである。

ドレスデンとポツダムの両方の場合において、再建の支持者は、その根拠は和解の機能にあるとしている。フラウエン教会と衛戍教会は、どちらもイギリスの爆撃で破壊され、以後はかつての敵国が和解したことの不動の証とされる。ポツダムの衛戍教会は、時代遅れの人々のための巡礼地ではなく、その反対に「和解の中心地」にならなければならないのだ。両方のケースで、さらに同じ象徴によって、この独英の和解が示されているのも不思議ではない。すなわち、コヴェントリーの釘の十字架のことである。（イギリスの都市のこの教会は、1940年11月14、15日のドイツの爆撃によって焼失した。廃墟内に三つの大きな釘が見つかり、それが後に十字架の形に組み合わせられた。宗教的解釈によれば、破壊からキリスト教の希望の兆しが生じたのだ。）

和解の印における独英間の象徴的な結びつきは、結局、航空戦に関する研究や記憶における欠落を示しており、それについては最後に指摘したい。そこでは、歴史学の新たな取り組みだけでなく、ヨーロッパ規模の、さらに大西洋の向こう側の第二次世界大戦に関する記憶を把握する傾向も関連してくる。

このように、ここでも国民史的な視点を克服することが、展望を開くように思える。それは、航空戦のグローバルな歴史でなくともよい。付加価値を約束するのは、比較研究、あるいは歴史の絡み合いを考慮した研究である。それらの試みは、航空戦の歴史だけでなく、その想起の歴史にも適用することができる。このようにして、ドイツのある都市で広島への原爆投下が記憶されたか、あるいはどう記憶されたかといったことが問われうる。少なくないドイツの都市で、通りや広場に広島の名がつけられている。たとえば、ギーセン、ゲッティンゲン、ニュルンベルク、そしてとりわけベルリンである。ベルリンの日本大使館はヒロシマ通りにある。名づけの根拠としては、連帯の思想が強調されるだけでなく、条件法での歴史的つながりも指摘される。すなわち、日本の港町の代わりにドイツの首都に

原爆が投下されていたかもしれないという可能性である。ポツダムでは、2007年にヒロシマ広場への追悼施設の設立と運営、ならびに「広島、長崎への原爆投下の犠牲者追悼の保護」のための協会が設立された。寄付によって運営されている「ポツダム・ヒロシマ広場をつくる会」は、市長の後援の下にあり、リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー元連邦大統領の「精神的支援」を受けた。後援者には、ベルリンとポツダムの独日協会、広島市と長崎市、社会民主党と同盟90/緑の党の地方組織、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）がある。²⁷ 戦後60年の2005年にはすでに、緑の党とIPPNWの代表が、その広場を「象徴的に」ヒロシマ広場と名付けた。²⁸ 2011年末には、ヒロシマ・ナガサキ広場と改名された。福島原発事故の後、協会は、原爆の犠牲者を、原子力の平和利用の放射線被害者である「ヒバクシャ」との関連の中に置いた。原爆投下の追悼の場が、核廃絶を訴えるためだけではなく、原子力エネルギーの平和的利用と軍事的利用を「同一のコインの両面」とみなすことに使われたのだ。この結びつきは、日本では数十年にわたって自明ではなかった。日本における1945年の空爆戦に関する公的な記憶は、「原子力は爆弾の取引である」という政治的表現のうちに芽生え、その皮肉ははるか遠くまで届いたのだ。²⁹

もう一つの例として、先ほどのドレスデンとコヴェントリーのケースがある。³⁰ 両都市の協力関係はすでに1956年に始まった。シュテファン・ゲーベルが「コヴェントリーとドレスデン：国境を越えた想起のネットワーク」に示すように、この年に平和主義のイギリスの労働者らが「コヴェントリー・ドレスデン友好協会」を設立し、その理念が社会主義統一党の賛同を得たのだった。比較の観点から次のことが問われうる。すなわち、ドイツとヨーロッパの諸都市は、爆撃のXデーをどう記憶しているのか。冷戦と平和運動は、航空戦との関わり方にどのような効果を現したのだろうか。冷戦終結は、どんな意味をもったのか。³¹ 知覚史の意味においては、それぞれの国で破壊がどう受容されたかが問われうるだろう。このような国民史とは異なる視点においても、より根本的な問いが追究されうる。つまり、かつての支配的な語りがその効力を失った場合、具体的な破壊の場は、現代社会の歴史・政治的な自己理解のために、どのような意味をもつのかという問いである。³²

Ⅲ. 新たな視点

私は本稿のはじめで、西ドイツにおける想起の文化に、いかに「爆撃」を位置づけることができるか、そしてこのテーマが歴史研究においてどのような役割を果たしてきたかという問いを投げかけた。次の三つの考察が、結論になりうるだろう。第一に、爆撃戦への新たな関心は、(西)

ドイツの想起の文化の中における、広範囲に及ぶ変化の一部である。1945年から60年の間には自国の苦難の歴史に焦点が当てられ、1980、90年代には「犠牲者との同一視」が見られたが、その後で新たな展望が開けた。第二に、たとえ公の場でこれと反対のことが好んで主張されているとしても、歴史家は航空戦、その社会的結末と記憶を忘れてはいなかった。爆撃は、とくに第二次世界大戦中の知られざる出来事ではなくなっている。正しいのは、研究の及んでいない部分があるということだ。歴史学の分野での、最近の文化史的な、国家の枠組みを越えた取り組みが、ここで新たな研究分野の輪郭を描いている。

航空戦の過去は、ようやく「道徳から解き放たれ」うる。これが第三の結論である。冷戦終結と世代交代を経て、以前よりも、航空戦の歴史を書いたり、それを罪の問題や相殺の試みとは切り離された公の記憶において保ち続けたりする機会に恵まれるようになったのだ。そこにはまさに、航空戦史の今後の「ヨーロッパ化」のための前提条件が存在するのである。

¹ 本稿は、日独共同大学院プログラム「市民社会の形態変容、日独比較の観点から」秋季セミナー（2014年9月29日～10月4日、東京大学）で行った講演に加筆・修正したものである。Ralf Blank, *Kriegsalltag und Luftkrieg an der "Heimatfront"*, in: *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, Bd. 9: *Die deutsche Kriegsgesellschaft 1939 bis 1945*, Teilbd. 1: *Politisierung – Vernichtung – Überleben*. Hg. im Auftrag des Militärgeschichtlichen Forschungsamtes von Jörg Echternkamp, München 2004, S. 357-461; 比較の観点からの文献は: Dietmar Süß (Hg.), *Tod aus der Luft. Kriegsgesellschaft und Luftkrieg in Deutschland und England*, München 2011. 航空戦に関する基本的な軍事・社会史が、東西ドイツ統一の時期に(東)ベルリンの歴史家によって書かれている。Olaf Groehler, *Bombenkrieg gegen Deutschland*, Berlin 1990.

² Richard Overy, *The Bombing War: Europe 1939-1945*, 2013 (dt. Der Bombenkrieg: Europa 1939 bis 1945, Berlin 2014).

³ Volker Hage, *Zeugen der Zerstörung. Die Literaten und der Luftkrieg. Essay und Gespräche*, Frankfurt/Main 2003, ders. (Hg.), Hamburg 1943. *Literarische Zeugnisse zum Feuersturm*, Frankfurt/Main 2003, Dietmar Süß, *Memories of the Air War*, in: *Journal of Contemporary History* 43 (2008), 3, S. 333-342; Jörg Arnold, Dietmar Süß, Malte Thießen (Hg.), *Untergänge und Neuanfänge. Erinnerungen an den Luftkrieg in Europa*, Göttingen 2009. これに対する以前の文献としては: W.G. Sebald, *Luftkrieg und Literatur. Mit einem Essay zu Alfred Andersch*, München/Wien 1999.

⁴ 比較的最近の例としては以下を参照のこと。Oliver Lubrich (Hg.), *Berichte aus der Abwurfzone*, Berlin 2007.

⁵ Margalit, Gilad: *Der Luftangriff auf Dresden. Seine Bedeutung für die Erinnerungspolitik der DDR und für die Herauskristallisierung einer historischen Kriegserinnerung im Westen*, in: Susanne Düwell und Mathias Schmidt (Hg.): *Narrative der Shoah. Repräsentationen der Vergangenheit in Historiographie, Kunst und Politik*, Paderborn u.a. 2002, S. 189-207. Gilad Margalit, *Dresden und die Erinnerungspolitik der DDR*, in: *historicum.net*, URL: http://www.historicum.net/no_cache/persistent/artikel/1787/

- ⁶ Vgl. ISHIDA Yuji, *Overcoming the Past. Postwar Japan and Germany*, in: Han Sang-Jin (Hg.), *Divided Nations and Transitional Justice. What Germany, Japan, and South Korea Can Teach the World*, Boulder 2012, 146-159. 日本の場合、「克服されるべき」過去がどの期間を指すのか——1937から45年までの太平洋戦争なのか、1910年あるいは1895年以降の植民地支配も含まれるのか——が不明確であるが、ドイツの「過去の克服」は1933年から45年の時期に限定されている。
- ⁷ Jörg Arnold, *The Allied Air War and Urban Memory. The Legacy of Strategic Bombing in Germany*, Cambridge 2011; これに関する私の書評は: in: *The Journal of Modern History* Vol. 85, No. 3 (September 2013), pp. 722-723.
- ⁸ Jay Winter, *Sites of memory*, 1995, p. 9.
- ⁹ 日本に関しては以下を参照のこと。ISHIDA Yuji, “Vergangenheitsbewältigung im Vergleich. Faktoren, die Japan und die Bundesrepublik Deutschland unterscheiden, in: *Ferne Gefährten. 150 Jahre deutsch-japanische Beziehungen. Begleitband zur Sonderausstellung*, hrsg. von Curt-Engelhorn-Stiftung für die Reiss-Engelhorn Museen und dem Verband der Deutsch-Japanischen Gesellschaften, Regensburg S. 262-265, hier: 264.
- ¹⁰ さらなる文献として以下を参照のこと。Jörg Echternkamp, *Soldaten im Nachkrieg. Historische Deutungskonflikte und westdeutsche Demokratisierung 1945-1955*, München 2014. 西ドイツにおける民主化は、日本の場合と異なり、戦前の1920年代の発展や経験の上に、それがワイマール共和国の危機であっても、築くことが可能だった。
- ¹¹ Ulrike Jureit, Christian Schneider, *Gefühlte Opfer. Illusionen der Vergangenheitsbewältigung*, Stuttgart 2010.
- ¹² Jörg Friedrich, *Der Brand. Deutschland im Bombenkrieg 1940-1945*, München 2002. これに関しては以下を参照。Klaus Naumann, *Bombenkrieg - Totaler Krieg - Massaker. Jörg Friedrichs Buch “Der Brand” in der Diskussion*, in: *Mittelweg* 36, 12 (2003) H. 4, S. 40-60; Ralf Blank, Jörg Friedrich; *Der Brand. Deutschland im Bombenkrieg. Eine kritische Auseinandersetzung*, in: *Militärgeschichtliche Zeitschrift* 63 (2004), S. 175-186.
- ¹³ Vergleichen – nicht moralisieren. Hans-Ulrich Wehler über die Bombenkriegsdebatte, in: *Spiegel special „Als Feuer vom Himmel fiel. Der Bombenkrieg gegen die Deutschen“*, 1.4.2003; URL: <http://www.spiegel.de/spiegel/spiegelspecial/d-26766637.html>.
- ¹⁴ Friedrich, *Der Brand*, S. 386.
- ¹⁵ Jörg Friedrich, *Brandstätten. Der Anblick des Bombenkriegs*, München 2003. Vgl. die Rezension von Ralf Blank: Rezension zu: Friedrich, Jörg: *Brandstätten. Der Anblick des Bombenkriegs*. München 2003, in: *H-Soz-Kult*, 22.10.2003, <http://www.hsozkult.de/publicationreview/id/rezbuecher-3483>.
- ¹⁶ Horst Boog, *Der anglo-amerikanische Luftkrieg über Europa und die deutsche Luftverteidigung*, in: *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, Bd. 6, Stuttgart 1990, S. 429-560; ders., *Strategischer Luftkrieg in Europa und Reichsluftverteidigung 1943-1944*, in: *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, Bd. 7, Stuttgart 2001, S. 3-415. Vgl. auch ders. (Hg.), *Luftkriegführung im Zweiten Weltkrieg. Ein internationaler Vergleich*, Herford 1993.
- ¹⁷ Frederick Taylor, *Dresden, Dienstag, 13. Februar 1945. Militärische Logik oder blanker Terror?* München 2005; A. C. Grayling, *Die toten Städte. Waren die alliierten Bombenangriffe Kriegsverbrechen?*, München 2007.
- ¹⁸ Baas von Benda-Beckmann: *A German Catastrophe? German Historians and the Allied Bombings, 1945-2010*. Amsterdam University Press, Amsterdam 2010.
- ¹⁹ *Die Zerstörung Dresdens 13. bis 15. Februar 1945. Gutachten und Ergebnisse der Dresdner Historikerkommission zur Ermittlung der Opferzahlen*, Göttingen 2010, URL: https://www.dresden.de/media/pdf/infoblaetter/Historikerkommission_Dresden1945_Abschlussbericht_V1_14a.pdf (1.7.2015).
- ²⁰ Dietmar Süß (Hg.), *Deutschland im Luftkrieg. Geschichte und Erinnerung*, München 2007.
- ²¹ 同書, S. 66. たとえば次の地方研究も参照のこと。Sven Felix Kellerhoff / Wieland Giebel (Hg.), *Als die Tage zu Nächten wurden. Berliner Schicksale im Luftkrieg*, Berlin 2003, Nina Grontzki, Gerd Niewerth, Rolf Potthoff (Hg.), *Als die Steiner Feuer fingen. Der Bombenkrieg im Ruhrgebiet. Erinnerungen*, Essen 2003. In den 1990er Jahren erschienen etwa Wilfried Beer, *Kriegsalltag an der Heimatfront. Alliiertes Luftkrieg und deutsche Gegenmaßnahmen zur Abwehr und Schadensbegrenzung*, dargestellt für den Raum Münster. Bremen 1990, Gerd Ueberschär: *Freiburg im Luftkrieg: 1939 - 1945*, Freiburg i.Br. 1990.
- ²² Nicole Kramer, *Volksgenossinnen an der Heimatfront: Mobilisierung, Verhalten, Erinnerung*, Göttingen 2011, v.a. S. 103-180.
- ²³ Barbara Grimm, *Lynchmorde an alliierten Fliegern im Zweiten Weltkrieg*, in: Dietmar Süß (Hg.), *Deutschland im Luftkrieg*. S. 71-84, 83f. Klaus-Michael Mallmann, „Volksjustiz gegen anglo-amerikanische Mörder.“ *Die Massaker an westalliierten Fliegern und Fallschirmspringern 1944/45*, in: Alfred Gottwaldt, Norbert Kampe, Peter Klein (Hg.), *NS-Gewaltherrschaft. Beiträge zur historischen Forschung und juristischen Aufarbeitung*, Berlin 2005, S. 202-213.
- ²⁴ Malte Thießen, *Eingebrannt ins Gedächtnis. Hamburgs Gedenken an Luftkrieg und Kriegsende 1943 bis 2005*, München 2007.
- ²⁵ Thiessen, *Eingebrannt ins Gedächtnis*, S. 128.
- ²⁶ Vgl. Michael Epkenhans / Carmen Winkel (Hg.), *Die Garnisonkirche Potsdam. Zwischen Mythos und Erinnerung*, Potsdam 2013.
- ²⁷ http://www.hiroshima-platz-potsdam.de/informationen/uh_liste.htm.
- ²⁸ *Symbolisch Hiroshima-Platz benannt*, in: *Potsdamer Neueste Nachrichten*, 25.07.2005.
- ²⁹ Uwe Fröhlich, *Rede zur Mahnwache: Nach Hiroshima und Nagasaki und Fukushima*, 11.02.2012, URL: http://www.bund-brandenburg.de/fileadmin/bundgruppen/lvbrandenburg/Klimaschutz_Energie/Rede_zur_Mahnwache_Fukushima.pdf. (「ポツダム・ヒロシマ広場をつくる会」会長のフレイリヒの挨拶)
- ³⁰ Vgl. Stefan Goebel, *Coventry und Dresden: Transnationale Netzwerke der Erinnerung in den 1950er und 1960er Jahren*, in: Dietmar Süß (Hg.), *Deutschland im Luftkrieg*, S. 111-120.
- ³¹ Jörg Arnold, Dietmar Süß, Malte Thiessen (Hg.), *Luftkrieg: Erinnerungen in Deutschland und Europa*, Göttingen 2009.
- ³² たとえば以下を参照のこと。Norbert Frei, Volkhard Knigge (Hg.), *Verbrechen erinnern. Die Auseinandersetzung mit Holocaust und Völkermord*, München 2002; Carola Sachse, Edgar Wolfrum, Regina Fritz (Hg.), *Nationen und ihre Selbstbilder. Postdiktatorische Gesellschaften in Europa*, Göttingen 2008. Dietmar Süß, *Erinnerungen an den Luftkrieg in Deutschland und Großbritannien* URL: <http://www.bpb.de/geschichte/nationalsozialismus/dossier-nationalsozialismus/39584/erinnerungen-an-den-luftkrieg?p=all>.

執筆者紹介／Contributors

池田朋洋 東京大学大学院総合文化研究科超域文化科学専攻文化人類学分野博士課程3年/日本学術振興会特別研究員(DC1)
Tomohiro Ikeda, Doctoral Student, (Cultural Anthropology Course,) Department of Interdisciplinary Cultural Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo (Research Fellowship for Young Scientists, Japan Society for the Promotion of Science)

松本尚子 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程3年
Naoko Matsumoto, Doctoral Student, Department of Area Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

マイク・ヘンドリック・シュプロッテ マルティン・ルター・ハレ・ヴィッテンベルク大学日独共同大学院助教
Maik Hendrik Sprotte, Assistant Professor, German-Japanese Joint Graduate School, Martin Luther University Halle-Wittenberg

ヨルク・エヒターンカンブ マルティン・ルター・ハレ・ヴィッテンベルク大学講師
Jörg Echternkamp, Lecturer, Martin Luther University Halle-Wittenberg

猪狩弘美 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻特任研究員
Hiromi Igari, Project Researcher, Department of Area Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター 『ヨーロッパ研究 (European Studies)』論文・研究ノート募集

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センターの研究紀要『ヨーロッパ研究 (European Studies)』(電子ジャーナル)の2016年12月刊行予定号に掲載する電子ジャーナル論文および研究ノートを以下の要領で募集します。

『ヨーロッパ研究 (電子ジャーナル)』募集要領

1. 執筆資格

- 1) 東京大学大学院に籍を置く学生ならびに教員。
- 2) その他、ドイツ・ヨーロッパ研究センター執行委員会が適当と認めた者。

2. 投稿論文・研究ノートの提出

- 1) 投稿希望者は2016年7月28日(木)15時までに journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp 宛にデータを送付すること。その際に、必ず添付した送付ファイルの形式を明記すること。また、同日までにA4用紙に印字した本体、表紙、要旨を各3部、ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室まで郵送提出すること。(同日消印有効)
- 2) 7月29日(金)夕方までに受領確認のメールが届かない場合には、ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室まで問い合わせること。
- 3) 匿名査読のため、論文・研究ノートの表紙は本体とは別にし、論文題目(日本語と英語の題目は必須、ドイツ語、フランス語で本文もしくは要旨が書かれている場合には該当言語でも明記すること)、氏名、所属、指導教員名(学生の場合)、住所、電話番号、メール・アドレス、欧文(日本文)校閲者、文字数(脚注、文末脚注、図表およびスペースを含める)を明記すること。論文本体には、以上のうち論文題目のみを記載すること。
- 4) 論文(研究ノート)には必ず要旨を付ける。要旨は論文(研究ノート)本体が日本語の場合には英語、ドイツ語、フランス語のいずれかの言語で、論文(研究ノート)が上記のヨーロッパ言語の場合には日本語で書くものとする。要旨にも該当言語での題目をつけること。
- 5) 欧文で執筆する論文(研究ノート)並びに要旨は必ず然るべきネイティブ・スピーカーの校閲を経ること。欧文校閲者の名前と身分を必ず表紙に明記すること。なお、日本語が母語でないものが日本語の論文(研究ノート)並びに要旨を執筆するさいも、表紙に日本語校閲者を明記すること。

3. 論文の条件

- 1) 未発表のものに限る。
- 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
- 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。
- 4) 論文の長さは、本文、脚注、図表を含めて、日本語の場合、20,000字以上28,000字以内、欧文の場合、6,000ワード以上8,000ワード以内とする。特に、上限字数については厳守すること。上限字数を越える原稿は審査の対象外となることがある。また、匿名査読のため、論文本体および要旨には、執筆者を特定できるような記述はしないこと。
- 5) 論文要旨の長さは、邦文については1,600字、欧文については800ワード以内とする。

4. 研究ノートの特件

- 1) 未発表のものに限る。
- 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
- 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。
- 4) 研究ノートの長さは、本文、脚注、図表を含めて、日本語の場合16,000字以内、欧文の場合には4,500ワード以内とする。字数を厳守すること。また、匿名査読のため、研究ノート本体および要旨には、執筆者を特定できるような記述はしないこと。
- 5) 研究ノートの要旨の長さは、邦文については800字、欧文については400ワード以内とする。

5. 論文・研究ノートの審査

- 1) 論文等の採否はドイツ・ヨーロッパ研究センターが決定し、審査結果は9月下旬までに連絡する予定である。
- 2) 審査の結果、書き直しを求める場合がある。
- 3) ドイツ語、英語で執筆された論文、ドイツ研究、ドイツに関連したヨーロッパ研究、ヨーロッパ全体にかかわる研究にかんする論文が、掲載にあたって優先される。
- 4) 論文等が採用された場合、10月から12月にかけて校正を行う必要があるため、留意すること。掲載が認められても校正時に連絡が取れない場合、不掲載となることもある。

6. 問い合わせ先および原稿送付先

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構

ドイツ・ヨーロッパ研究センター

153-8902

東京都目黒区駒場3-8-1 9号館3階313号室

TEL/FAX 03-5454-6112

E-Mail: journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp

ヨーロッパ研究 第15号

European Studies Vol.15

ドイツ・ヨーロッパ研究センター 編集委員 平松英人

2016年2月10日 発行

発行 東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構
ドイツ・ヨーロッパ研究センター
東京都目黒区駒場3-8-1

製作 株式会社 白峰社
東京都豊島区東池袋5-49-6

ヨーロッパ研究 15

DESK

Zentrum für Deutschland- und Europastudien, Universität Tokyo, Komaba
Center for German and European Studies
Institute for Advanced Global Studies
Graduate School of Arts and Sciences
The University of Tokyo